1992年度

平城宮跡発掘調査部
発掘調査概報

1993

奈良国立文化財研究所

第238次調査　第二次朝堂院東第五堂の遺構全景（南東から）

凡　　例

1．本書は，奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部が1992年度に実施した平城宮跡，平城京内遺跡等の発掘調査の概要報告である。各調査報告の執筆は，各現場の発掘担当者が行なった。

2．発掘遺構図に付した座標値は，平城宮内遺構，平城京内遺構共に国土方眼第Ⅵ座標系による座標値である。高さはすべて海抜高で示す。

3．遺構図には，遺構ごとに一連の番号を付け，番号の前に，ＳＡ（築地・塀），ＳＢ（建物），ＳＣ（廊），ＳＤ（溝・濠），ＳＥ（井戸），ＳＦ（道路），ＳＫ（土坑），ＳＳ（足場），ＳＸ（その他）などの分類記号を付した。なお遺構番号のなかには仮番号で示したものを含んでいる。

4．平城宮出土軒瓦・土器の編年は次のように表わす（カッコ内は西暦による略年代）。平城京内についてもこれを準用した。

軒瓦；平城宮出土軒瓦編年第Ⅰ期（708～721），第Ⅱ期（721～745），第Ⅲ期（745～757），第Ⅳ期（757～770），第Ⅴ期（770～784）

土器；平城宮土器Ⅰ（710），Ⅱ（725），Ⅲ（750），Ⅳ（765），Ⅴ（780），Ⅵ（800），Ⅶ（825）

目　　次

I　平城宮の調査 ……2

1　式部省の調査　第229・235次……3
2　式部省東官衙の調査　第236次……24
3　第二次朝堂院東第五堂の調査　第238次……39
4　東面大垣の調査　第234－11次……49
5　西面大垣の調査　第234－12次……53

II　平城京及び京内寺院等の調査 ……55

6　左京三条一坊十・十五・十六坪の調査　第230次……57
7　東紀寺遺跡の調査　第240次……67
8　平城宮北方の調査　第234－6次……71
9　東一坊大路西側溝の調査　第234－9次……73
10　左京三条一坊十坪の調査　第234－10次……74
11　薬師寺講堂・北面回廊の調査　第233次……75
12　頭塔の調査　第237次……83
13　東大寺南大門の調査　第234－2次……89
14　法華寺旧境内の調査　第234－3,15次…… 92

別表　小規模調査等概要（第234－1,4,5,7,8,13,14,16,17,18次） ……96

Ⅰ　平城宮の調査

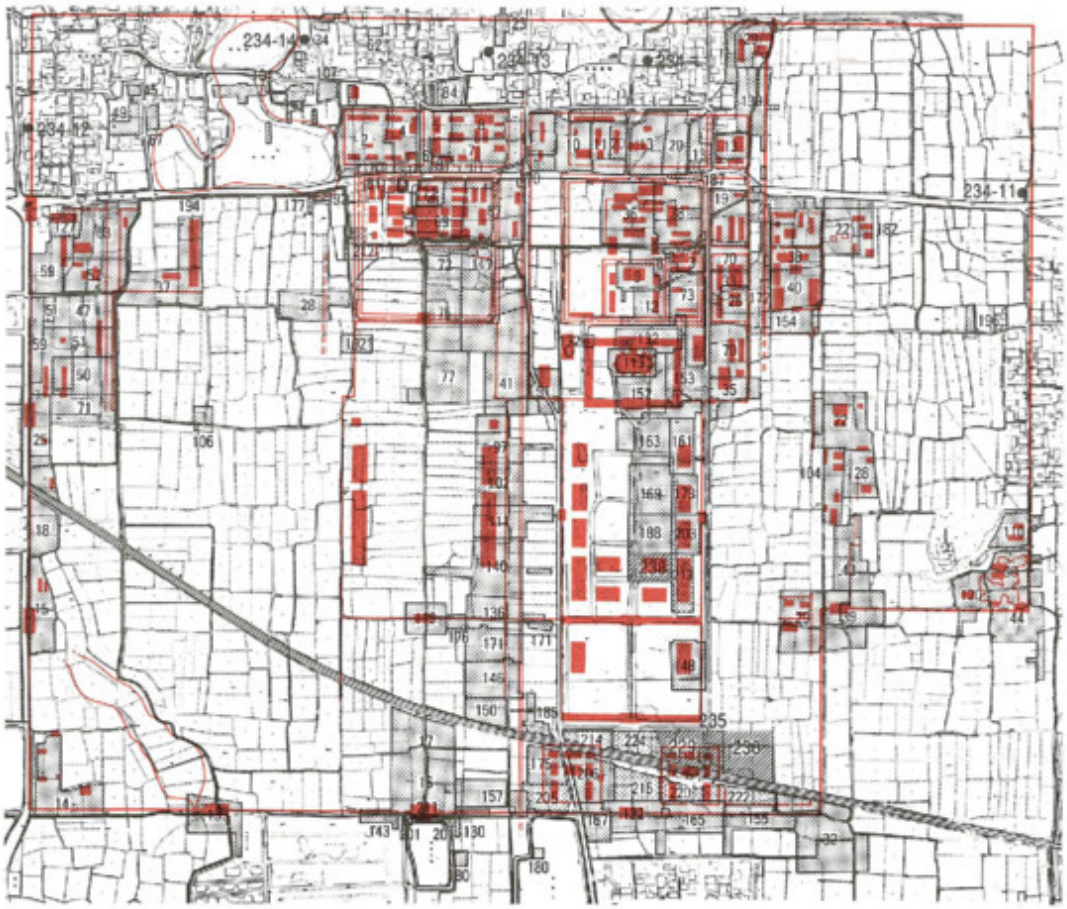

図1　1992年度平城宮内発掘調査位置図　1：10000

表1　1992年度　平城宮跡発掘調査一覧（＊は巻末別表に概要掲載）

調査次数	調査地区	地区名	面積(㎡)	調査期間	調査担当者	備考
229	式部省	6AAX・6AAH 6AAY・6AAI	2,400	4. 2～ 7. 9	小沢　毅	
235	式部省	6AAH・6AAI	1,200	9. 1～ 9.24	巽　淳一郎	
236	式部省東官衙	6AAH・6AAI	3,300	10. 3～12.26	中村　慎一	
238	朝堂院東第五堂	6AAV	2,400	1. 7～ 4 .8	岸本　直文	
＊234－1	平城宮内	6AAN	20	4. 6～ 4. 8	玉田　芳英	西川菊次宅
234－11	平城宮東面大垣	6ALB・6ALC	125	12. 1～12.15	渡辺　晃宏	奈良市河川改修
234－12	平城宮西面大垣	6ADB	30	1.27～ 2. 5	藤田　盟児	欽喜寺
＊234－13	平城宮内	6ABN	21	2.10～ 2.12	舘野　和己	福島哲男宅
＊234－14	平城宮内	6ABN	27	2.16～ 2.19	毛利光俊彦	南本　彰宅

1　式部省の調査　　第229・235次

1　はじめに

平城宮南面大垣にひらく壬生門の北側には，奈良時代後半に二つの官衙が東西に並立していた。西側が兵部省，東側が式部省である。これらは，1985年度の第165・167次調査によって，それぞれ区画南辺の築地を検出し，存在が明らかになった。その後，兵部省については，第175・205・206・214次と調査を重ねて，市道および線路敷の部分を除き，発掘調査は基本的に終了している。築地で囲まれた一辺250尺の正方形の区画で，内部は左右対称の建物配置をとる。また両省の中間の地域については，第216・224次調査により，宮内道路をはじめ，仮設建物や旗竿とみられる多数の独立柱穴を確認した。基本的には空閑地であるが，朝集院前面の空間利用を知るうえで，興味深い成果といえる。

一方，東側の式部省については，南半部の第220・222次調査に続き，1992年度に北半部の第229・235次調査を実施した。これによって，線路敷と水路部分などに未調査区を残すものの，式部省の発掘調査は一応完了したことになる。同省のほ

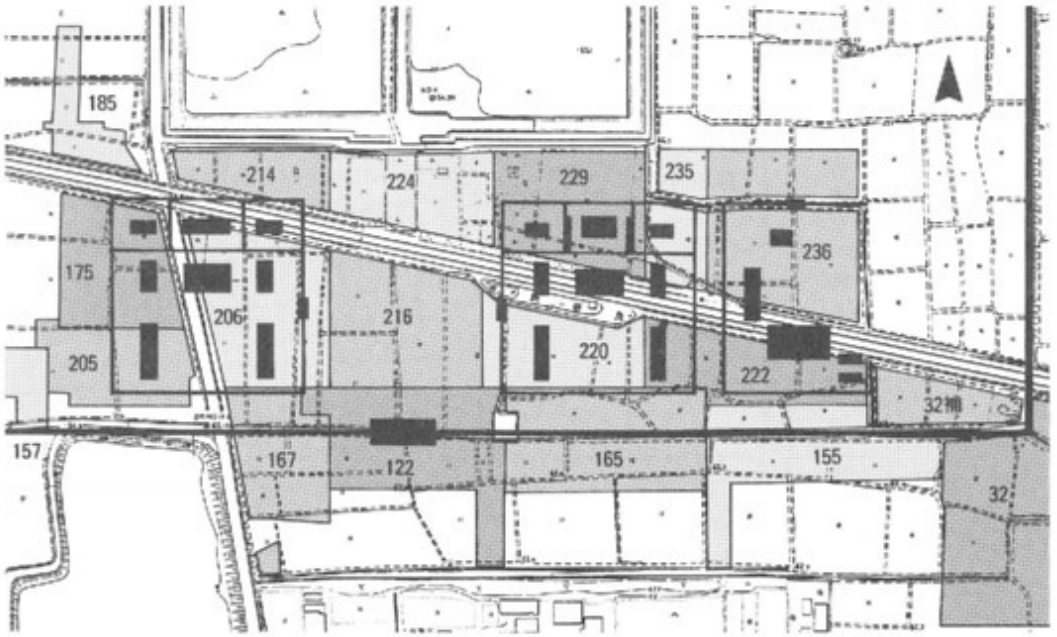

図2　平城宮南辺官衙の調査状況　1：3000

ぼ全容が判明し，同時に未調査部分を相互補完するかたちで，兵部省・式部省の正確な復原が可能となった。この中で，両省の細部にわたる異同とともに，従来の兵部省復原を改訂する必要性が明らかとなっている。

2　調査地の地形と基本層序

平城宮内裏および第二次大極殿・朝堂院地区は，市庭古墳（平城天皇楊梅陵）の載る舌状の尾根上に位置する。これは砂礫を主体とした硬質の洪積層からなるが，この尾根はほぼ朝堂院地域で終わり，朝集院およびその南方には沖積層が広がっている。兵部省・式部省などの平城宮南辺官衙は，基本的にこの沖積層の上に造営されたものである。今回の調査地における地形は，北西から南東に向けて緩やかに傾斜しており，西隣の第224次調査区からつづく微高地の末端にあたる。調査区内には，南半部を中心に，広く平城宮造営時の整地土が認められるが，それほど厚いものではない。隣接地域の弥生時代の遺構の残存状況からみても，平城宮造

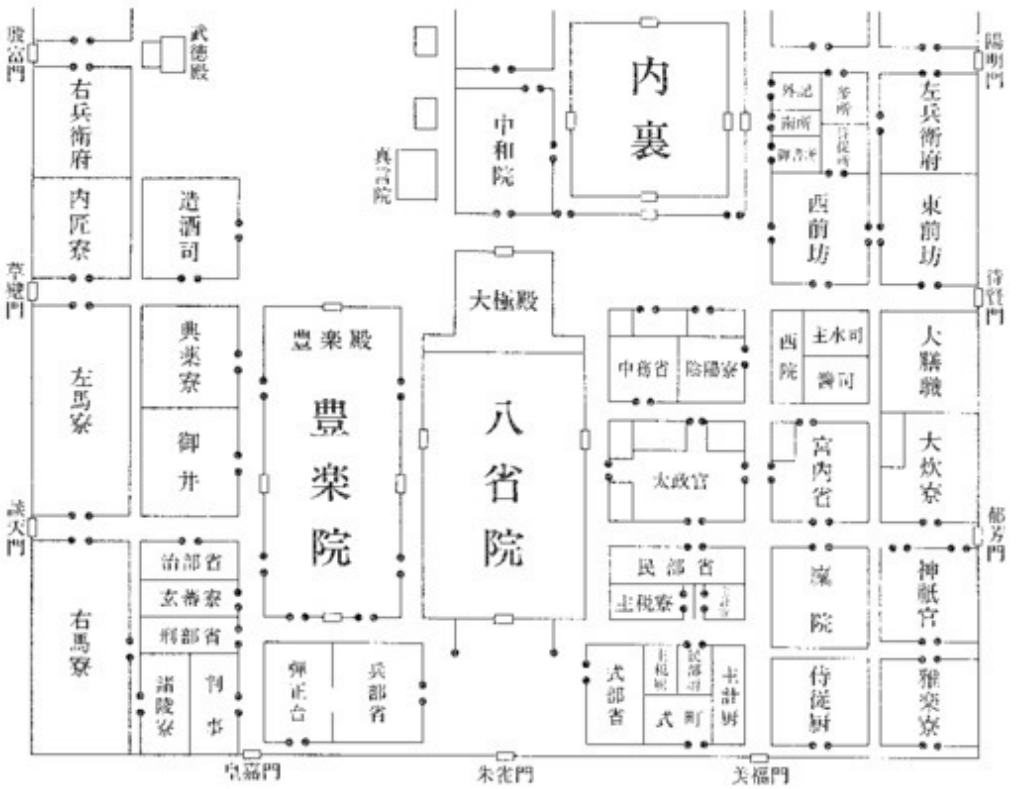

図3　平安宮宮城図（南半部）　陽明文庫本・九条家本「延喜式」所収図による

営に伴う地形の改変は，このあたりでは比較的少なかったようである。

調査地の層序は，厚さ30～40cmの整備盛土を除くと，旧水田耕土と床土があり，その下が多量の遺物を含む厚さ10cm内外の灰褐色砂質土となる。この地域を耕地化した際の古い水田耕土であろう。ただし，後述する式部省正殿のように，耕土直下が基壇土となる場合もある。平城宮の遺構の多くは，この灰褐色砂質土の下の整地土またはベースの上面で検出した。遺構面の標高は，西側の第229次調査区の西北隅が63.6mと最も高く，同じく東南隅で63.1m，もっとも低い東側の第235次調査区の東南隅が62.9mである。

図4　第229次調査区全景（東から）

整地土には二種類あり，奈良時代後半の式部省造営に伴う暗灰色砂質土（上層整地土）と，平城宮造営に伴う灰白色砂質土ないし粘質土（下層整地土）に分けられる。ただ，後者が10cm前後の厚さをもち，調査区南半を中心とする広い範囲に及ぶのに対し，前者はごく薄く，部分的にしか認められない。

整地土の下は，奈良時代のベースである。上から暗灰褐色混砂粘土，灰黒～暗茶褐色混砂粘土，淡灰褐色粗砂，淡青灰色細砂，暗灰～灰褐色粗砂，灰黒色粘土の順で堆積するのを標準とする。このうちはじめの二つは，弥生時代の遺物を含んでいる。ただし，今回の調査区は平城宮関係の遺構が非常に稠密なため，式部省内部については，下層整地土の除去および弥生時代の遺構掘削は行わなかった。しかし，ベースのあらわれている式部省の北側においても，弥生時代の遺構は稀薄で，少数の土坑が存在するにすぎない。第224次調査区で認められたような住居の集中は，今次調査区には続かないようである。なお，このほか奈良時代以前に遡るものとしては，第229次調査区の東北部で検出した斜行溝群がある。

3　式部省関連の遺構（奈良時代後半）

今次調査で検出した平城宮の遺構は，天平17年（745）の平城還都後に造営された式部省に関連するものと，奈良時代前半のものとに大別される。説明の便宜上，式部省関連の遺構から述べることにしたい。

正殿SB15100　中軸線上にのる東西棟の礎石建物であり，北辺と東辺の一部を検出した。灰白色粘質土（下層整地土）の上に厚さ約20cmの橙褐色の基壇土が残る。掘込地業や版築は認められない。基壇周囲には，底に塼を敷き，両側に塼を立て並べた雨落溝をめぐらしている。側面の塼を据えるために，雨落溝の両肩の部分は一段深く掘りこむが，塼のほとんどは失われている。北面には二箇所の階段の張り出しがあり，その位置と幅から，桁行5間（60尺＝12尺×5）の建物が復原される。兵部省正殿については後述するが，それと同様に南側柱列を東西第一堂南妻と揃えていたとすると，梁間は4間（32尺＝8尺×4）と推定することができる。南北二面廂の切妻屋根であろう。礎石据付穴や抜取穴は遺存しないが，逆にこの点から，当初の基壇はかなりの高さを有していたと判断することができる。なお，北辺の雨落溝の延長は，階段の基部を縦貫するかたちで東西方向に通っており，それを埋めた後に，あらたに階段の張り出しにあわせて雨落溝を掘削したことが判明した。建設時の施工手順を示すものである。

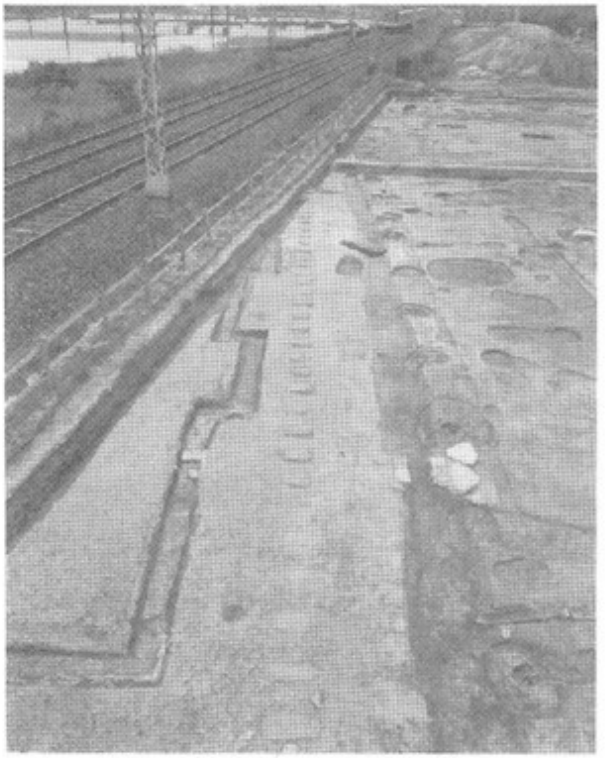

図5　式部省正殿SB15100（東から）

踏石SX15105　正殿背後（北側）で検出した凝灰岩切石列。東西約28mにわたって確認したが，さらに両側に延びるとみられる。50×25cm（厚さは現状で約6cm）ほど

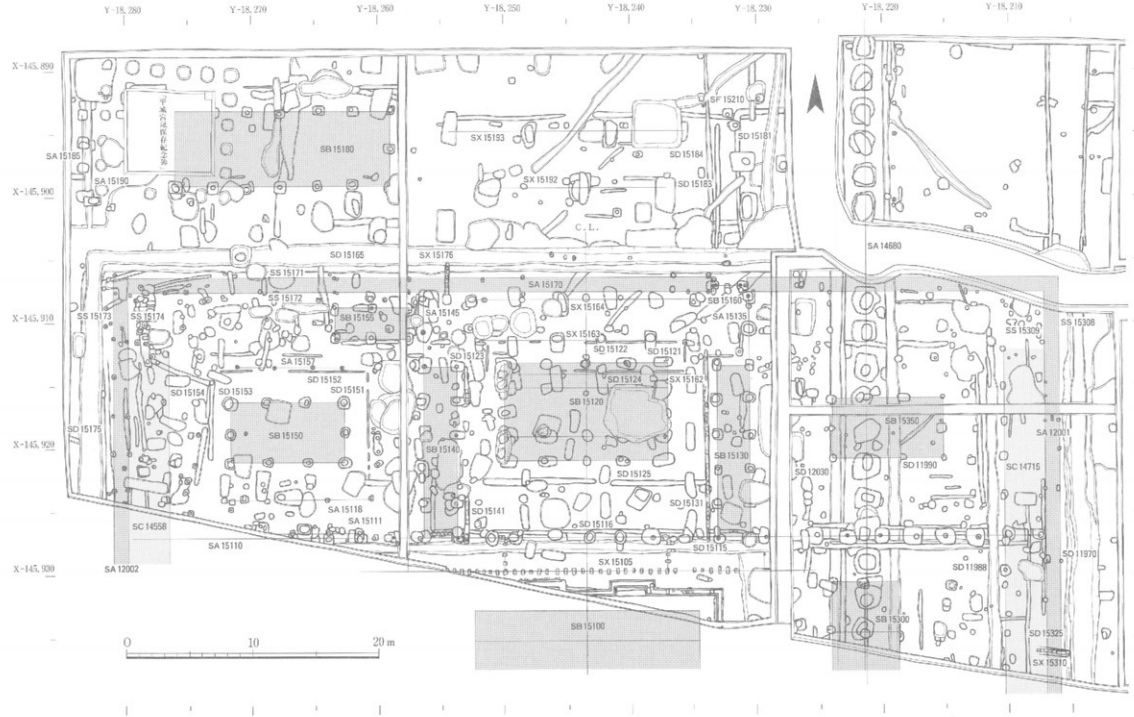

図6　第229・235次調査 遺構図　1：300

の切石を，2尺程度の間隔をおいて据えつけたもの。中軸線をはさんで対称の位置に4箇所，北へ折れる部分があり，SD15115をわたる橋台遺構に接続する。上を歩くための踏石とみてよい。この種の明確な踏石列としては，平城宮初出である。第216・220次調査で検出した，式部省西門（正門）から門の中軸線上を西に延びる凝灰岩切石列SX14444についても，同様の性格を想定すべきか。

東西塀SA15110　式部省を南北に二分する東西塀である。直径27cm（9寸）前後の掘立柱列として検出した。廊状建物の雨落溝SD15131・SD15141と東面築地の当初の雨落溝SD15325が，この下をくぐる部分で暗渠となっていることから，掘立柱を芯とした土塀と推定される。規模は異なるが，藤原宮の大垣に類した構造であろう。なお，SX15105から北に分岐する4列の踏石のうち，少なくとも西側の3列は，この東西塀の柱と柱の間に相当する（東端の踏石の延長の柱は掘形が浅く，SA15110本体のものとは考えがたい）。西端の踏石の延長部で，東西塀本体の柱を据えた後，内側に別の柱を立てていることからみても，それぞれ扉が設けられていたものと思われる。また，西端の3柱穴では，北側に小型の柱穴が重複する（SA15111）。柱位置が対応することから，支柱と考えておく。

東西溝SD15115　東西塀SA15110の南雨落溝である。幅1.0m内外，深さ25cmほどの規模で，埋土は上層（灰色砂）・下層（淡灰褐色砂質土）に分けられる。上記のように，SX15105から北へ分岐する踏石の延長がこれをわたる部分には，橋台が設けられている。基本的には，溝の両肩に石や塼を据えて，その上に板を渡す構造が復原される。

東西溝SD15116　東西塀SA15110の北側を並行する幅約20cm，深さ3cm前後の細い溝。位置的には北側の雨落溝に相当するが，SA15110の柱掘形がこの溝の埋土を切っていることから，そうした想定は成り立たない。一方，溝の位置は式部省北面築地心から19.6m（66尺）南にあたり，この距離は兵部省における北面築地と東西塀SA13020間の距離と一致する。後に述べるように，式部省の場合はその間隔を最終的に68尺に設定したものと思われるが，それを設計変更とみれば，この溝の位置は当初計画におけるSA15110の位置であったと考えることができる。ここで

は式部省造営時の地割溝とみる試案を提示しておきたい。

後殿SB15120　正殿の北方，中軸線上に位置する東西棟礎石建物。基壇の大部分は削平されていたが，ほとんど全ての礎石据付穴を検出することができた。この点から，基壇高が正殿に比べてかなり低いものであったことは間違いない。桁行4間（44尺＝11尺×4），梁間4間（6.5尺×4）の規模をもつ南北二面廂の切妻造りである。中軸線上に柱が立つ建物ということになる。なお，両輝石安山岩（カナンボ）の礎石3個，黒雲母花崗岩と流紋岩質凝灰岩の礎石各1個の，あわせて5個の礎石が遺存していた。原位置を保つものはないが，すぐ傍らに穴を掘って落とし込んでおり，当初どの柱に用いられていたのかは明らかである。また，基壇北辺と東西両辺の一部には，建物からそれぞれ5.5尺・4.5尺離れた位置に，幅10cmほどの細い溝が残る（SD15121～SD15123）。建物の東北角・西北角と対応するかたちで屈折する点とあわせて，後殿基壇外装の塀を立てならべた痕跡と考えられる。こうした塀据付溝は，西北殿SB15150でも認められた。ただし，後殿では，北辺の溝SD15122の8尺南にも同様の溝が存在する（SD15124）。これを当初の基壇北縁とすれば，後殿の北廂はのちに付加されたことになるが，SD15122に比べて浅く，遺存状況はよくない。この溝が西北殿SB15150基壇北縁の塀据付溝と東西に正しく揃っていることとあわせて，施工当初の計画線であったと考えておきたい。実際の施工段階で，北側の位置に掘り直されたのであろう。なお基壇南辺の東西溝SD15125は，後殿の南雨落溝とみられる。

廊状建物SB15130・南北塀SA15135　後殿の東西には，左右対称に廊状建物と塀が設けられて，後殿の建つ空間を閉じる。SB15130は，東側の廊状建物。桁行5間（45尺＝9尺×5），梁間1間（9尺）の南北棟掘立柱建物である。西側には，平瓦凹面を上にして敷きならべた雨落溝（SD15131）を設ける。これは，南流してSD15115に注ぐが，東西塀SA15110の下をくぐる部分は，丸瓦を用いた暗渠となっている。南北塀SA15135は，SB15130の東側柱列から北へのびる掘立柱塀である。北門脇で北面築地へ接続する。

廊状建物SB15140・南北塀SA15145　後殿西側の廊状建物と南北塀である。規模や

構造は，東側のものと同一。廊状建物の東側には，やはり平瓦を敷きならべた雨落溝（SD15141）を設けている。SA15110の下をくぐる部分は，丸瓦を伏せた暗渠となる。南北塀ＳＡ15145は，廊状建物SB15140の西側柱列から北へのびて，北面築地にとりつく。

西北殿SB15150　廊状建物を隔てて，後殿の西側に建つ東西棟礎石建物である。桁行3間（30尺＝10尺×3），梁間2間（16尺＝8尺×2）の規模で，低い基壇を有する。掘込地業や版築は認められない。基壇上の全ての礎石据付穴・抜取穴を確認することができた。基壇の東縁および北縁には，後殿の場合と同様の細い溝が残り（SD15151・SD15152），基壇外装の塼を据え付けた痕跡と考えられる。西辺の2本の溝（SD15153・SD15154）は，いずれかが西雨落溝となる可能性がある。南辺と北辺で検出した東西方向の2条の小柱穴列（SA15118・SA15157）は，西北殿の建設や解体に伴う足場とみるにはやや遠く，性格不明。

東北殿SB15350　式部省の中軸線をはさんで，西北殿と対称の位置で検出した。規模・構造ともに西北殿と同一だが，基壇は完全に削平されており，遺存状況はきわめて劣悪である。

東第一堂SB15300　正殿SB15100の東で検出した，南北棟礎石建物である。やはり基壇は完全に削平されており，遺存状況はよくない。北妻およびその1間南側の柱列を確認し，桁行3間（40尺＝13.3尺×3），梁間2間（18尺＝9尺×2）と復原することができる。式部省の第一堂としては初めての検出。建物内部の棟通りにも柱をおく総柱の構造であり，東西第二堂と共通する。ただし，第二堂で確認されている掘立柱の上廂をもたない。

小型建物SB15155　西北殿の北東で検出した，小型の東西棟掘立柱建物である。桁行2間（20尺＝10尺×2）梁間1間（8.5尺）で，北面築地と南北塀SA15145にごく近接した位置を占める。

北門SB15160　北面築地にひらく掘立柱の棟門である。式部省の中軸線上ではなく東に偏しており，廊状建物SB15130の北に位置する。直径31.5～33.0cmの親柱を約9尺間隔で立て，内側に角材の小柱を据える。後者は方立に類するものであろう。

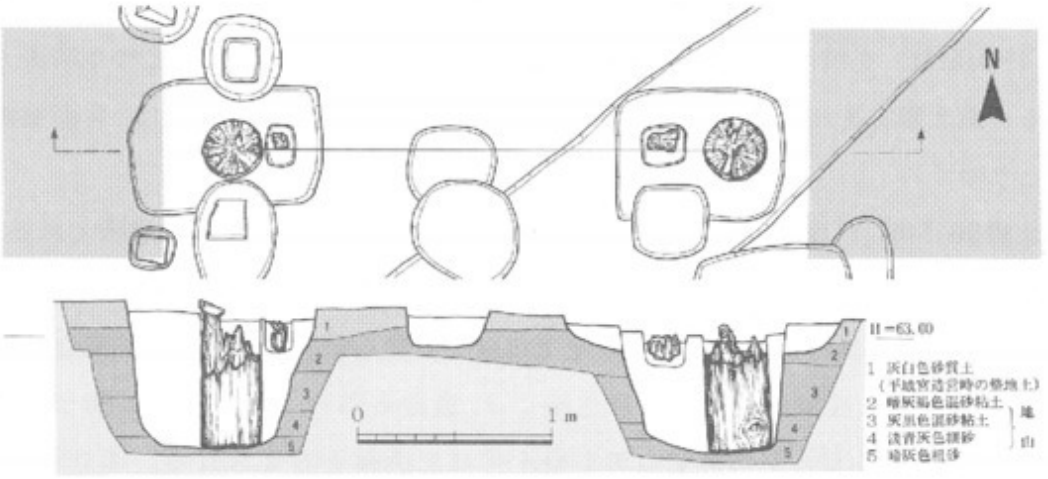

図7　式部省北門SB15160　1：40

ともに柱根を残しており，移建に際して切断したものとみられる。樹種は，いずれもヒノキである。また，西側の親柱の南には塼が遺存しており，対応する北側にも塼を置いた痕跡がある。門の控柱を据えたものと考えられる。これらの西側には，築地の寄柱を据えた塼が遺存し，上面には赤色顔料が付着していた。寄柱が赤く塗られていたことを示すものである。

北面築地SA15170　式部省北面の築地を，ほぼ全長にわたって検出した。築地本体の積土は削平によって失われており，両側の添柱列（SS15171・SS15172）が部分的に残る。また上記のように，北門の西側では，寄柱を据えた塼が一部遺存している。添柱の間隔は約4尺であり，この点は遺存状況のより良好な東面・西面の築地においても同様である。なお，北面築地には片廂廊は伴わない。

北面築地外周溝SD15165　北面築地の外側の東西溝である。幅1.5～2.0m，深さ約35cmで，南肩は二段となる。溝底は西から東に向って傾斜する。溝の埋土は，下部の自然堆積（多くは灰白色砂と暗灰色砂の互層）と，上部の人為的埋土とに分けることができる。後者は，築地を切り崩した黄灰色粘土ブロックを多量に含み，下面（自然堆積層上面）近くには，大量の瓦や礫が遺棄されていた。また，北門SB15160の北側の部分では，ちょうど北門の中軸線にのるかたちで，溝の南肩に凝灰岩切石が据えられている。橋台としての機能が想定される。

瓦組暗渠SX15176　北面築地の下をくぐる南北方向の暗渠である。幅35cmほどの溝の底面に，凹面を上にした平瓦を敷きならべ，凸面を上にした丸瓦と平瓦をかぶせる。築地南側の式部省内の水を外周溝に導くための施設であるが，北面築地南側の雨落溝は遺存しない。

西面築地SA12002・片廂廊SC14558　やはり築地本体は失われており，両側の添柱列（SS15173・SS15174）を確認したにとどまる。添柱の柱穴は比較的遺存状況がよく，南北方向に10尺の間隔をおいて規則的に検出された。東西の間隔は4尺であり，兵部省の築地が基底幅5尺を有するのに比べて，明らかに狭い。なお，線路をはさんで南側の第220次調査区では，のちに片廂廊SC14558を西面築地の内側に付加したことが判明している。しかし，今回の229次調査区では，廊の礎石据付穴や対応する雨落溝を確認することができなかった。東面との対応からは存在が推定されるので，削平により消失したものと考えておく。

西面築地外周溝SD15175　西面築地外側の南北溝である。幅・深さはSD15165とほぼ等しく，埋土の状況も共通する。溝底は北から南に向って傾斜している。

東面築地SA12001・片廂廊SC14715　築地の本体は失われており，両側の添柱列（SS15308・SS15309）を部分的に確認した。添柱は，南北10尺またはその倍数の間隔をおいて検出され，東西間隔は4尺である。当初の区画施設は築地のみであったが，のちに片廂廊SC14715を築地の内側に付加している。東面築地心から13尺西側で，南北に片廂廊の礎石据付穴を検出した。遺構面から据付穴底面までの深さが浅く，遺存状況はよくない。築地心の西約7尺の位置にある細い南北溝SD15325は，築地だけの時期における西側の雨落溝。廊の礎石列の西側の幅0.8～1.0mの南北溝SD11988は，片廂廊の時期の雨落溝である。

東面築地外周溝SD11970　東面築地の外側の南北溝である。幅2.0～2.5m，深さ約50cmと，北面や西面に比べてやや大きい。溝底は北から南へ向って傾斜しており，北面築地外周溝との接続部は，水流によって東側がえぐられている。

瓦組暗渠SX15310　東面築地の下をくぐる東西方向の暗渠である。幅50cmほどの溝の底面に，凹面を上にした平瓦を敷きならべ，凸面を上にした平瓦をかぶせてい

る。東端部のみは，上下の平瓦の間に丸瓦をはさむ。式部省内の水を外周溝に導くための施設であり，片廂廊の時期のものと考えられる。

掘立柱建物SB15180　式部省の北におかれた桁行6間，梁間2間（20尺＝10尺×2）の東西棟建物である。桁行柱間は10尺を基本とするが，東妻から数えて2・4・5間めは9尺に近く，総長も60尺とみるにはかなり無理がある。同様の建物は，兵部省の北側でも2棟検出されており，そのうち西側のもの（SB14105）は，建物心が兵部省の中軸線と正しく一致し，兵部省との併存が想定される（『1990年度平城概報』の復原では中軸線が一致しないが，これは兵部省後殿の復原が正確でないことによる）。式部省のこの建物についても，建物心が西北殿SB15150とほぼ東西に揃うことから，式部省に関連するものと考えておきたい。なお，式部省においては，兵部省のような中軸線上にのる掘立柱建物は存在しない。

南北塀SA15185・SA15190　前記の掘立柱建物の西側にある掘立柱塀である。ともに南北には続かず，西接する第224次調査区でも対応する柱穴は認められない。SB15180の西妻をふさぐ位置に存在することから，目隠し塀と推定しておく。建て替えが行われており，SA15185が古く，SA15190が新しい。

南北道路SF15210　北門SB15160から北側にのびる宮内道路である。門の中軸線と心を揃えている。SD15181は東側溝で，北へ約10mのびたのち，東に折れる。西側溝にあてうるものは，SD15183・SD15184の2本あり，改作が想定される。後者は調査区の北へ続く。

4　式部省に先行する遺構（奈良時代前半）

南北塀SA14680　大型の掘立柱塀であり，両側に溝SD11990・SD12030を伴う。藤原宮の大垣に類した構造と考えられる。途中未調査の部分があるが，南北18間分を検出した。柱間寸法は平均2.55m（8.5尺）である。一辺1.5mを越える不整形の掘形をもち，柱はすべて抜き取られている。抜取穴下部の収束状況から復原される柱径は，40cmに近い。この塀の位置は，式部省東第一堂の棟通りとほぼ一致するが，厳密にはわずかに東へずれる。東第一堂の棟通りは，式部省中軸線から74尺東にあり，壬生門中軸線からの距離は329尺と推定されるのに対し，先行するSA

14680は，330尺（275大尺）東に設定されているためであろう。奈良時代前半においては，SA14680を東面の塀とする東西660尺（550大尺）の大規模な区画が朝集院前面に存在することが指摘されている（『1991年度平城概報』）が，それを裏づけるものとみられる。なお，両側の溝SD11990・SD12030は，ともに幅約1.0m，深さ30cm前後の規模を有しており，埋土は下部の暗灰褐色砂質土，上部の淡灰褐色砂質土に二分することができる。

図8　南北塀SA14680（北から）

儀式用旗竿群　南北塀SA14680の西側には，奈良時代前半に溯る明確な建物は存在しない。かわって，建物としてはまとまらない多数の柱穴群を検出した。ほとんどが長径1.5～2.0m，短径0.8～1.2mの細長い平面形をもち，深さは30～50cmと浅い。SX15162～SX15164や，SX15192・SX15193のように，東西に規則的に並ぶものもみられる。式部省の中軸線に対してほぼ対称となるものもあり，式部省関連の施設も含まれる可能性があるが，明確にそれとわかる例はない。逆に，SX15162～SX15164は，式部省の遺構と重複することから，それらに先行することが明らかであり，他の大多数の柱穴についても，式部省造営に伴う上層整地土が上を被覆することから，式部省以前と判断される。これらは，旗竿の掘形内部の土が他に比べて軟質なため，上を覆った土がその部分だけ沈みこんだものである。後殿SB15120基壇に重複する旗竿については，同様に，掘形埋土上部に後殿の基壇土の沈みこみが認められた。

5　遺　　物

遺物の大半を占める瓦塼については，種類と数量を表2・3に示す。軒瓦において卓越するのは，軒丸瓦6282型式－軒平瓦6721型式の組合せである。軒丸瓦で

はとくに6282F・Hが多く，軒平瓦は6721Fがめだつ。これに次ぐのが，6225型式－6663型式の組合せであり，ともに奈良時代後半の式部省に葺かれたものと考えられる。軒瓦以外の丸・平瓦の出土量が多いのは，式部省の建物群が基本的に総瓦

表2　第229次調査出土瓦集計表

軒丸瓦			軒平瓦			道具瓦・文字瓦	
型式	種	点数	型式	種	点数	鬼瓦	1
6011	C	2	6572	C	1	刻印瓦	1
6133	Ka	1	6641	C	1		
	?	1	6643	E	1	塼	
6225	A	4	6663	C	1		
	C	1		?	5	重量	490.3kg
	?	2	6664	C	1		
6233	B	1	6668	A	2	点数	1,036
6275	D	2	6682	?	1		
	I	1	6685	B	1	丸瓦	
6282	Fa	1		E	1		
	G	8		?	1	重量	1,637.0kg
	H	7	6721	C	1		
	?	6		D	3	点数	12,388
6308	C	1		F	5		
6311	?	1		?	6	平瓦	
型式不明		27	6775	A	1		
			型式不明		3	重量	4,642.7kg
軒丸瓦計		66	軒平瓦計		35	点数	43,315

表3　第235次調査出土瓦集計表

軒丸瓦			軒平瓦			塼	
型式	種	点数	型式	種	点数	重量	93.9kg
6225	A	1	6647	E	1		
6274	Aa	1	6663	?	2	点数	107
6275	D	1	6664	F	1		
6282	G	2	6721	F	4	丸瓦	
	H	4		?	1		
6284	F	1				重量	969.7kg
6304	A	1	軒平瓦計		9		
6311	A	2				点数	7,242
	?	1	道具瓦・文字瓦			平瓦	
型式不明		2					
			鬼瓦		2	重量	2,761.8kg
軒丸瓦計		16	銘書瓦		1	点数	22,962

葺であったことを示すものであろう。また塼の数量がかなり多いが，これは，式部省正殿をはじめとして，後殿・西北殿・東北殿の基壇外装が塼を用いていたとする想定を裏づけている。須恵器・土師器はあわせて約50箱が出土。

弥生時代の遺構については今回掘り下げを行っていないが，安山岩製の石鏃や剥片など，当該期の遺物が約90点出土した。いずれも本来の遺構に伴うものではなく，灰褐色砂質土を中心とする上部の包含層や奈良時代の遺構に二次的に含まれるに至ったものである。

6　奈良時代後半の式部省・兵部省の復原

今年度の調査により，奈良時代後半の式部省のほぼ全容が判明した。この成果に基づき，兵部省に関しても従来の復原を訂正する必要が生じている。以下，兵部省との異同に触れながら，両省の建物とその配置について整理しておきたい。

位置と区画規模　式部省と兵部省は，壬生門の中軸線から130尺隔てた位置に，それぞれ西面と東面の築地心をおく。また南面築地心は，ともに平城宮南面大垣心から45尺北におかれている（『1990年度平城概報』）。宮南面大垣と北側に想定される朝集院南限との距離は，心々間で350大尺（420尺）と復原される（井上和人「古代都城制地割再考」『研究論集Ⅷ』1984年）ので，北面築地と朝集院の間隔は，125尺となる。築地区画の規模は，兵部省の東西長が実際にはやや長いが，いずれも築地心々間で250尺として計画されたものと考えられる。

正　殿　式部省正殿の確認は，今回の調査における最大の成果である。桁行5間，梁間4間の東西棟礎石建物で，総長はそれぞれ60尺（12尺×5），32尺（8尺×4）と推定される。これをふまえて兵部省の遺構を再検討すると，実際には正殿の南と北の雨落溝にあてうる2条の東西溝SD13765・SD13775が存在することがわかる。南側の溝は東西第一堂の南雨落溝と揃っており，これを境として礫敷が北へ続かないこと，溝内に正殿の基壇外装に由来するとみられる凝灰岩片が多量に含まれていることとあわせて，この間に正殿が存在したことは疑いない。式部省正殿と同じく桁行5間，梁間4間の東西棟と推定される。後述する後殿との関係においても，桁行総長と柱間は式部省正殿と一致する（60尺＝12尺×5）とみてよいが，溝

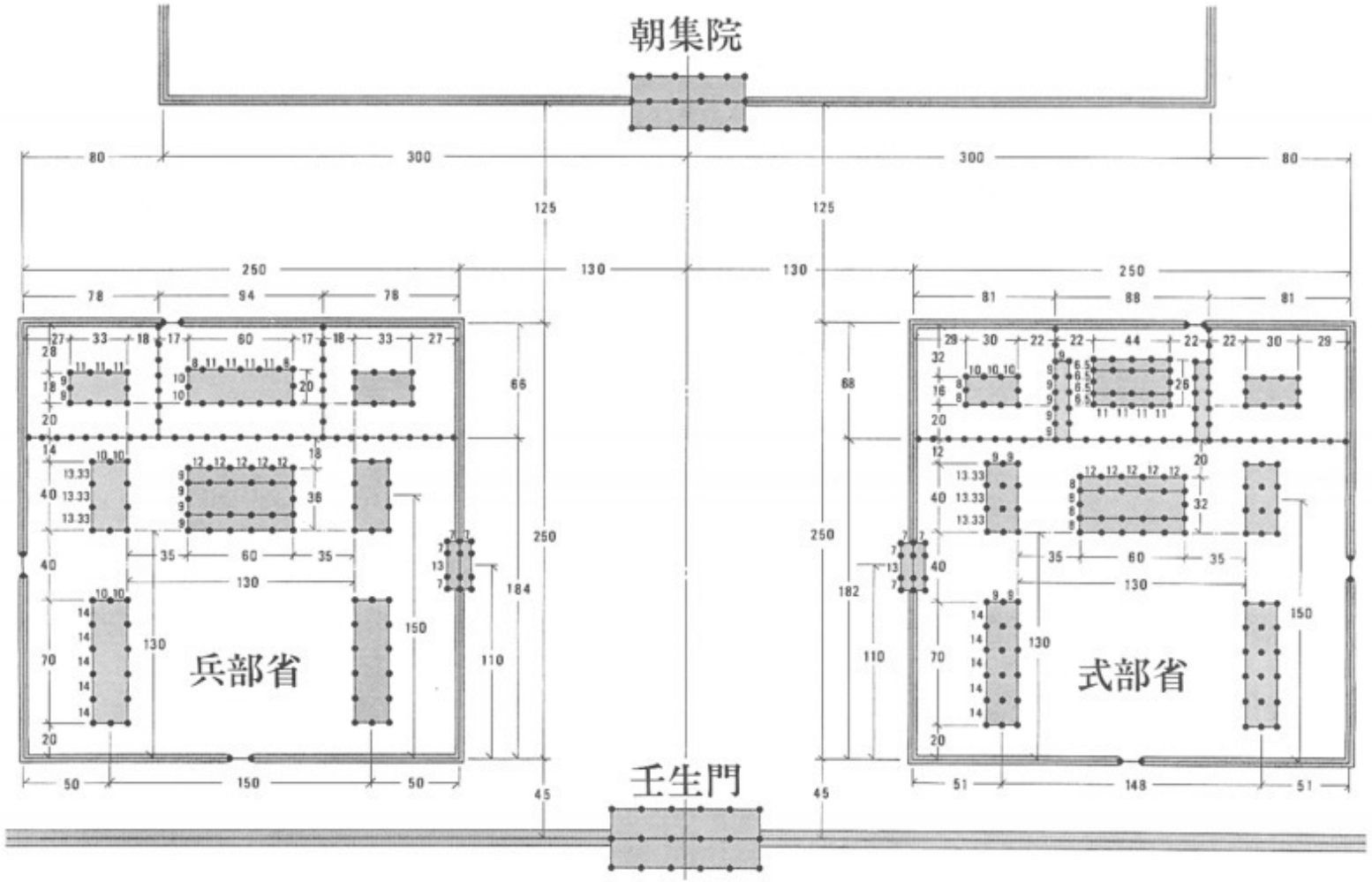

図9　奈良時代後半の式部省・兵部省の復原　数字は尺

間の距離からすると，梁間の柱間は1尺ずつ大きく，総長36尺（9尺×4）と復原するのが妥当である。いずれも，正殿以外の建物が礎石据付穴をとどめるのに対し，そうした痕跡が完全に失われていることから，かなり高い基壇を有していたと考えられる。なお，式部省正殿は，北側の3棟とともに基壇外装に塼を用いており，両者の基壇外装が異なっていたことは間違いない。

後　殿　今回の成果によって，兵部省で従来「北方建物」と呼称した礎石建物は，後殿であることが明確となった。また，この建物は桁行5間と復原されているが，兵部省の遺構図を集成して再検討すると，中軸線上に柱がくる桁行6間の建物であることが判明した。柱間は，桁行の中央4間が11尺，両端が8尺の総長60尺である。梁間は10尺等間の2間で，総長20尺。これに対して式部省後殿は，桁行4間（44尺＝11尺×4），梁間4間（26尺＝6.5尺×4）と，規模を異にする。兵部省後殿の桁行両端の柱間を取り去り，南北に廂を付けた形である。式部省の場合は，後殿左右に廊状建物をおいたことと関連するのであろう。ただ梁間の柱間寸法に差があるため，建物の床面積は兵部省後殿が1200平方尺，式部省後殿が1144平方尺と，ほぼ拮抗した数値を示している。

東西塀　正殿と東西の第一堂・第二堂の建つ南側の空間と，後殿・東北殿・西北殿の建つ北側の空間を分ける。兵部省の場合，この塀の位置が北面築地心から66尺南にあることは，ほぼ間違いない。一方，式部省では，同位置に地割溝と想定される東西溝が存在するものの，実際の塀の位置は北面築地心から68尺南におかれたと考えられる。兵部省にくらべて後殿の梁間総長が大きくとられたための措置であろう。後殿・東北殿・西北殿の南側柱列は，両省ともに，東西塀の20尺北にある。正殿北側柱列と東西塀の間隔は，式部省が20尺であるのに対し，兵部省は18尺。東西第一堂北妻との間隔は，式部省12尺に対し，兵部省14尺である。

東西第一堂　桁行3間，梁間2間の南北棟礎石建物である。桁行は，13尺等間で総長39尺とする復原がある（『1990年度平城概報』）が，正殿との関係や東西塀との間隔を含めた全体の配置からみると，総長40尺を3間に割ったと考える方がよい。南妻を正殿の南側柱列と揃える。梁間は，兵部省が10尺等間，式部省は9尺等間であ

る。後者は，建物内部の棟通りにも柱をもつ総柱建物で，構造を異にする。

東西第二堂　桁行5間，梁間2間の南北棟礎石建物である。桁行は14尺等間の総長70尺で共通するが，梁間は兵部省が10尺等間であるのに対し，式部省は9尺等間である。また，後者は第一堂と同様の総柱構造で，掘立柱の土廂をもつ。

南北塀と廊状建物　北側の区画を，後殿・東北殿・西北殿がそれぞれ建つ三つの空間に分割する施設である。兵部省の場合は南北塀のみであるが，式部省では後殿左右が掘立柱の廊状建物となる。南北塀の位置は，各建物との間隔がほぼ等しくなるように設定されているため，兵部省と式部省では一致しない。

東北殿・西北殿　桁行3間，梁間2間の東西棟礎石建物である。兵部省は，桁行総長33尺（11尺×3），梁間18尺（9尺×2）であるが，式部省はそれぞれ30尺（10尺×3），16尺（8尺×2）と，柱間で1尺ずつ短い。東北殿西妻と東第一堂・東第二堂の西側柱列，西北殿東妻と西第一堂・西第二堂東側柱列は，兵部省では南北に揃うが，式部省では東北殿・西北殿の妻が各1尺外側にずれる。

小型建物　式部省では，後殿西側の南北塀の西に，小規模な掘立柱建物がおかれている。東側の対称位置には存在しないが，兵部省ではこうした建物は検出されていないので，両省の相違点のひとつとして挙げることができる。

築地と片廂廊　ともに築地本体はほとんど削平されているが，部分的に添柱列が遺存しており，基底幅を知ることができる。兵部省の築地は，すでに指摘されているように，幅5尺とみてよい。ところが式部省の築地については，従来兵部省と同じ5尺とされていたが，実際には添柱間隔が兵部省に比べて明らかに狭く，基底幅で4尺と復原される。基底幅の違いが高さを含めた築地全体の規模に結びつくとすれば，兵部省のそれは式部省よりも立派であったことになる。なお，築地の内側にはのちに片廂廊が付設されるが，廊の柱列と築地の心々間距離は，兵部省が11尺であるのに対し，式部省は13尺である（後者については従来12尺とされているが，13尺が正しい）。式部省の東西の第一堂・第二堂の梁間が，兵部省より2尺短いため，建物と築地の間隔では2尺広いことによるものとみられる。

掘立柱建物　両省ともに，築地区画の北側に付属の掘立柱建物が存在する。兵部

省では，桁行5間，梁間2間（柱間はいずれも9尺等間）の建物が2棟，式部省では桁行6間，梁間2間の建物が1棟（柱間は10尺等間を基本とするが，桁行についてはやや短いものを含む）である。前者のうち西側のもの（SB14105）は，兵部省の中軸線上に建物心をおき，東妻から40尺の間隔をあけてもう1棟（SB14100）を配置する。SB14100東妻と兵部省東面築地心の間隔は，『1990年度概報』で20尺とされるが，17.5尺であろう。後者は，建物心を式部省西北殿の心とほぼ一致させている。したがって，兵部省と式部省ではやや異なった状況を示すが，いずれも築地内の建物配置と密接な関係を有していたことは間違いない。

まとめ　以上のように，奈良時代後半の兵部省と式部省は，高い計画性の下に造営されていることが判明した。両省は，平城宮の官衙の中でも，左右対称の均整な配置をとる点が特徴的であり，地方官衙のひとつの規範になったものと考えられる。その意味でも，今回の正殿の確認を含む一連の調査によって，正確な構造が明らかになった意義は大きい。

構造上，兵部省と式部省は緊密な関係を有していたが，両者を比較すると，共通点とともにいくつかの相違点が認められる。とくに後殿とその左右の部分は大きく異なっており，東西の第一堂・第二堂も，床の有無という点で使用方法に差があったことは疑いない。両省の機能の差に関連するものであろう。また，兵部省の方が，式部省に比べて建物や築地の規模自体が大きいことは注目される。とくに兵部省正殿は，凝灰岩壇正積の基壇を有していたと推定され，梁間総長が式部省正殿を凌駕する点とあわせて，より格式の高いものであったことがうかがえる。ちなみに，『続日本紀』天平宝字五年（761）正月丁酉（11日）条によれば，小治田宮から還幸した淳仁は，武部（兵部）曹司を御在所としている。これは，平城宮の大改作が想定されているさなかのことであるが，その武部（兵部）曹司とは，調査で明らかになった兵部省のこととみてほぼ誤りない。とすれば，淳仁が御在所として兵部省を選んだ背景に，実務機能の繁閑とは別に，こうした要因がかかわっていた可能性は高いと言えよう。

このほか，両省を通じての建物配置における特徴としては，北側の3棟の南側柱

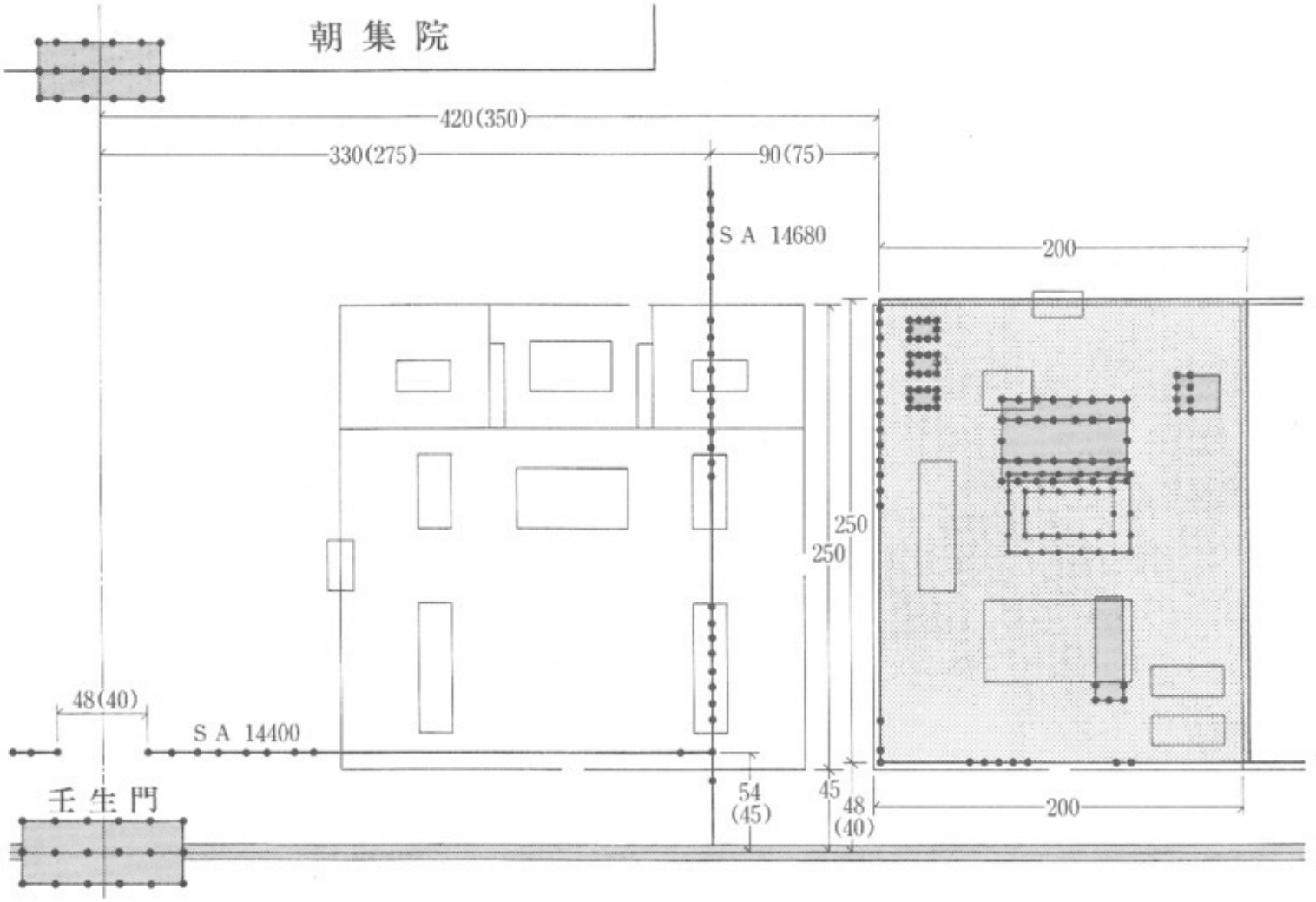

図10　奈良時代前半の式部省の復原(網目の区画)　数字は尺，(　)大尺

列や，正殿と第一堂の南端を東西に揃えているように，建物の棟通りではなく，中央寄りの建物端を位置の基準とした点が注意される。さらに兵部省では，東北殿の西端と西北殿の東端がそれぞれ東西の第一堂・第二堂と揃うが，両省ともに，正殿前面には130尺四方の空間が形成されることになる。一方，第一堂・第二堂の棟通り間の距離で比較すると，兵部省と式部省では梁間が異なるため，兵部省は150尺，式部省は148尺と一致しない。このことから，これらの建物の位置の基準は棟通りではなく，内側の柱列におかれていたことが明らかである。つまり，東西塀の南側に建つ正殿と東西第一堂・第二堂の配置は，中央に方130尺の正方形の広場をおくという計画に基づいて決定されている。なお，これらの建物については，桁行総長が60尺（正殿）・40尺（第一堂）・70尺（第二堂）というように，10尺単位の完数となるように設定されている事実も見逃せない。

7　奈良時代前半の式部省について

今回の調査により，奈良時代後半の式部省の下層に，別の官衙遺構は存在しないことが明確となった。壬生門の北側には，奈良時代前半に，掘立柱塀で囲まれた東西660尺（550大尺）の大規模な区画が造営されるが，その内部には儀式用の旗竿をのぞいて，恒常的な建物は設置されなかったと見られる。ところが，一方で奈良時代前半の式部省の存在を示す木簡や墨書土器は，後半の式部省とその東側の一帯から多数出土しており，周辺に当該期の式部省ないしその関連官衙が存在したことは疑いない。

これについては，昨年度の第222次調査と今年度の第236次調査で確認した，式部省東官衙の下層建物群が該当する可能性が高いと考えられる。詳細は本書所載の後者の報告にゆずるが，正殿にあてうる掘立柱建物など，中心部を含む西半部の状況が判明しつつある。この想定が正しいとすると，奈良時代を通じて式部省は，壬生門を入った東方に位置したことになる。今後，奈良時代後半の式部省の付属施設が別に存在するのか，という点の確認とあわせて，先行する式部省の構造の究明がまたれる。また，未解決の課題である奈良時代前半の兵部省の所在についても，明確になる日を期待したい。　　（小沢　毅）

2　式部省東官衙の調査　　第236次

1　はじめに

奈良時代後半の平城宮の壬生門と朝集殿院の間には，約74m（250尺）四方の敷地を持つ二つの官衙が並んでいた。西が兵部省，東が式部省である。1987年度以来，第二次朝堂院南方地区の調査を継続的に行い，この二つの官衙の様相をほぼ明らかにすることができた。そこで引き続きその東側の様相解明を目的として1991年度に第222次調査を行った結果，兵部省や式部省と同じく築地塀で囲まれた官衙が存在すること，そしてそこには兵部省・式部省の正殿を上回る規模の礎石建物のあることが判明した。またその下層にも掘立柱塀で囲まれた官衙が存在し，それが式部省関連のものであるらしいことが木簡の出土によって予想された。こうした新展開に応じて，未解明の諸問題を明らかにすべく第236次調査を実施することとなった。なお，この官衙は奈良時代後半の式部省の東に位置するところから，仮に式部省東官衙と呼称している。

2　遺　　構

調査区の層序は，基本的に上から，平城宮跡整備に伴う盛土，旧耕作土，床土，黄褐色～灰褐色土，暗褐色～暗黄褐色粘質土（地山）の順である。上層遺構は黄褐色～灰褐色土の上面で，下層遺構はそれを除去した面，即ち地山面で検出した。主要遺構としては，上層には，官衙を区画する築地塀，官衙北門，その北門の北側を東西にはしる宮内道路，2棟の基壇建物などがある。下層に関しては，官衙を区画する掘立柱塀，官衙正殿およびその附属建物群，鍛冶工房に関わる土坑群，さらには古墳時代の溝・土坑等を検出した。

なお，今回の発掘区はその北から3分の1ほどのところを現在使用中の用水路が東西に流れているため，その部分，幅にして約5mは発掘が不可能であった。その結果，発掘区は南北に分断される形となった。以下の報文では，用水路北側の発掘区を北区，南側のそれを南区と呼ぶこととする。

A期（奈良時代以前）

この期の遺構は，奈良時代の遺物包含層および整地層を除去した面で検出したものである。

SD15411　北区の北端および東端で検出した古墳時代の溝である。奈良時代の主要遺構を損なわないよう，部分的に検出するにとどめた。幅8m，検出面からの深さ2mほどで，黒灰色粘質土と灰色砂質土とが互層をなして堆積する。若干の木製品と布留式土器が出土している。第48次調査において東朝集殿下層で検出されたSD6030の延長部分である可能性がある。

SX15412　古墳時代の土坑で，布留式土器の大型壺が横位で置かれ，その脇では同じく布留式の甕・高坏と碧玉製管玉が検出された。遺物の出土状況から見て壺棺墓であろうと思われる。

B期（奈良時代前半）

この期の遺構は基本的に黄褐色～灰褐色土を除去した面で検出し，C期の遺構の下層に位置する。

SA14685　前期官衙の西面を区画する掘立柱塀。222次調査で検出したものの北側延長部分である。柱間寸法は約2.4m（8尺）等間。13間分を検出した。

SB15413　前期官衙の当初の正殿と考えられる東西棟掘立柱建物である。桁行68尺，梁間44尺という大型の建物で，南北両面に庇がつく。切妻造に復原できよう。柱間寸法は桁行方向では8尺と12尺とが交互に並び，梁間方向では身舎部分が10尺，庇が12尺となっている。桁行方向の柱割りはきわめて異例のものである。おそらく柱間12尺の部分が扉口，柱間8尺の部分が連子窓もしくは土壁となるのであろう。

SB15414　前期官衙の建て替え後の正殿と考えられる東西棟掘立柱建物である。桁行66尺，梁間42尺と，SB15413に比べてわずかに小さいが，四面庇となっている。入母屋造もしくは寄棟造に復原できる。柱間寸法は桁行方向では中央の間のみが12尺で，他は9尺。梁間方向では身舎部分が12尺，庇が10尺となっている。

SB15415　発掘区東端のほぼ中央で検出した掘立柱建物である。東西2列で計8個の柱穴を検出したが，さらに東に伸びている。柱間は南北方向に7尺等間，東西方向に8尺等間である。柱間寸法のわりに掘形が大きいことから，総柱建物と推定さ

れる。2間×3間の南北棟建物で，倉庫建築である可能性が高い。

SB15416・15417・15418　SB15413の西北に位置する3棟の東西棟掘立柱建物である。いずれも桁行3間，梁間2間で，柱間寸法は5尺等間である。南北方向に柱筋をそろえており，建物間の距離も側柱間で8尺ずつと等距離である。

SD15419・SD15420　掘立柱塀SA14685の東約7.4m（25尺）の位置を南北に流れる溝である。途中途切れるが，本来は一連のものであった可能性が高い。ただし，後述するように，現在の用水路下に下層官衙の北面掘立柱塀が通ると考えられることから，それに先行するか，同時期であるとすれば，そこを暗渠で通すかしたものであろう。なお，SB15416～SB15418の各柱穴に切られている。

SK15421～SK15431　北区で焼土土坑と仮称した土坑を計11個検出した。いずれも検出面からの深さ30cmほどの不整形土坑で，内部には焼土・炭・灰色粘質土が交互に堆積しており，各層には瓦片・土器片・鞴羽口・鉱滓等がかなり大量に含まれる。鍛冶・鋳造関係の遺構であることは間違いないが，炉そのものは検出されていないことから，金属加工に関わる廃物を捨て込んだ土坑と考えておく。

C期（奈良時代後半）

この期の遺構は基本的に黄褐色～灰褐色土上面で検出し，B期の遺構の上層に位置する。

SA14730　官衙の西面を区画する南北築地塀である。第222次調査で検出されたものの北側延長部分にあたる。添柱穴も掘り込み地業も確認できなかったが，東西両側の溝SD14731・SD11620がその雨落溝であると判断し，その中間に築地塀が存在したと推定する。第222次調査では掘り込み地業を確認し，基底部での幅1.5mとしている。

SD14731　SA14730の東雨落溝。幅約80cm，深さ約15cm。築地塀から落下したものと思われる瓦が埋土上面に分布する。側石は残存していなかったが，一部その抜き取り穴が残る。

SD11620　SA14730西雨落溝と道路SF11960の東側溝とを兼ねる。幅約1.6mで，2回掘りなおしが行われている。第235次調査区で検出した道路西側溝SD11970とは心々

図11　第236次調査遺構図　1：300

間距離で約6m（20尺）離れている。用水路北側で検出したSD15443に接続するものと思われるが，こちらの溝は掘り込みも浅く，瓦も分布しておらず，また改修も認められないことから，ある時期に東西溝SD15435に接続させるために一時的に掘られたものであろうと考えられる。

SD15432　南区北端で検出した東西溝である。門SB15434の部分で南に張り出す。用水路下に想定される北面築地塀の南雨落溝であり，また，門の南雨落溝ともなっている。部分的に側石あるいは側石抜き取り穴が残っており，門の雨落部分では凝灰岩切石の底石が残存していた。

SD15433　門SB15434の北雨落溝である。北面築地塀の北雨落溝につながるものと思われる。側石・底石ともに失われている。1回掘りなおしが行われている。

SB15434　上層官衙の北門である。大部分が用水路下にあるが，南北両雨落溝の位置からその規模が復原できる。雨落溝心々間距離は東西11.8m（40尺），南北8.3m（28尺）である。礎石据え付け掘形が3ヶ所でわずかに底部のみ残っていた。そこから，桁行3間，梁間2間の八脚門で，柱間寸法は桁行の中央の間のみが14尺，他は8尺に復原できる。兵部省正門（東門），式部省正門（西門）よりも規模が大きい。

SD15435　用水路下に想定される北面築地塀の北14.8m（50尺）を東西に通る溝である。幅0.8～1.2m，深さ約40cmの素掘溝で，埋土には多くの礫を含んでいた。この溝とSD15433との間が宮内道路SF15436になる。

SA15437　SB15434の北側でちょうど門を塞ぐ位置にある東西5間の掘立柱塀。柱間寸法は9尺等間。一時的に門を閉塞した際の施設であろう。

SB15444　梁間2間，桁行3間以上の南北棟掘立柱建物である。柱間寸法は梁間7尺，桁行8尺である。地山面で検出した遺構で，出土遺物もなかったため時期決定が困難であるが，門の脇に一時的に仮設した施設と考えておく。

SB15438　門SB15434の西南で東西棟礎石建物の基壇を検出した。その規模は南北9.4m，東西11.6mで，裾部では部分的に凝灰岩地覆石が残る。その周囲には雨落溝SD15439・15440・15441がめぐる。基壇土は礫混じりの橙灰色粘質土で，厚さ15cmほどが残る。礎石据え付け掘形，礎石抜き取り穴いずれも失われている。

SB15442　礎石建物SB15438の西南で南北棟礎石建物の基壇を検出した。南は発掘区外へ伸びる。その規模は東西9.6m，南北13.4m以上で，裾部に部分的に残る凝灰岩地覆石は保存状態が比較的良好で，壇正積み基壇と復原可能である。その周囲には雨落溝SD15443がめぐる。基壇土は礫混じりの橙灰色粘質土で，厚さ12cmほどが残る。礎石据え付け掘形，礎石抜き取り穴いずれも失われている。

建物配置

上・下両層の官衙の建物配置について，第222次調査の知見をも含めて簡単にまとめておこう。

下層官衙　当初の正殿であるSB15413の東西方向の中心線と西面掘立柱塀SA14685との間隔は100尺にとることができる。正殿を敷地の中軸線上に置いたと考えると，その倍の200尺が東西幅となる。ところで，SA14685は北区では検出されておらず，用水路下で折れ曲がり北面の塀となることが確かである。したがって，南北間の距離は250尺前後と見込まれる。SB15413の南北方向の中心線と南面掘立柱塀SA14681との間隔は175尺ととることができる。北面の塀との距離にも完数性を持たせるとするならば75尺と見るのが妥当であり，計250尺となる。つまり，官衙全体の規模は南北250尺，東西200尺に復原される。

SB15413と同じく，建物心と掘立柱塀との距離が完数となるのがSB15415である。梁間2間と復原した場合，北面，東面の塀との距離が50尺，30尺となる。第222次調査で検出したSB14685の東側柱はSB15413のそれと揃う。桁行を7間と仮定すると，北側柱とSB15413の南側柱との距離は60尺となる。同じく第222次調査で検出した井戸SE14690は抜き取り穴のみが残っており，当初の正確な位置は不明であるが，南面，西面の塀からそれぞれ60尺，50尺の位置に掘られたものと思われる。建て替え後の正殿SB15414は前身正殿SB15413の建物心から南に40尺，東に3尺ずらした位置に建てられている。東に3尺ずれたことによって，西面塀からの距離は70尺となったが，官衙敷地の中軸線をはずれることとなった。因みに両正殿の柱穴は全く重複していない。意識的に前身建物の柱穴を避けた可能性がある。南区北西隅に南北に並ぶSB15416～SB15418の3棟の建物は相互の位置関係は規格性を持つが，

他の建物，あるいは掘立柱塀との距離は完数をとらない。正殿以外の建物がどちらの正殿と組むかは判然としないが，建物心を塀からの完数でとるSB15415と東側柱が揃うSB14685とは前期正殿と一括して計画されたものである可能性が高い。

下層官衙の創建時期は明らかではないが，建て替え後の正殿については，その柱抜き取り穴の埋土に含まれる金属工房関連遺物や炭・焼土が参考になる。恭仁京からの還都に際する大規模な造営工事に伴う鍛冶の廃物が，恭仁遷都の際に破却された建物の抜き取り穴に捨て込まれたものと考える。北区で検出した11個の焼土土坑も同様の性格を持つものであろう。したがって，下層官衙の存続時期は奈良時代の開始から恭仁遷都までと想定される。

上層官衙　今回，北門（正門）が発見されたが，その中心線は第222次調査で検出されたSB14740の中心線と揃う。正門と正殿が官衙敷地の中央に配置されたとすれば，東西幅は下層官衙と同じく200尺に復原できる。ただしこの場合，南門は西に3尺ずれることになる。南北幅に関しては，北面築地塀を直接検出してはいないが，北門心から南門心までの距離から，やはり下層官衙と同じく250尺と見てよい。

上述したように正殿SB14740は敷地の中軸線上に東西幅100尺の基壇をもつ（ここで言う基壇幅とは両雨落溝の心々間距離を指すこととする。以下同じ）。南北幅は48尺となろう。SB15442の基壇幅は南北70尺，東西35尺に復原できる。基壇南縁と南面築地心との距離が100尺，北縁と北面築地心との距離が80尺となる。SB15438の基壇幅は南北32尺，東西40尺に復原できる。基壇北縁と北面築地心との距離が30尺，西縁と西面築地心との距離が50尺となる。門SB15434は北面築地の中央に開いており，基壇幅は東西40尺，南北28尺である。

ところで，発掘成果に基づけば，正殿と門以外の建物は左右対称には配置されていないこととなる。元来存在した建物基壇がすでに削平されている可能性が全くないとは言えない。しかし，SB15438・SB15442の東側には拳大の礫が緊密に分布する面が発掘区東端近くまで広がっており，この礫面がほぼ原状を留めたものであるとするならば，その一帯が広場として利用されていたと見ることができる。

3棟の基壇建物はいずれも礎石据え付け穴，礎石抜き取り穴を残してはおらず，

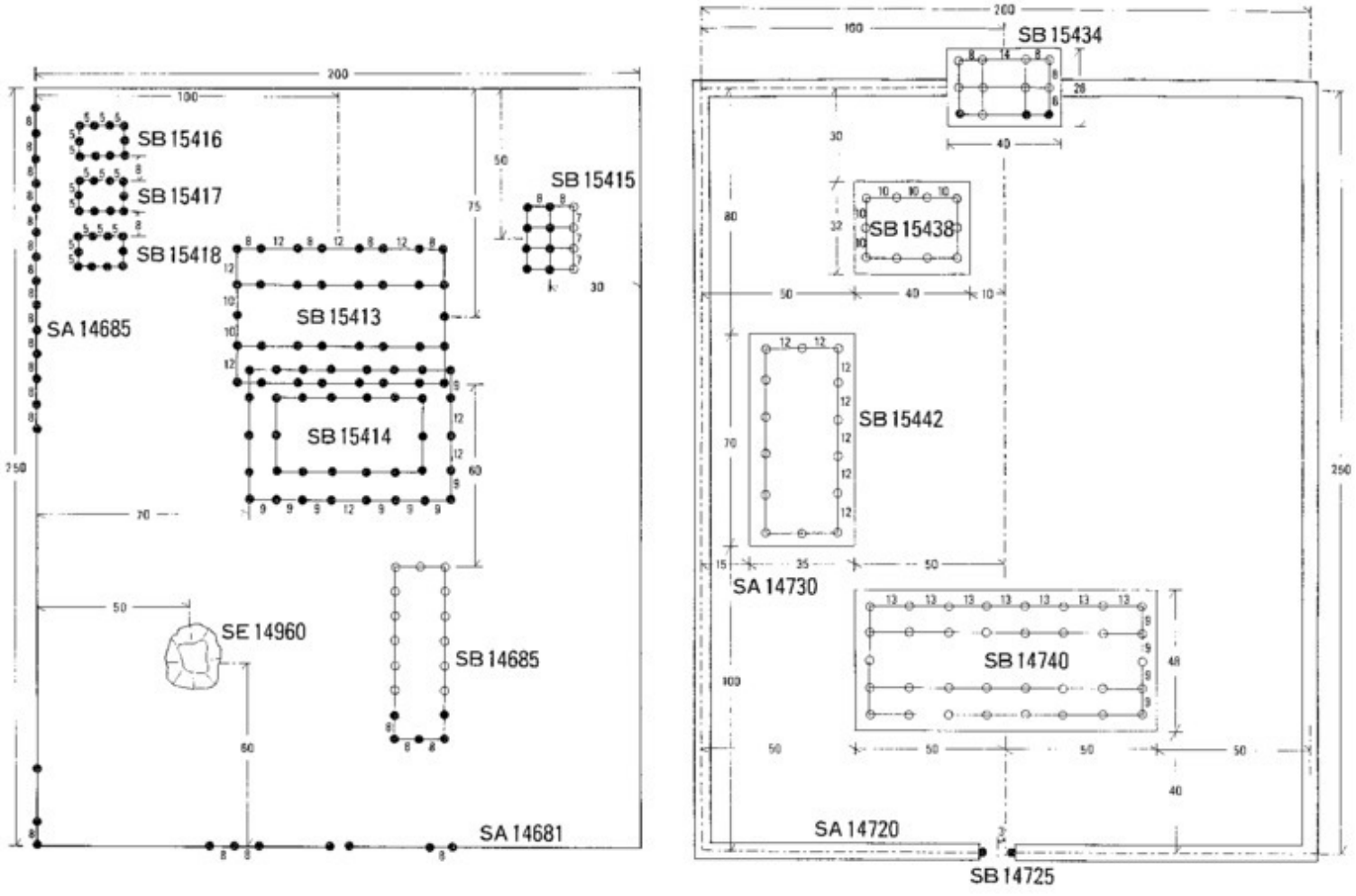

図12　上・下両層官衙の建物配置（左：下層，右：上層）

柱の配置は審かではない。ただし，基壇規模からおおよその建物規模を復原することは可能である。各基壇の上に存在した建物については，軒の出が5.5尺ないし6尺，縋羽の出を4.5尺ないし5尺として復原した。一試案として示す。(図12)。

3　遺　　物

土器　奈良時代の土器としては，調査区東北隅近くの焼土土坑SK15421～SK15431から平城Ⅱ期の土器が比較的大量に出土しているほか，発掘区の各所で各時期の土器が少量出土している。奈良時代以前のものとしては，南区北端にかかる自然流路跡から弥生時代中期の壺が1点得られている。布留式を中心とする古墳時代土器は比較的多く，SD15411埋土からほぼ完形品を含む多くの土器片が出土したのをはじめ，他のいくつかの遺構からも出土をみている。なかでも特筆すべきは，SX15412出土の大型複合口縁壺である（図13・14)。復原高79.8cm，口径44.2cm，胴部最大径79.6cmである。内外面ともに刷毛目調整痕が残る。この種の大型複合口縁壺は畿内の布留式併行期の遺跡で十数例の出土があるようである。土器棺としての利用が確実なものとしては大阪府亀井北遺跡2号方形周溝墓出土品（大阪府教育委員会・（財）大阪文化財センター『亀井北（その2)』）が挙げられる。

瓦　軒丸瓦・軒平瓦は，藤原宮式，6311-6664，6225-6663の3種類のセットが卓越する。

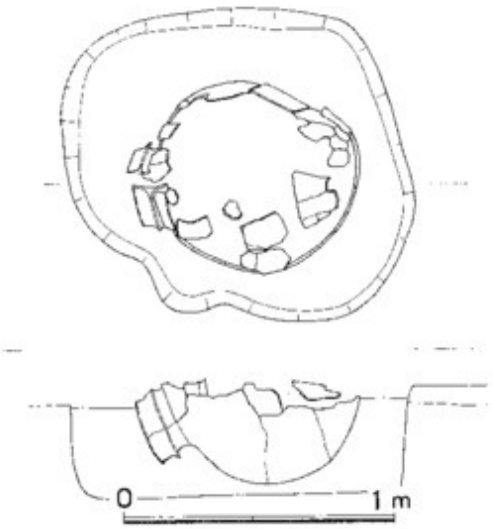

図13　SX15412平・断面図

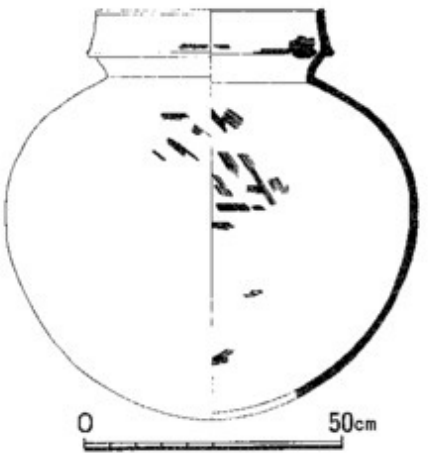

図14　SX15412出土大型壺

表4　第236次調査出土瓦集計表

軒丸瓦 型式	種	点数	型式	種	点数
6133	?	1	藤原宮式		1
6135	E	1	その他・不明		6
6225	A	6			
	C	3			
	?	3			
6233	A	4			
	?	1			
6273	B	1			
	?	1			
6274	A	4			
6275	A	7			
	I	2			
6279	A	1			
6282	?	2			
6291	A	2			
	C	2			
	E	2			
6307	B	2			
6308	?	1			
	A	3			
6311	B	5			
	D	2			
	?	2			
	I	4			
6313		1			
軒丸瓦計		68			

軒平瓦 型式	種	点数
6641	A	2
	C	2
	E	5
	F	4
	D	1
6643	A	1
6655	C	5
6663	?	8
	D	1
6664	F	1
	?	3
	C	1
6681	D	1
	A	2
6685	E	1
	D	1
6721	?	1
藤原宮式		2
型式不明		3
軒平瓦計		6
		51

道具瓦 種類	点数
—	—
文字瓦	
点数	—
塼	
重量	13.1kg
点数	24
丸瓦	
重量	867.1kg
点数	8,631
平瓦	
重量	3,200.1kg
点数	34,010

それぞれが下層官衙前期正殿，下層官衙後期正殿，上層官衙基壇建物の3時期の差を反映している可能性がある。

金属製品・土製品　調査区東北隅近くの焼土土坑SK15421～SK15431から鞴羽口・鉱滓等が大量に出土した。また，下層後期正殿SB15414柱抜き取り穴からも同類の遺物が少量ながら出土している。

石製品　SX15412の大型壺外部から1点の碧玉製管玉が出土した。墓の副葬品と考えられるものである。

木製品　古墳時代の溝SD15411埋土から加工棒・部材・杭等が若干出土しているが，いずれも破片で，腐食が進行している。

4　官衙名の比定

下層官衙　下層官衙については，第222次調査で同一敷地内の井戸SE14690抜き取り穴から出土した木簡の内容が官衙比定の有力な根拠になる。ここから出土した木簡の多くは官人の勤務評定に関わるいわゆる考課木簡であった。伴出した「式部省五口」の墨書土器とともに，ここが奈良時代前半の式部省であった可能性を強く示唆している。なお，木簡の年紀は天平元（729）年と三（731）年に限られ

ている。

また，第155次調査において，南面大垣内側の溝SD4100と二条大路北側溝とを結ぶ南北溝SD11640（暗渠ではなく，この部分の南面大垣に先行する遺構）から霊亀三（717）年から神亀五（728）年にかけての年紀を持つ考課木簡が出土している。やはり本官衙から捨てられたものと見るべきものであろう。

因みに，奈良時代後半の式部省は壬生門内側に東西対称に置かれた二つの官衙のうちの東側の官衙であることはほぼ確実であるが，その下層には建物は存在せず，基本的に空閑地であり，奈良時代前半の式部省を別の場所に求めざるをえない。このことも今回検出した下層官衙を式部省と見る理由の一つとなっている。

（中村慎一）

上層官衙　奈良時代前半の式部省本体の位置はほぼ確定しているから，上層遺構については別の官衙を考えざるを得ない。

平安宮の式部省の東には式町（式部厨）がある。式部省東官衙の上層遺構についても一応その可能性を考慮に入れておく必要はある。しかし，両官衙がそれぞれ築地塀で囲まれ，独立した敷地を持っていること，東官衙が式部省本体の方向とは異なる北側に正門を開くこと，さらに格式の高い壇正積み基壇建物で構成されることなどからみて，単なる式部省の付属機関とは考え難い。奈良時代後半，式部省と兵部省とが対等の官衙として壬生門内東西に位置を占めた結果，奈良時代前半の式部省の跡地に別の官衙が移転してきたと考えるべきであろう。

下層遺構と異なり，上層遺構については官衙比定の材料となるような遺物は官衙内からは出土していないので，周辺の遺物から上層官衙の性格について考察を加えてみることにしたい。

朝集殿院南方の宮東南部は，従来から式部省の所在地と考えられてきた地域である。その根拠とされたのは，第32次補足調査で南面大垣内側の溝SD4100から出土した奈良時代後半のものを主体とする13000点に及ぶ式部省関係の木簡群である。その後第155次調査でもSD11640からも奈良時代前半にかかる式部省関係の木簡が出土し，奈良時代を通じてこの地域に式部省があったことが確実視されるよ

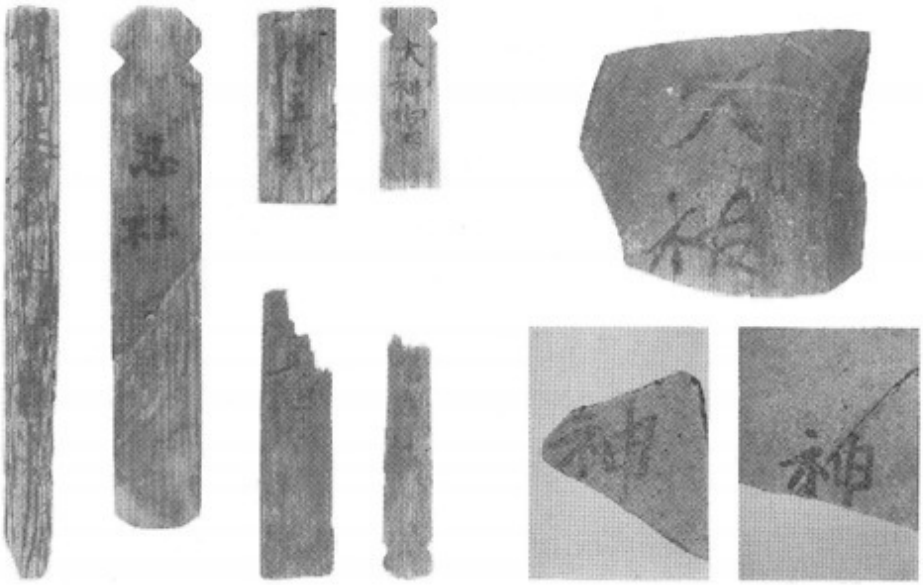

図15　SD4100出土　神祇官関係木簡・墨書土器

うになってきた。

ここで注目したいのは，SD4100出土の木簡に式部省関係からは解釈できない木簡が含まれていることである。まず，神社名を記した次のような木簡がある。「大神宮」（平城宮木簡第4679号），「鴨社籠」（同4680号），「忍社」（同4681号），水主社（同4682号），「・□□合四貫五百廿五匁，・□佐具社分」（同4649号）などがそれで，大神宮は伊勢神宮，鴨社は山背国の賀茂社ないし大倭国の葛城鴨社，水主社は山背国の久世郡の水主社，また□佐具社は伊佐具社と読んで，摂津国河辺郡の伊佐具社とみてよさそうである。

次に神郡である伊勢国度会郡の庸米の荷札がある（同4656号）。神祇令神戸条集解古記に，神戸の調・庸・田租の余りを神祇官に収めていたことが見えるから，宮内における度会郡の庸米の収納場所としては神祇官を考えることができる。これらは式部省との関係よりも神祇官との関係を色濃く示す木簡といえよう。

一方，SD4100からは，次のような墨書土器も出土している。「神」（『平城宮出土墨書土器集成』第795号，「神」（同第796号），「少祐」（同第792号）などがそれで，特に少祐は神祇官の第三等官であり，神祇官との関わりはさらに強い。

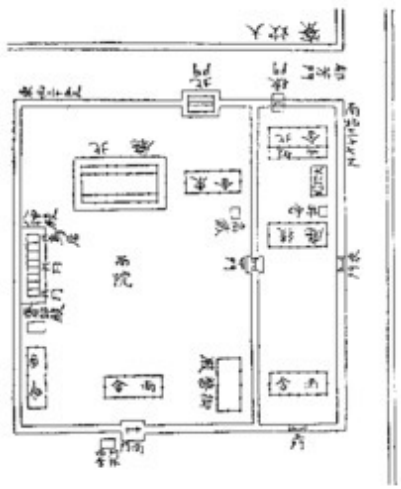

図16　平安宮の神祇官（『大内裏図考証』巻19坤）

SD4100の遺物は，基本的には朝集殿院南方のいずれかの官衙の遺物と考えられるから，上の木簡や墨書土器は，朝集殿院南方に神祇官が所在した可能性を示唆するものといえよう。朝集殿院南方で官衙名が未確定なのは，式部省東官衙の上層遺構のみである。これらが式部省東官衙から捨てられた可能性は高い。

平安宮では神祇官は宮東南隅の雅楽寮のすぐ北側に位置しており，今回の推定地と近い位置関係にある。平城宮の雅楽寮は宮南面西門の若犬養門付近にあったと考えられており，平安宮の宮東南隅という占地は平城宮の占地を踏襲するものではないようである。雅楽寮が宮東南隅を占めたために，神祇官がその北を占めるようになったと考えることができよう。遺構の面でも，上層遺構は平安宮の神祇官の建物配置（裏松固禅『大内裏図考証』参照）との類似が見られる。一つは中央に広場をもつ左右非対称の建物配置である。もう一つは，北が正門という特異な構造である。確かに厳密にみるならば，南北棟礎石建物を八神殿と見得るのかどうか，南が正殿風で完全に北向き配置をとる点をどう考えるかなど，細かな問題点はあるが，全体として上層遺構と平安宮の神祇官の建物配置との類似を認めることは可能であろう。

以上，周辺の遺物，占地，遺構配置などの面からみて，現時点では上層官衙は神祇官の可能性が最も高いといってよかろう。平安宮の神祇官は西院と東院に分かれている。今回調査した場所は，ここが神祇官であるとすれば西院に相当する。今回の調査区と東面大垣との間には未調査区域が残されており，神祇官であるとの推定の可否は，この地域が東院と認め得るかどうかにかかっているといっても過言ではなかろう。

（渡辺　晃宏）

5　まとめ

今回の発掘調査で得られた知見を列挙し，報告のまとめとしよう。

1) 古墳時代に関しては，SD6030の南延長部と思われる溝SD15411を検出した。ただし，遺物の出土は必ずしも多くはなかった。それとともに，土器棺として使用されていた大型複合口縁壺の発見も大きな成果であった。遺物は全形の復原が可能であり，貴重な実例を加えることとなった。

2) 奈良時代前半に相当する下層官衙は正殿と考えられる大型建物の発見によって式部省本体であることがほぼ確実となった。その存続期間は奈良時代の開始から恭仁遷都までと推定される。

3) 奈良時代後半に相当する上層官衙については，新たに礎石建物2棟と正門とを検出した。第222次調査で検出した正殿，今回の正門いずれも兵部省，式部省のものを凌駕する規模を有している。これらの建物の基壇位置は築地心から5尺単位の完数尺で設定されていた。具体的な官衙名としては神祇官である可能性が最も強い。

平城宮内において奈良時代前・後半両時期の官衙が同一の敷地内で発見され，その具体的な変遷の状況が明らかにされたのはこの式部省東官衙が最初である。その意義は大きいと言えよう。

今回発掘調査を実施した官衙は上・下両層ともに北面，東面の区画施設が未検出である。発掘区を東西に横切る用水路は発掘区の東で折れ，南流する。その東側を発掘調査すれば区画施設の位置，したがって官衙の規模が確定する。また上層官衙が神祇官であるか否かについても新たな知見が得られるであろう。その地点の発掘調査が切に望まれる。　　（中村　慎一）

3　第二次朝堂院東第五堂の調査　　第238次

1　はじめに

第二次朝堂院地区に12朝堂があったことは，残存する基壇から早くに明らかにされ，これが奈良時代後半のものであると考えられてきた。ところが，これまでに第二次大極殿以下，東第一堂から第四堂までの朝堂を発掘調査した結果，現存基壇に建つ礎石建物を確認するとともに，その下層にある掘立柱建物の存在が明らかになっている。今回の調査は，東第五堂について，上層建物の規模と構造および下層建物の有無を明らかにすることを目的とする。第四堂までの南北棟に対し，東西棟の朝堂については今回が初めての調査である。

調査区は残存する基壇を中心とし，北側と東側をそれぞれ第188次（朝庭部）と第213次（東第四堂）の調査区と一部重ね，西側は朝堂院中軸近く，南側は第六堂との中間に設定した。

調査地は奈良山丘陵から南にのびる舌状の台地上に位置し，旧地形は調査区の北側と西側が高く，南側と東側へと下降する。したがって，西側では地山を削って平坦とし，東側には7世紀までの遺物包含層の上に整地を行なっている。整地層は旧地形の勾配にあわせて東に行くほど厚く，調査区東南隅部で0.7mである。

2　遺　　構

発掘により，奈良時代前半の掘立柱建物である下層東第五堂SB15700と，これを建て替えた奈良時代後半の礎石建物である上層東第五堂SB15710を検出した。ここでは便宜上，上層東第五堂からはじめ，下層東第五堂そして奈良時代以前の遺構へと記述を進める（図17）。

（1）上層東第五堂SB15710

上層東第五堂は，本瓦葺きの礎石建物であり，版築による基壇の上に建つ。基壇は後世の開墾によって周囲から削られ，現状の規模は東西約30m×南北約15mである。本来は凝灰岩の切石により外装がなされ，地覆石の抜き取り跡が部分的に残る。これによって基壇縁が建物から7尺（2.1m）外に出ることがわかり，基壇

の規模は東西125尺（約37m）×南北60尺（約18m）に復原できる。ただし，地覆石の抜き取り跡は，後世の溝によって東辺と北辺では寸断され，西辺では痕跡程度，また南辺は削平されて遺存しない。また，階段は東西に各1箇所，北に3箇所が設けられている。南辺側にも北辺と同じく3箇所に階段があったと想定する。階段の出は基壇縁から5尺（1.5m）である。基壇の高さは現状で1m弱であるが，1.5m程度はあっただろう。

基壇上には，礎石据え付け掘形が28箇所残る。いずれも礎石は抜き取られているが，根石の残るものが多い。これによって，上層東第五堂が桁行9間×梁行4間の四面廂建物であることが判明した。柱間寸法は，桁行梁行とも身舎部分が13尺（3.9m），廂部分が10尺（3.0m）である。したがって，建物の規模は東西111尺（33.0m）×南北46尺（13.7m）となる。また，礎石据え付け掘形の四方に位置する小柱穴がある。建設時の足場穴であろう。さらに基壇南側では，基壇縁から6尺ほどの位置で並ぶ小柱穴があり，これも軒先まわりの足場穴になろう。隅の部分では間隔が長い。

基壇の周囲は礫を敷いて舗装している。残り具合がよいのは東辺と北辺で，西辺と南辺はほとんど遺存しない。さらに礫の上には小砂利を敷いていたようである。基壇東側の礫敷を見ると，基壇縁から2.5mまでの部分には径3cm前後の小礫を使い，その外側に径8cm前後の大礫を用いている。大小の両礫敷の境を観察すると，小礫敷の上に大礫がわずかに乗っており，小礫を敷いたあとで大礫による舗装が行なわれたことがわかる。第四堂でも同じような使い分けが認められ，この間では基壇周囲の小礫敷にはさまれて，大礫による幅3.6mほどの礫敷が南北に通っていたことになる。基壇北側の礫敷では，こうした敷き分けは認められず，すべて小礫が敷かれている。また，基壇北側の礫敷の下で，東西方向に走る礫を詰めた暗渠を検出した。基壇縁から北に2.8mの位置にあり，基壇西端付近から始まり東端では南へ曲流する。その先は失われているが，おそらく東第一堂から第四堂までの基壇西側を南流する暗渠SD11749に合流するのだろう。なお，基壇北側には瓦溜が5箇所あり，軒瓦を含む瓦片が大量に投棄されていた。

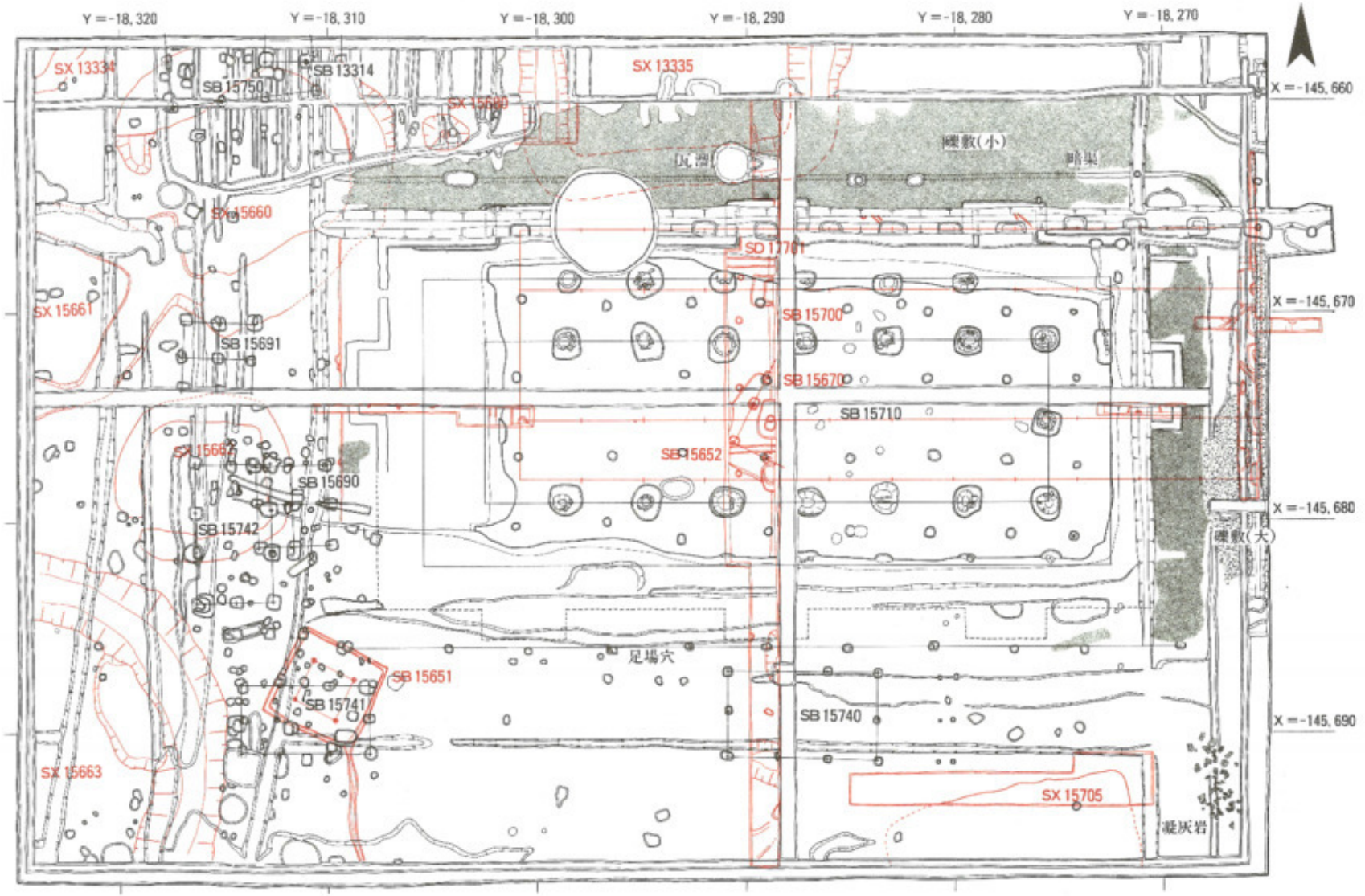

図17　第238次調査遺構図　1：300

（2）下層東第五堂SB15700（図18・19）

下層東第五堂は掘立柱建物で，断ち割りほかによって20個の柱穴を検出した。上層東第五堂の基壇北側には，上層の階段部分を断ち切る格好で，後世の溝が東西に通っている。この溝の南壁に，柳の木による未掘部分を含めて，下層第五堂の北廂柱穴が13個ならぶ。また調査区東端を断ち割った結果，身舎東妻の柱穴がならぶこと，一部東へ拡張した部分には続かないことを確認した。したがって，下層東第五堂は桁行12間×梁行4間の南北に廂をもつ両廂建物であることが判明した。柱間寸法は桁行梁行とも10尺（3.0m）である。したがって，建物の規模は東西120尺（35.6m）×南北40尺（11.9m）になる。身舎の柱穴は隅丸方形で一辺1.5m以上の大きさをもち，廂の柱穴はひとまわり小さい隅丸の長方形で，長辺1.3m前後，短辺1.0m程度である。柱穴の深さについても，例えば東妻部分では廂の方が身舎より0.4m浅い。北廂については東西に長く掘り，南廂は2例ではあるが南北に長く掘るという傾向が見受けられる。

また第三堂に続いて，身舎をめぐる幅0.3mほどの細溝SD17701を確認した。身舎の柱心から1.4mほど外に位置する。足場穴についても，第三堂と同様に，柱穴の斜め四方に配置することを，身舎部分について一部確認した。

下層の造営にあたっては，まず整地土の上から柱穴を掘りこみ，柱を立てて埋め戻したあと，細溝を穿つ。第三堂の調査所見では，その後，溝を埋めて基壇土を0.2～0.3m積み上げ廂の柱穴を穿っている。したがって，身舎の柱穴については掘形と抜き取り跡の検出面が異なり，残存する下層基壇の上面では，身舎の抜き取り跡と廂柱の掘形がまず検出されることになる。しかしながら，第五堂においては，上層基壇中央の南北断ち割り部分では，身舎も廂の柱穴も整地面で検出し，下層の基

図18　下層第五堂ＳＢ15700の東妻断面図　1：100

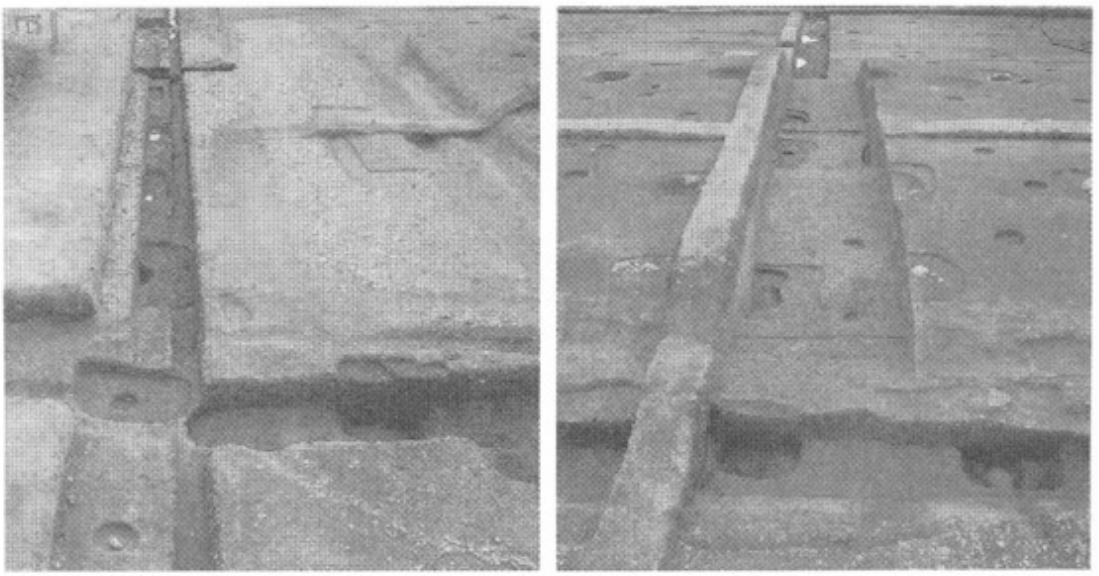

図19　下層東第五堂の柱穴検出状況　東妻部（左）と中央部（右）　（いずれも北から）

壇土は認められなかった。わずかに東妻部分で，抜き取り面と掘形面の間に1層分（0.1m前後）の下層基壇と解釈できる土層を認めたに過ぎない。しかし，第二堂から第四堂までがいずれも数10cmの基壇土をもつことから，第五堂のみ下層基壇がほとんどなかったとは考えにくい。上層への建て替え時に，理由不明ながら下層基壇をわざわざ削り積み直したと理解しておきたい。

なお，東妻部分の南北方向の断ち割りの結果，下層の柱穴に先行する柱掘形を検出した（図18）。身舎妻柱と北入側柱の間におさまる位置である。東西方向にトレンチを入れた結果，東側にはないが，西側にさらに1個あることを確認した。ともに柱の抜取り痕跡はない。ところで，隣接する東第四堂の下層の場合，一度掘った柱穴を南に拡張しており，施工段階での変更を想定している。掘形を拡張した第四堂と新たに掘り直した第五堂では方法が異なるものの，関連ある現象とみられる。ただし東第五堂の場合，東妻の身舎柱穴すべてに対応して先行する柱掘形がある訳ではない。これを，下層第五堂の位置を決めるために，まず妻柱を掘ったと考えたとしても，西側の柱穴の存在が理解できない。今のところ，すべてを整合的に説明できないが，第五堂の南北位置が第四堂北妻により規定される以上，第四堂に見られる柱位置の移動と関連するものと考えておく。

(3) 下層の土坑SX15705

調査区南東隅付近で，整地層を掘りこんだ不整形な土坑ＳＸ15705を検出した。礫混じり橙褐色の整地土の下，黄灰色粘質の整地土から掘りこまれ，東西幅約11m，深さ0.4mほどで調査区外南へと続く。土坑中には部分的に凝灰岩や凝灰岩粉が密に詰っている。この土坑の北側では，黄灰粘質土と混礫橙褐土の整地土の間に，1cm弱の凝灰岩粉層が面的に広がっている。また東側では混礫橙褐土中に凝灰岩の切石が投棄されている。こうした状況から，あたり一帯が凝灰岩を加工する場であったと想定され，この土坑が削り屑などを捨てるために掘られたものと考えられる。この凝灰岩を加工する作業の時期については，上層の基壇化粧にともなうとみるには，建て替えによる廃材などが土坑に混入しておらず考えにくいことから，下層段階に遡るものと考えておく。

(4) その他の掘立柱建物

基壇の周囲には，調査区西半を中心として小規模な掘立柱建物がある。いずれも柱穴から年代を決めるような遺物は出土していない。

SB15740　3間×2間の東西棟　　柱間寸法　桁行　8尺　　梁行　7尺

SB15741　3間×2間の東西棟　　柱間寸法　桁行　6尺(中央間8尺)　梁行 5.5尺

SB15742　3間×2間の南北棟　　柱間寸法　桁行7.5尺　　梁行　6尺

SB15740～15742は，いずれも3間×2間の小規模なもので，ほぼ方位に合わせて建てられている。奈良時代の仮設建物であろう。

SB15690　2間×2間の総柱建物　柱間寸法　東西1.7m　南北2.0m

SB15691　2間×2間の総柱建物　柱間寸法　東西南北とも1.7m

2間×2間の総柱建物であるSB15690～15691は，それぞれ北に対し西と東にやや振れる。SB15690はSB15742に切られ，かつ東側の柱穴が奈良時代の整地土で覆われる。奈良時代以前のものであろう。

SB13314　2間×2間　　柱間寸法　東西南北とも6尺

SB15750　3間×2間の東西棟か　柱間寸法　桁行　8尺　　梁行　7尺

SB13314は，188次調査で南へ続く桁行3間以上の南北棟と考えていたが，2間×2間

でおさまる。平安時代初期の屋敷を構成する建物と考えられている。SB15750は北に対して柱筋は西に振れる。

(5)　古墳時代～７世紀の遺構（図20）

古墳時代の竪穴住居2棟，掘立柱建物1棟，円墳1基と方墳3基，および７世紀の土坑1基を検出した。

竪穴住居SB15651は一辺4.5m前後の方形で周囲に壁板の溝が穿たれている。南隅部から排水溝が南へ伸びる。断面Ｖ字形の溝で，中から古墳時代前期の土師器が見つかった。基壇下から見つかった竪穴住居SB15652も，一辺4.5mほどの方形であり，床面から古墳時代前期の土師器が出土している。この竪穴住居の埋土を切って掘立柱建物SB15670が建つ。柱間寸法は1.5～2.1mで，建物の振れは竪穴住居のそれに近い。おそらく古墳時代のものであろう。

古墳群は，北の第188次調査区から続くものである。方墳SX15660・15661・15662は一辺5～8mの小規模なもので，検出面で周溝幅は最大2.5m，深さは0.1～0.3mほどである。このうちSX15661を掘ったが，遺物は時期不明の土師器片１のみであった。また調査区南西隅の円墳SX15663は，復原径20mを越える。周溝幅は3m前後で底の幅が1.5mほど，深さは0.5mある。周溝底の堆積土はわずかであり，ほとんど人為的に埋め立てられ，古墳時代中期の埴輪，6～7世紀の須恵器・土師器，そして瓦片が混在して含まれる。瓦は平瓦の小片がほとんどであるが，白鳳時代のものと思われる。平城宮造営にあたり，周溝を埋め立てたと考えられる。最下層ま

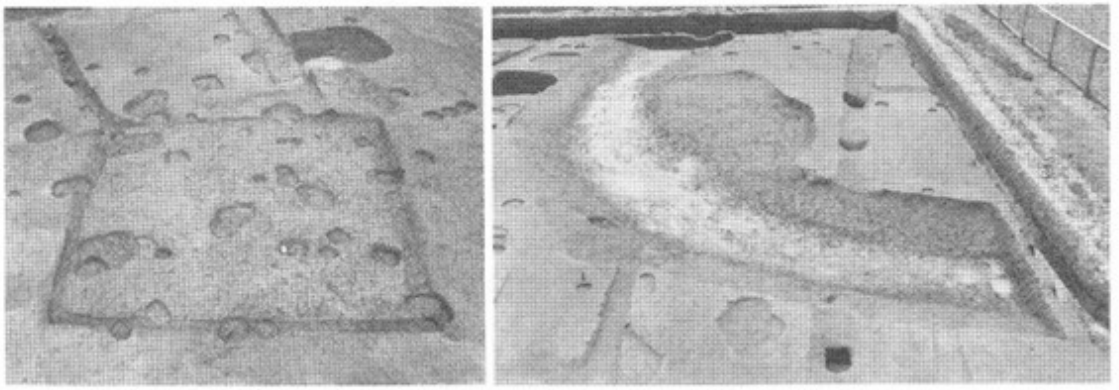

図20　竪穴住居SB15651（左）と円墳SX15663（右）　（いずれも北から）

で同じような状態であり，古墳の年代は決めがたい。こうした状況を考えると，188次調査において，出土した白鳳時代の瓦から寺院址と考えたSX13335についても，方墳と考えることが適当であろう。やはり周溝を埋め立てる際に白鳳時代の瓦が入ったものとみられる。しかし，これらの瓦を使った白鳳寺院が，それほど遠くない地点に存在したことは十分に予想される。

なお，7世紀代の遺構として土坑SX15680がある。長径2.3m，短径1.8mの円形の平面をなし，深さは0.8mである。すり鉢状にすぼまり，土坑底中央にはさらに径0.4mで深さ0.2mの凹みがある。7世紀後半の須恵器・土師器が出土している。おそらく水を溜めて井戸として利用したものであろう。

3　遺　　物

出土した瓦類の数量は表5の通りである。軒瓦の大半が軒丸瓦6225C－軒平瓦6663Cの組み合わせで，第二次朝堂院の上層や第二次大極殿に共通して葺かれたものである。第四堂と同じく，6225Cのほとんどが瓦当部に丸瓦を接合して作られていること，また6663Cのほとんどが彫り直し以前のCaで，かつ顎の先端を削らない曲線顎1である。同じ軒瓦の組合せながら，第二次大極殿よりも朝堂院の方に，より製作年代の古いものが供給されていることを追認した。

土器類は奈良時代のものはほとんどなく，7世紀以前の土師器・須恵器・埴輪がある。先の土坑SX15680の資料を一部紹介しておく（図21）。須恵器杯A（1）・平瓶（2）・長頸壺（3）・土師器甕（4）などが出土しており，7世紀後半のもの

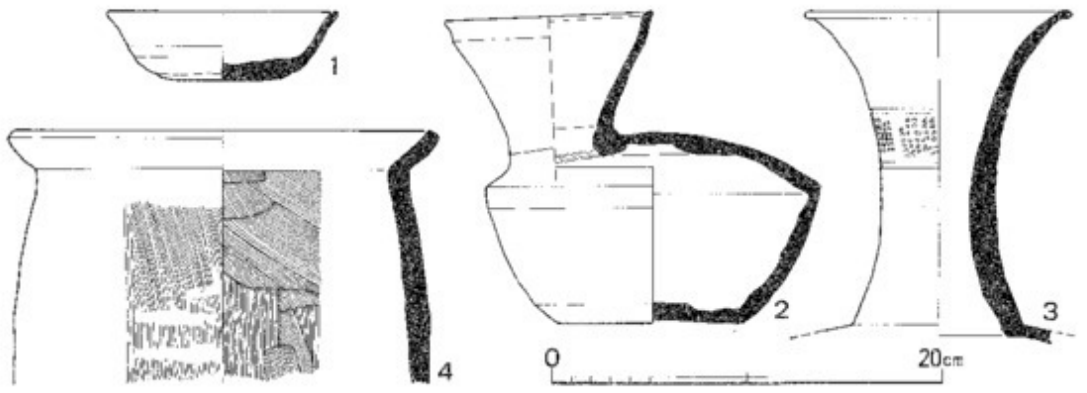

図21　土坑SX15680出土の土器　1：4

表5　第238次調査出土瓦集計表

軒丸瓦 型式	種	点数
6133	D	1
	D	1
6225	A	2
	B	1
	C	69
	L	2
	?	11
6284	E	2
6291	A	1
6311	A	2
	B	3
	?	2
型式不明		4
軒丸瓦計		104

軒丸瓦 型式	種	点数
6663	C	70
	?	3
6681	E	1
6682	A	4
6691	D	1
6721	C	1
6801	A	2
型式不明		1
軒平瓦計		83

道具瓦 種類	点数
鬼瓦	1
面戸瓦	1
隅木蓋瓦	1
文字瓦	
刻印瓦	10
塼	
重量	0.9kg
点数	2
丸瓦	
重量	902.9kg
点数	7,690
平瓦	
重量	3,682.8kg
点数	34,350

である。土師器甕には煤が付着する。調査区全体にわたって，奈良時代の整地土下の包含層中からは，7世紀代の須恵器が出土しており，この時期の集落が近くにあったことをうかがわせる。

なお，古墳に関わる遺物として滑石製紡錘車とガラス小玉各1点がある。表土と基壇上からの出土である。

4　まとめ

今回の調査成果を簡単にまとめておこう。まず，上層東第五堂が第二堂・第三堂と同一規模であることが明らかとなった。東第四堂からは42尺（12.5m）の間隔をおき，北側柱筋を第四堂の北妻に合わせている。また下層東第五堂の存在を確認し，その規模が判明した。東第二堂から第四堂までの南北棟の下層朝堂が，朝庭部に面する西側にのみ廂をもつのに対して，東西棟である第五堂が両廂であることを新たに確認した。下層についても，身舎部分は第二堂・第三堂と同一規模である。下層の廂が増築であるかどうかを判断する新たな材料はえられていない。身舎の北側の柱筋を第四堂の北妻に合わせ，北廂部分はこれより北に出る。東西位置については，第四堂の身舎西側柱筋から30尺（8.9m）離して，第五堂東妻を設定する。第四堂の西廂からは20尺（5.9m）となり，軒の出を考慮すると，かなり近接した位置関係である。

以上のように，東第五堂が上層・下層とも基本的に第二堂・第三堂と同じであり，また未調査の第六堂についても同じ規模が想定できる。したがって，東西各六つの朝堂のうち第一堂と第四堂をのぞく四つの朝堂が同一規模ということになる。建て替え時期については，上層第五堂に葺かれた軒瓦6225C・6663Cの年代観から，天平17年(745)の平城還都後と考えられる。

今回の調査の最も大きな成果は，第一堂～第四堂と同じく下層建物の存在が明らかになった点である。第六堂についても当然のことながら下層建物が想定でき，第二次朝堂院には，当初から12堂がそなわっていたと考えられる。政務や儀式の場である12朝堂の構成は，藤原宮の朝堂院で確立したが，平城遷都にともない第二次朝堂院に受け継がれたのである。その後，建て替えを経ながら奈良時代を通して存続し，平安宮朝堂院へと継承される。平城宮で新たに登場する4堂からなる第一次朝堂院とは，どのような使い分けがあったのか，それが第二次大極殿の成立以後の奈良時代後半ではどうなるのか，今後検討すべき大きな課題である。

また，奈良時代以前の遺構についても，ある程度の様子を明らかにできた。古墳時代前期には集落が営まれ，その後おそらく中期には古墳群が形成されている。墓壙中央の下から住居址が検出されたように，奈良時代の整地土下には，住居址や古墳がまだまだ広がりをもつことが予想される。この地域は奈良山丘陵から南へ伸びる台地上であり，生活空間として，また墳墓地として格好の場所であったに違いない。これまで佐紀盾列古墳群としては，宮北方にある大型・中型の古墳が注目されてきたが，市庭古墳や神明野古墳の南に多くの小規模古墳が確かめられたことは，古墳群の構成を考える上で重要な知見となるだろう。さらに7世紀代に入っても，確実な遺構としては土坑1基にとどまるが，包含層中に多くの土器が認められ，白鳳時代の瓦も出土するなど，この地域がひき続き生活の場として利用されていたようである。

（岸本直文）

4　東面大垣の調査　　第234－11次

1　はじめに

本調査は，奈良市法華寺町内における奈良市の河川改修（ボックスカルバート埋設）に先立つ発掘調査である。1991年度に実施した第223－16次調査の北延長部分にあたり，平城宮東面大垣の推定位置付近を南北に伸びる道路敷を対象とするものである。総延長は計約100mに及び（県道谷田奈良線＜通称一条通り＞の南側約8m，北側約92m），調査面積は計約120㎡である。以下，一条通りより北をⅠ区（現存南北河川の暗渠以北，25㎡）とⅡ区（暗渠より南，一条通りまでの間。85㎡），一条通りより南をⅢ区（10㎡）とする。調査期間は，1992年12月1日から12月15日までである。

図22　第234－11次調査位置図　1：5000

2　基本層序

Ⅰ区　現地表面は調査区内で東から西に向かって約50cmの標高差をもって緩やかに高まっている。東端では，表土，盛土の直下，現地表面から約80cmで地山の礫混じり橙灰白粘質土に達する。西端では，表土，盛土，大垣崩壊土及び大垣積土（合わせて約50cm）を経て，現地表面から約120cmで地山に達する。すなわち，西端の高まりは，東面大垣の高まりを踏襲するものであることが判明した。地山面の標高は，72.1～72.2mである。

Ⅱ区　北から13m付近までは，上から路盤盛土，耕土，床土，灰褐砂質土と続き，現地表面から60～70cmで橙褐粘土（ないし砂）の地山に至る。これ以南，道路屈曲部付近までは水田面が一段落ちるため路盤盛土が厚く，床土の下に約10cmの遺物包含層があり，現地表面から60～70cmで橙灰褐粘土（ないし砂）の地山となる。

道路屈曲部分より南では，石垣工事などで掘削されているため路盤盛土と埋戻土直下，現地表面から約70～90cmで橙灰褐粘土（ないし砂）の地山となる。遺構は地山面で検出し，その標高は南に行くほど下がり71.4～71.9mである。

Ⅲ区　路盤盛土，埋戻土直下，現地表面から約60cm（北端では一条通りにかけて道路面が高くなるため約110cm）で橙灰粘土の地山に達する。遺構は地山面で検出し，その標高は71.3～71.5mである。

3　遺　　構

Ⅰ区　東面大垣SA01とその東雨落溝SD02を検出した。

西半部には，地山の上に比較的締まった橙茶褐色系の数層の土が西端で約50cm残存している。これはⅡ区で検出した東面大垣SA05の北延長上にあたり，大垣積土（西断面で10～40cm）及びその崩壊土（同じく20～50cm）と考えられる。大垣は地山を削り出して造成されており，掘り込み地業は見られない。全体を検出していないので幅は不明である。調査区の北には水上池に向かって南北方向の道路の高まりが残るが，これは東面大垣を踏襲するものと思われる。

調査区東半部にはいくつかの土坑状のくぼみがあるが，基本的には南北方向の溝，すなわち大垣の東雨落溝とみてよい（SD02）。

Ⅱ区　土坑SK03，東西溝SD04，東面大垣SA05，東雨落溝SD06，西雨落溝SD07，東西棟掘立柱建物SB08，掘立柱建物SB09などを検出した。

このうち東面大垣SA05はⅠ区で検出したSA01の南延長部分にあたる。Ⅰ区のSA01と同様に地山を削り出して造成されており，掘り込み地業は見られない。基底部で幅約3mあり，積土を約15cm残している。築地心の座標はX＝－145,179.0，Y＝－17,813.1である。築地本体の幅は不明であるが，北面大垣と同じ2.1m程度と考えられ，南面大垣の2.7mよりは規模が小さい。

東雨落溝SD06は，幅約70cm，現存深さは約25cmある。一方西雨落溝SD07は，幅約100cm，現存深さ約25cmある。

SB08はⅡ区南端で柱穴4基のみを検出したものである。北端のみ掘形がやや小さいが，南の3基は一辺120cmを越える大規模なもので，現存深さも50～80cmとや

や深い。柱間は北端のみ3.3m（11尺），他は3m（10尺）等間で，北庇付き（南庇は不明）東西棟建物の東端を検出したものと考えられる。

SB09は，南端で柱穴2基を検出したに止まるが，建物の北東隅と考えられる。掘形の直径は約100cm，柱間は2.4m（8尺）。

Ⅲ区　掘立塀SA10，瓦組暗渠SX11などを検出した。

SA10は，第223－16次調査区から続くもので，今回の2基の柱穴と合わせて計6基の柱穴が連続することが確認された。第223－16次調査では，このうち南の3つを建物の東妻と判断しているが，後述のSX11の存在からみて，南北塀を構成していた可能性が高い。柱間は約2.4m（8尺）となるが，かなり不揃いである。なお，Ⅱ

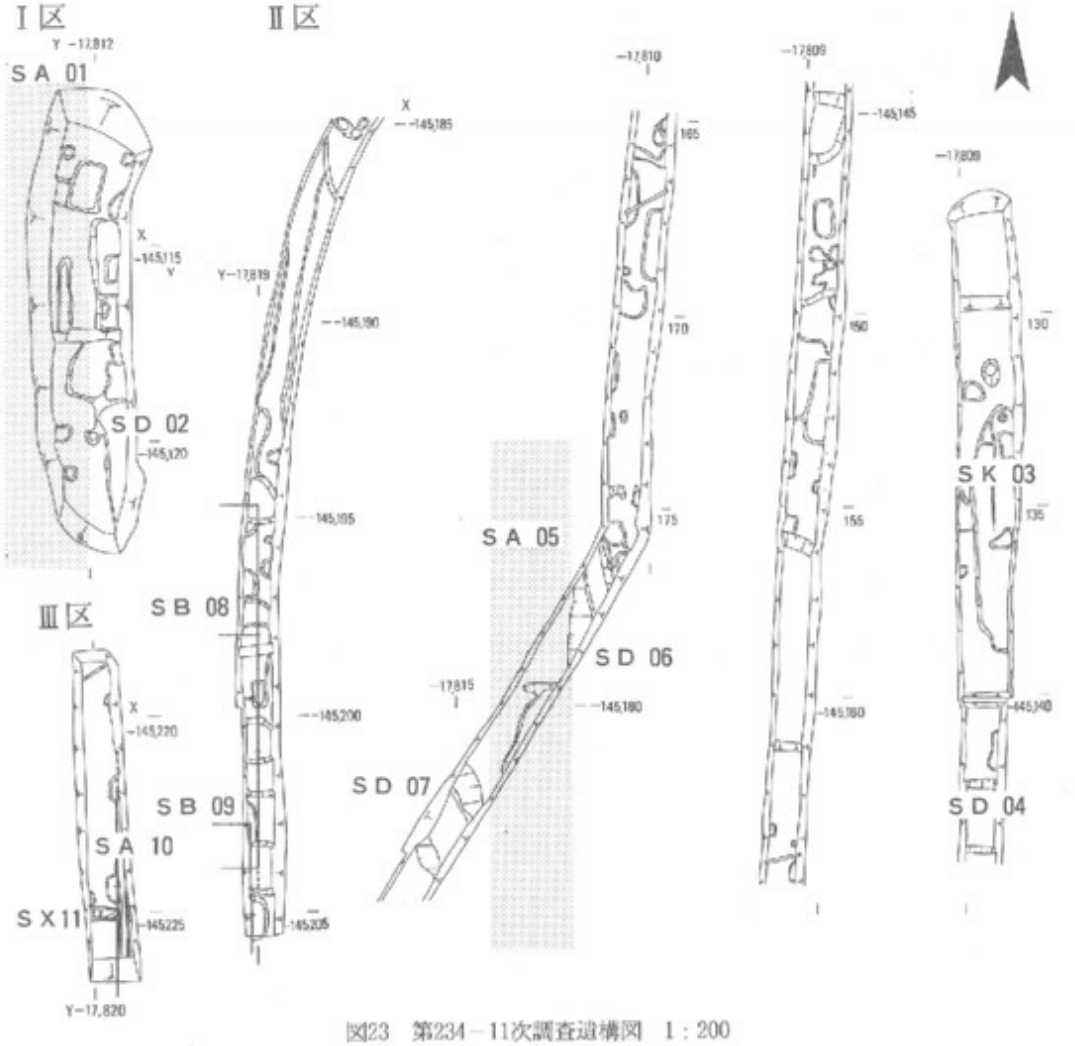

図23　第234－11次調査遺構図　1：200

区南端の柱穴もSA10の延長上にあるが，柱穴の規模が異なるので，別のものと考えておく。

瓦組暗渠SX11は，SA10下部を西から東へ通り抜ける排水用の暗渠で，丸瓦を内側を上に向けて並べたあと，平瓦を外側を上に向けて乗せて蓋としている。

4　遺　　物

遺物には瓦，塼，土器があり，軒瓦としては，Ⅱ区から軒丸瓦2点，軒平瓦1点が出土している。いずれも東面大垣に伴うものであろう。瓦はⅠ区，及びⅡ区中央部（道路の屈曲部より北側）に多い。土器はSB08の北から2番目の柱穴の抜取穴からまとまって出土したのが顕著な程度で，他はそれほど多くはない。なお，SK03からは，鉱滓少量が出土している。

5　ま と め

東面大垣の位置はこれまでの想定位置からやや西（約1m）にずれることが判明した。この近辺では，第191－12次調査で東半分のみを検出しているが，これとほぼ近い位置である（『昭和63年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』）。また，大垣本体の規模も，第191－12次調査で推定したように，本体の幅は約2.1mと考えられ，この付近の東面大垣は北面大垣と同規模であったようである。

暗渠の検出により，Y＝－17,819ライン付近の柱穴は南北塀を構成するものである可能性が高くなった。大垣の内側の区画塀であろう。その一方で，大垣のすぐそばまで大規模な建物が建てられる時期があることも判明した。この時期には大垣の内側にはすぐ役所の区画が広がっていたことになり，大垣が官衙の区画塀を兼ていたことになる。両者の前後関係は今回の調査成果のみでは不明とせざるを得ないが，いずれにしても平城宮東北官衙地区東端の利用のあり方を考える貴重な資料が得られたといえよう。（渡辺晃宏）

表6　第234－11次調査出土瓦集計表

軒丸瓦		軒平瓦		道具瓦	
型式　種	点数	型式　種	点数	種類	点数
6282　Fb	1点	6664　F	1点	面戸瓦	1点
6282　Ba	1点				
塼		丸瓦		平瓦	
重量　0.9kg 点数　3点		重量　38.8kg 点数　345点		重量　127.2kg 点数　1318点	

5　西面大垣の調査　　第234-12次

平城宮北部にある歓喜寺庫裡の改築に伴う事前調査。平城宮の西面大垣SA1600については，これまでに第15次，18次，59次，88－1次，223－10次調査などを行っており，特に今回の調査区の約20m北方で行った第88－1次調査で基底部と西雨落溝を検出している。今回の調査区では，西側は中世の流路SD09によって破壊されているが[1]，比較的良好な状態で西面大垣の基底部と東雨落溝などを検出した。

図24　第234－12次調査位置図　1：5000

西面大垣SA1600の基底部は，厚さ5～20cmほど，東西幅は約3.2m残る。かりに西面大垣の振れを約15′40″ほどとみて[2]，第88－1次検出の基底部をこの調査区内まで延長した場合，その範囲よりもさらに東に0.2mはみ出す。そこで両者を合わせた幅で大垣心を設定すると，第88－1次で検出した西雨落溝と今回検出した幅0.2～0.3m，深さ0.1mの東雨落溝SD03が，大垣から心々距離で2.9mに対称に存在することになる。これは南面大垣と同じであり，築地屋根が同規模であったことを示している。しかし基底部の幅は南面大垣よりも広く，地業あるいは築地の構造が異なる可能性がある。この確認は今後の課題である。

また東雨落溝付近にある足場穴SS06・SS07は，雨落溝の外にあるSS06が屋根築造に関わり，雨落溝を切るSS07が修理時のものと思われる。また調査区東端では，大垣から心々距離で約4.5mの位置に南北溝SD04を検出した。幅約1.3m，深さ0.45mである。その埋土からは天平末年頃の軒丸瓦6307Bと小量の丸・平瓦，土器が出土した。東西溝SD05はSD03からの排水溝かもしれない。以上の足場穴と南北溝は，南面大垣でも類似の遺構を検出している。

大垣心より西側には，復原幅約4m，深さ1.3mの大きな流路SD01があって，その

上に約1.5mの厚さの整地土が積まれていたが，その最下層部から奈良初期の須恵器の鉄鉢が出土した。したがってこの近辺の大垣築造は，遷都直後までは遡らないであろう。大垣心より東へ0.6mの位置に，幅0.4m，深さ0.3mの南北溝SD02を検出した。水の流れた跡はなく，すぐにきれいな土で埋め戻している。あるいは大垣築造以前の区画計画のための溝かもしれないが，その性格は不明である。これも今後の課題であろう。

なお土坑SK08および石列SS10は，近世以降のものである。また遺構面の上層には，炭や灰が詰まった土坑や甕が多数あったが，これは近世以降，歓喜寺によって火葬骨が埋納されたものと思われる。

1) この流路SD09の中層部から小皿，下層部から壺を検出したが，共に中世後期のものであった。

2) 大和郡山市・右京一条北辺四坊六坪の調査，1984および第52次補調査で検出した西一坊大路の東側溝心の振れである。

（藤田　盟児）

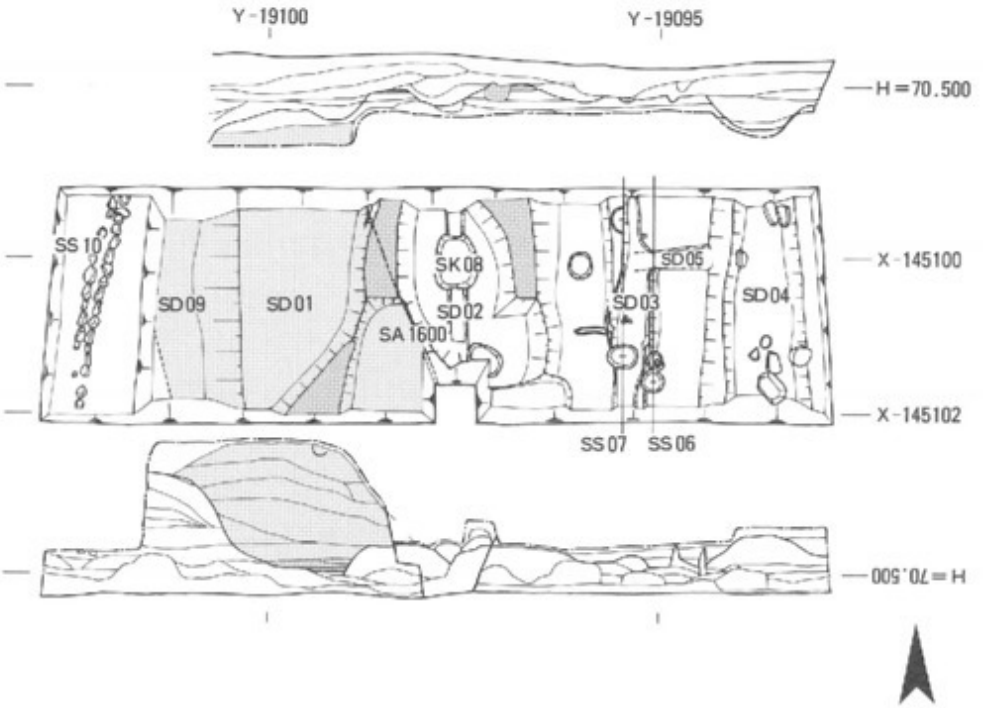

図25　第234－12次調査遺構図　1：100

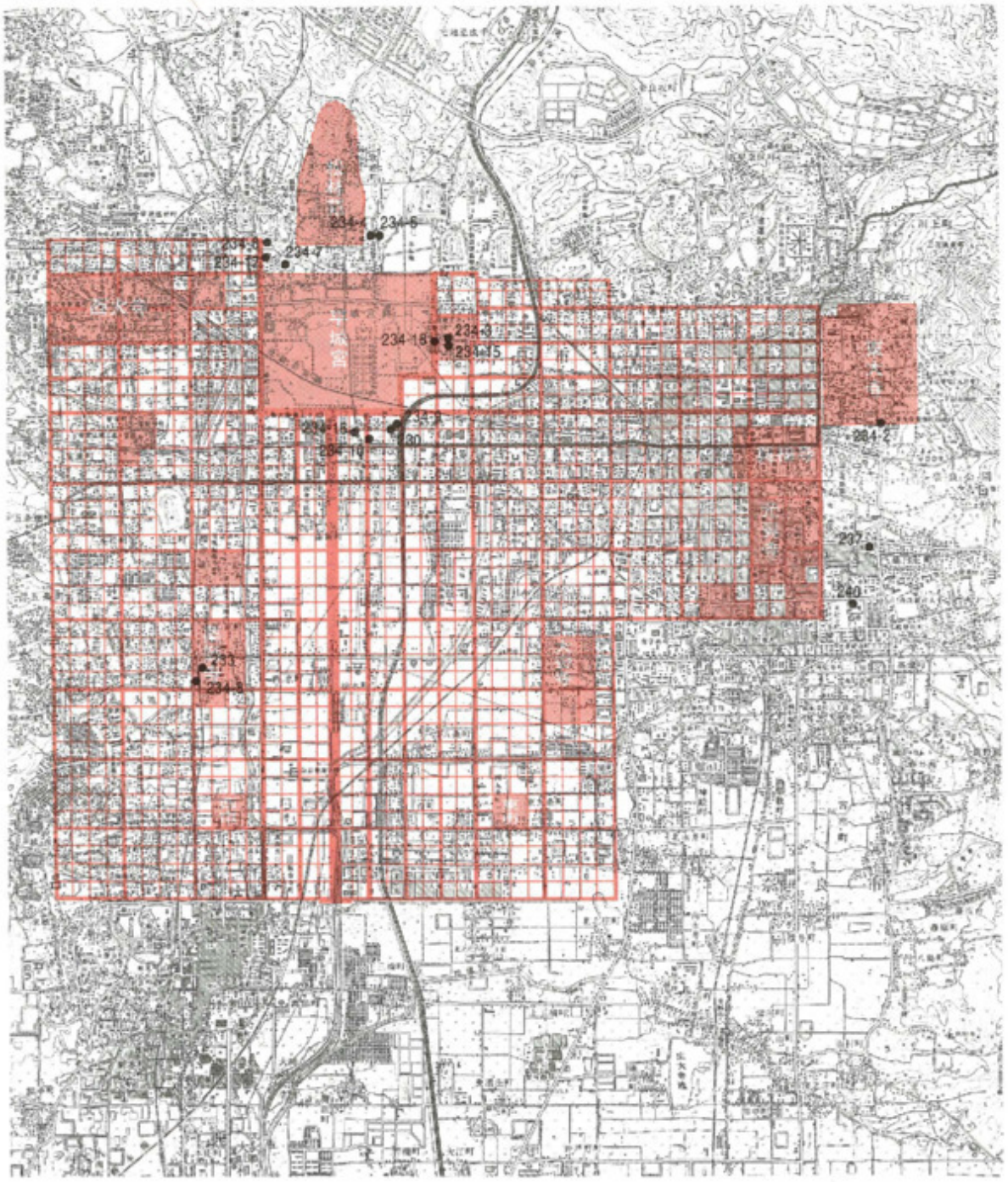

図26　1992年度平城京・京内寺院等調査位置図　1：50000

表7　1992年度平城京等発掘調査一覧（＊は巻末別表に概要掲載）

調査次数	調査地区	地区名	面積	調査期間	調査担当者	備考
230	左京二条一坊十・十五・十六坪	6AFJ	1,700	7. 6～ 8.31	小野　健吉	駐車場
240	東紀寺遺跡	6AER	1,500	2.10～ 3.30	小池　伸彦	奈良女子大学附属中学校
＊234－4	平城宮北方	6ASB	6	4.20～ 4.21	森　公章	中川安治宅
＊234－5	平城宮北方	6ASB	36	6.22～ 6.25	玉田　芳英	溝川達也宅
234－6	平城宮北方	6ASA	12	6.25～ 6.29	臼杵　勲	八幡神社
＊234－7	平城宮北方	6ASA	6	7.1	佐川　正敏	城山良一宅
234－9	東一坊大路西側溝	6AFJ	100	10. 5～10.19	杉山　洋	駐車場
234－10	左京三条一坊十坪	6AFJ	90	11.18～12. 1	山崎　信二	石田潤宅
＊234－16	左京三条一坊七坪	6AFJ	30	2.25～ 3. 1	舘野　和己	フクヴェンジニアリング
＊234－17	平城宮北方	6ASA	32	3. 4～ 3. 8	毛利光俊彦	笠井博之宅
＊234－18	平城宮東辺	6ALE	20	3.15～ 3.19	舘野　和己	中西清志宅

表8　1992年度平城京内寺院等発掘調査一覧（＊は巻末別表に概要掲載）

調査次数	調査地区	地区名	面積	調査期間	調査担当者	備考
233	薬師寺境内	6BYS	700	7. 1～ 9. 4	松本　修白	伽藍復興
237	頭塔	6BZT	40	10.28～ 3. 2	高瀬　要一 内田　和伸	史跡整備
234－2	東大寺境内	6BTL	13	4. 2～ 4.22	臼杵　勲	
234－3	法華寺旧境内	6BFO	58	4.15～ 4.22	上野　邦一	川崎裕久宅
＊234－8	薬師寺旧境内	6BYS	50	7.6～ 7.10	寺崎　保広	岡島勝彦宅
234－15	法華寺旧境内	6BFO	40	2.22～ 2.23	藤田　盟児	法華寺下水道

6　左京三条一坊十・十五・十六坪の調査　　第230次

本調査は，奈良市二条大路南二丁目で実施した，駐車場造成工事にともなう事前調査である。調査地は平城宮跡のすぐ南に位置し，平城京の条坊復原によると左京三条一坊十五坪の北半部と同十坪の北半東辺部，同十六坪の南辺部にあたる。このため，十五坪の主要部の様相の解明，十五坪と十六坪の間の三条々間北小路及び十坪と十五坪の間の東一坊々間東小路の位置の確認等を調査目的とし，調査区はこれらの目的を達成するため，Ⅰ・Ⅱ区は十五坪と十六坪にまたがって，Ⅲ区は三条々間北小路と東一坊々間東小路の交差点付近に，またⅣ区は十五坪の中心部から東一坊々間東小路を越えて十坪の西辺部にかけての位置に設定した。調査期間は，1992年７月６日から８月31日である。

1　基本層序

調査地の基本層序は，以下のとおり。

Ⅰ区　上から耕土・床土・暗褐粘土（整地土）・灰色砂（地山）と重なる。奈良時代遺構検出面は暗褐粘土上面，標高60.9～61.1m。

Ⅱ区　上から耕土・床土・暗黄灰土（整地土）・暗灰砂（地山）と重なる。同検

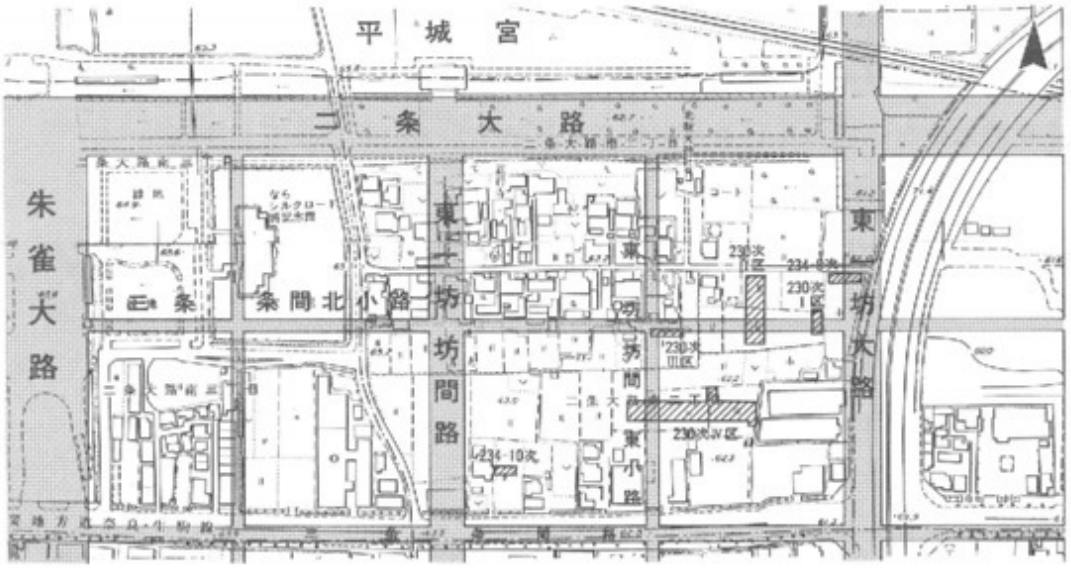

図27　第230次・第234－9，10次調査位置図　1：5000

出面は暗黄灰土上面，標高61.2～61.4m。

Ⅲ区　上から耕土・床土・灰褐砂質土・黄灰砂（地山）と重なる。同検出面は黄灰砂上面，標高61.3m前後。

Ⅳ区　上から耕土・床土・礫混暗灰土・黄褐粘土（地山）と重なる。同検出面は黄褐粘土上面，標高60.9～61.1m。

2　遺　　構

検出した奈良時代の主な遺構は，以下のとおりである。

SA 1　十五坪と十六坪の間に設けられた東西方向の築地塀。坪の中軸線（東一坊大路心と東一坊坊間東小路心との中心を通る線）に当たる位置に門（SB 8）が開く。この門の位置決定方法から考えて，この築地塀は平城京造営当初からのものとみなすことができる。＜Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区＞

SD 2 a・b・c　築地塀ＳＡ１の北雨落溝。２回の改修がある。SB 8 の北の部分では，当初幅２ｍ強であったSD２ａを全体に北に寄せながら約３ｍに拡幅，しがらみで護岸を行なってSD２ｂとし，さらに後にはSD２ｂの北肩付近で幅約70cmのSD３ｃを掘り直している。SD３ｃの時点では雨落溝としての機能は持ちえない。＜Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区＞

SD 3 a・b　築地塀SA１の南雨落溝。当初約1.5mの幅であったものを，後に幅約70～80cmにせばめている。掘立柱南北塀SA９との交点ではSD３ａの施工時から，柱の根元を水が流れないように幅をせばめている。＜Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区＞

SE 6　十六坪中央南部にある，内法一辺1.8m（６尺）の蒸籠組の井戸。横板は７段（１段の高さは24.5～26.0cm）が現存する。深さ約３ｍ。長屋王邸跡で検出の井戸SE4580は一辺が1.35ｍ，今回の井戸はそれより遙かに大きく京内発見の井戸では最大である。＜Ⅱ区＞

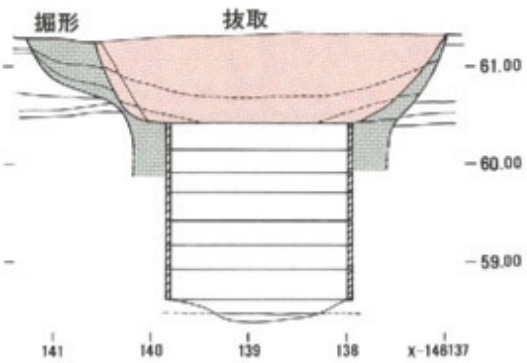

図28　井戸SE6断面図（Y＝－18123地点）

SB 7　SE６のすぐ西にある７間四面の

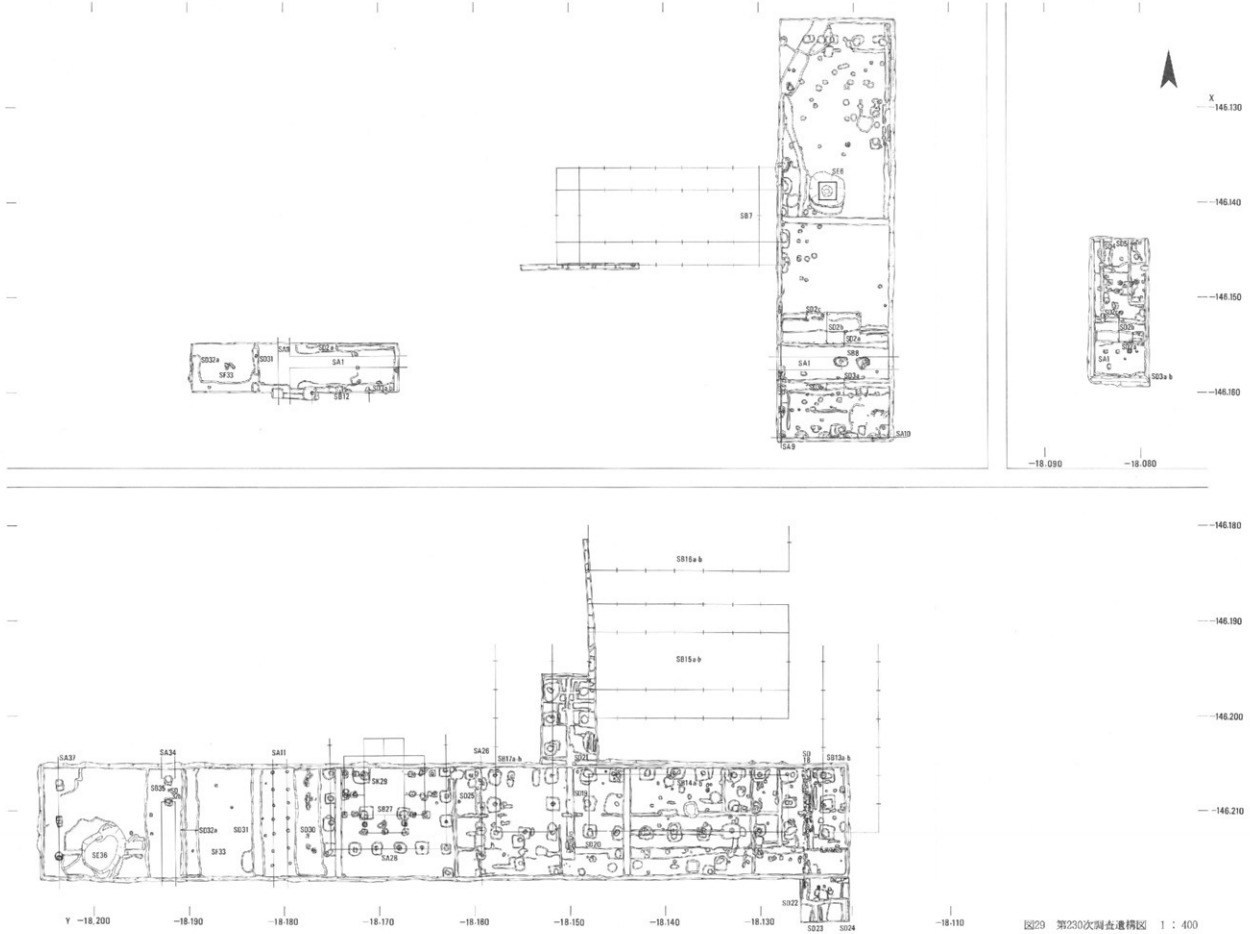

図29　第230次調査遺構図　1：400

東西棟掘立柱建物。桁行方向の柱間寸法は身舎9尺，庇8尺で，総長79尺。梁間方向の柱間寸法は身舎9尺，庇8尺で，総長34尺。＜Ⅱ区＞

SB8　築地塀SA1に設けられた礎石建ち・1間の門。柱間寸法は8尺ないし9尺。＜Ⅱ区＞

SA9　築地塀ＳＡ1の南面に取り付く南北方向掘立柱塀。柱間寸法7尺。＜Ⅱ区＞

SA10　十五坪北部の東西方向の掘立柱塀。柱間寸法8尺。＜Ⅱ区＞

SA11　十五坪，十六坪の西端を限る南北方向の築地塀。十五坪から十六坪にかけて途切れずに続いている。このことは，二条々間北小路がここで行き止まりになっていることを示す。＜Ⅲ・Ⅳ区＞

SB12　十五坪西北隅の南北棟掘立柱建物。梁間2間で，桁行は調査区外となるため不明。梁間の柱間寸法は10尺。切合いから，SD3ａよりも古い。＜Ⅲ区＞

SB13ａ・ｂ／SB17ａ・ｂ　SB13ａ・ｂ～SB17ａ・ｂは，十五坪中央西寄りの大型建物群。SB13ａは梁間2間，桁行5間以上の南北棟掘立柱建物。柱間寸法10尺。SB13ａとSB17ａはSB14ａ及びSB15ａの東西に配され，それぞれの南妻をSB14ａの南側柱筋とそろえる。SB13ａとSB17ａを同位置で礎石建ちに建て替えたのがSB13ｂとSB17ｂ。＜Ⅳ区＞

SB14ａ・ｂ　SB14ａは桁行7間梁間2間の東西棟掘立柱建物。柱間寸法は10尺。SB14ａを同位置で礎石建ちに建て替えたのがSB14ｂ。＜Ⅳ区＞

SB15ａ・ｂ　SB15ａはSB14ａの北側20尺のところに位置する東西棟掘立柱建物。桁行（東西方向）はSB14ａと同じく7間（柱間寸法10尺），梁間（南北方向）は4間（身舎・庇とも柱間寸法10尺）。SB15ａを同位置で礎石建ちに建て替えたのがSB15ｂ。＜Ⅳ区＞

SB16ａ・ｂ　SB16ａ・ｂはSB15ａ・ｂの北側12尺の位置にあったと推定される掘立柱及び礎石建ちの建物。西側柱筋がSB15ａ・ｂとそろっており，桁行は7間（柱間寸法10尺）であろう。＜Ⅳ区＞

SD18～21　SB13ｂ～SB17ｂの雨落溝と見られる石組溝。この石組溝は，礎石建物

にともなうものと見られる。南北溝SD18はSB13ｂとSB14ｂの中間に位置し，東西溝SD20を越えて南下し，東西溝SD22に注ぐ。南北溝SD19はSB14ｂとSB17ｂの中間に位置するが，SB15ｂの西部ではやや西に曲がる。なお，SB13ａ～17ａの雨落溝も同位置に設けられていたと考えてよいだろう。＜Ⅳ区＞

SD22　南北溝SD18からの水をうける東西溝。＜Ⅳ区＞

SD23・SD24　東西溝SD22からの水を南に流す２条の南北溝。＜Ⅳ区＞

SD25　SD17ａ・ｂの西側の雨落溝。SD20を越えて南に伸びる。＜Ⅳ区＞

SA26　SB17の西にある南北方向の掘立柱塀。柱間寸法8尺。SD25よりも新しい。＜Ⅳ区＞

SB27　十五坪西部。東西方向14尺，南北方向21尺と考えられる１間１間の掘立柱建物か。周囲に２本１組となった支柱または縁束状の柱をともなう。＜Ⅳ区＞

SA28　SB27を囲む，東西方向５間南北方向４間以上の塀囲い。柱間寸法は東西方向８尺，南北方向９尺。＜Ⅳ区＞

SK29　ＳＢ27西側柱筋上に位置する，径1.8m前後，深さ２ｍ以上の土坑。底に厚さ50cm以上の木クズ層が堆積する。埋土上に置かれた数個の自然石は性格不明。＜Ⅳ区＞

SD30　築地塀SA11の東雨落溝。幅は３ｍ前後と広い。＜Ⅳ区＞

SD31　東一坊々間東小路東側溝。素掘りで幅1.0m。＜Ⅳ区＞

SD32ａ・ｂ　東一坊々間東小路西側溝。当初およそ1.5m幅であった（SD32ａ）が，後に位置を西にずらして幅80cmにせばめている（SD32b）。

SF33　当初の東西両側溝の心心間距離7.05m。20大尺の計画幅であったことは間違いない。＜Ⅲ・Ⅳ区＞

SA34　十坪の東辺を限る南北方向の築地塀。＜Ⅳ区＞

SB35　築地塀SA34に設けられた掘立柱，１間の門。柱間は８尺。＜Ⅳ区＞

SE36　一辺約６ｍの隅丸方形の掘形をもつ井戸跡。枠木はすべて抜き取られており，抜取穴の埋土からは木簡５点が出土。＜Ⅳ区＞

SA37　十坪内，SE36のすぐ西の掘立柱南北塀。柱間13尺。＜Ⅳ区＞

検出遺構の時期　後述する軒瓦の状況から，瓦葺き建物が奈良時代前半に建ち，末期まで葺き替えを行いながら存続する。したがってSB14ｂを瓦葺き建物に想定すれば，これに先行するSBB14ａやそれと同時期のSB13ａ，SB15ａ，SB16ａ，SB17ａといった掘立柱建物群は，より早い時期のものとなる。また，同様に出土遺物から，SE６は奈良時代後半の，SE36は奈良時代前半の井戸。個々の新旧関係では，塀SA26は石組溝SD25より古く，SB12はSD３ａよりも古い。また，塀SA10は塀SA９よりも古い。

３　遺　　物

木器　二つの井戸SE6及びSE36から斎串，曲物などが出土した。

土器　土器は中心建物付近には少なく，多くは築地雨落溝，道路側溝，井戸から出土した。SE36では，井戸枠抜取穴から墨書１点（解読不能）を含む平城Ⅱの土器が出土した。SE６では，掘形から８世紀中～後半の，井戸枠内埋土から平城Ⅴ～長岡期の土器が出土した。これらから，SE36はおそらく奈良時代の半ば以前に廃絶したもの，またSE６は奈良時代後半に掘られ，長岡遷都以後に廃絶したものと考えられる。このほか，包含層から円面硯片が出土した。

瓦塼類　天平初年に作られた軒瓦が最も多い。これらに伴う特徴的な丸瓦と平瓦も多数出土しているので，付近に瓦葺きの建物があった可能性がある。瓦の分布からみてその建物は，十五坪のSB14ｂ，十六坪のSB７と考えられる。平城還都後の軒瓦も出土しているので，奈良時代後半に屋根の補修が行なわれた可能性がある。井戸SE6の井戸枠内埋土から奈良時代末期の軒丸瓦が出土している。また，奈良時代前半の鬼瓦の破片が出土した。このほか，溝や柱抜取穴から塼の出土が目立った。

木簡　井戸SE36から５点，井戸SE６から１点出土。このうち判読できるのはSE36からの２点（下記）である。

1　表：□枝宅車二両

　　裏：□（八または六か）年六月廿一日□□（赤染か）□

2　蓮子壹斗

表9　第230次調査出土瓦集計表

軒丸瓦			軒平瓦			道具瓦	
型式	種	点数	型式	種	点数	種類	点数
6012	Aa	1	6572	D	1	鬼瓦	2
	B	3	6641	?	1	その他	1
	?	1	6664	D	1	文字瓦	
6135	A	8	6667	A	2	点数	−
	?	1	6671	K	1	塼	
6174	A	2	6679	A	1	重量	243.52kg
6282	H	2	6688	Ab	1	点数	288
	?	2	6721	E	1	丸瓦	
6296	B	1		Fa	1	重量	522.32kg
6311	Aa	3		I	5	点数	4,033
その他・不明		10		?	1	平瓦	
			その他		4	重量	1,322.86kg
軒丸瓦計		34	軒平瓦計		20	点数	12,599

4　まとめ

(1)十五・十六坪の利用形態と性格

十五・十六坪の間には三条々間北小路が存在しない。このことは，奈良時代をつうじて十五・十六坪が一体として利用されていたことを示している。（ちなみに，十五・十六坪から東一坊大路をへだてた東隣の左京三坊二条一・二・七・八坪の長屋王邸も，奈良時代当初の長屋王邸の時代には四坪が一体として利用されていたが，その後，各坪を区切る坪境小路＜三条々間北小路と東二坊々間西小路＞が設けられている。）ただし，十五坪北辺の築地塀SA1の存在からうかがえるように，南北2つの区画に分けて利用されていたと見られる。

十五坪の中心部では，3棟の大型東西棟建物（SB14・SB15・SB16）の両側に南北棟建物，SB13・SB17を対称に置くという，従来発掘された京内の宅地あるいは宮内でも例を見ない配置が奈良時代をつうじて続いている。また十六坪では，7間四面というきわめて格式の高い建物が建てられ，京内最大の立派な井戸が設けられている。さらに，遺物では宮内の太政官推定地と同一形式の軒瓦が全軒瓦の1／4を占めるほか，塼の多さが目立つ。

こうした遺構・遺物のありようからして，十五・十六坪は，個人の宅地というよ

りも公的施設，おそらくは官衙と考えるのが妥当であろう。左京三条一坊七坪の調査（第231次）でも公的施設と見られる遺構が確認されているほか，長屋王邸のあった左京三条二坊一・二・七・八坪も奈良時代末には太政官厨家であった可能性が高い。こうした周辺地の調査成果と考え合わせてみると，平城宮南辺に接する地域一帯は，官衙的色彩の強い場所であったとみなすことができる。ところで，平安宮では一部の官衙が宮外に拡大しているが，これは各官衙（曹司）が発達して宮内におさまらず宮域の外に拡がったと従来は解釈されてきた。しかし，上述のように8世紀初頭の平城宮造営当初において既にそうした状況がみられることから，従来の解釈は見直しが必要となろう。

(2)条坊復原

今回の調査で検出した条坊遺構は東一坊坊間東小路及び両側溝である。この小路は左京六条一坊十・十五坪間でも両側溝が検出されており，それぞれの路心を結んだ直線は，国土方眼方位に対する振れがN0° 14′ 44″ W，方程式であらわす

表10　関連条坊座標一覧表

点	条坊道路	種別	X座標	Y座標	文献	座標の典拠
I	二条大路	北側溝心	-146005.00	-17802.00	1	第198次A実測図
II		南側溝心	-146043.25	-17802.00	1	第193次B実測図
III	東一坊坊間東小路	西側溝心	-146215.00	-18189.40	—	本調査実測図
IV		東側溝心	-146215.00	-18182.35	—	本調査実測図
V	東一坊坊間東小路	西側溝心	-147795.00	-18182.35	2	市第139次実測図
VI		東側溝心	-147795.00	-18175.88	2	市第139次実測図
VII	東一坊大路	西側溝心	-146123.00	-18064.38	—	第234-9次実測図

点	条坊道路	種別	X座標	Y座標	文献	座標の典拠
イ	二条大路	条坊計画線	-146019.35	-18586.20	3	朱雀門心から算出
ロ	二条大路	条坊計画線	-146017.75	-17802.00	3	IとIIの1：2内分点
ハ	東一坊坊間東小路	路心	-146215.00	-18185.88	—	IIIとIVの中点
ニ	東一坊坊間東小路	路心	-147795.00	-18179.11	2	VとVIの中点

文献

1　本中　真「道路と敷地」（奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館）1991年

2　鐘方正樹「平城京左京六条一坊十・十五坪坪境小路の調査　第139次」（奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書　昭和62年度』）1988年

3　小澤　毅「東院南方遺跡の調査　第223-9次」（奈良国立文化財研究所『1991年度　平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』）1992年

とX＝－tan89° 45′ 16″ 20Y－4390482.415である。この直線と二条大路条坊計画線（方程式X＝tan0° 7′ 0″ 84Y－145981.429…表10イ，ロから算出）との交差点Aの座標値はX＝－146018.535，Y＝－18186.722となる。点イ（朱雀大路心と二条大路条坊計画線との交点）と点Aとの距離は399.48mとなり，これは1大尺0.3552mとして1124.7大尺。間違いなく1125大尺（375大尺×3）の計画であり，小路も計画線上に路心をあてていることを示している。なお，表11は，Aを基準とし南北方向の振れをN0° 14′ 44″ W，東西方向の振れをE0° 7′ 1″ S，隣接する条坊道路間の距離を133.2m（0.3552m／大尺×375大尺）として求めた，十五・十六坪の周囲を巡る条坊計画線（二条大路以外は路心）の交点の座標値である。

（小野健吉）

表11　左京三条一坊十五・十六坪四周の座標値

点	X座標	Y座標	図
A	-146018.535	-18186.722	
B	-146151.734	-18186.151	
C	-146284.933	-18185.580	
D	-146018.263	-18053.522	
E	-146151.462	-18052.951	
F	-146284.661	-18052.380	

図30　第Ⅳ区全景（東から）

7　東紀寺遺跡の調査　　第240次調査

1　はじめに

この調査は，体育館建設にともなう事前調査である。調査期間は1993年2月10日から3月30日である。当該地は平城京外にあり，紀寺推定地の東方約100mに位置する。建設計画では，建設予定地に建っていた講堂を撤去し，より面積の広い体育館を建てることとなっていた。そこで東西約50m，南北約30mの調査区を設定し，ほぼ建築面積全体に匹敵する1500㎡余りを調査した。調査区内は講堂建設の際の造成とそれ以前の耕作により大きく削平を受け，さらに講堂基礎や建築廃材を投棄した土坑などによる攪乱が著しい。また調査区北辺部では，汚・雨水管の埋設による攪乱が現地表下1.3m前後，ないしさらに深くにまで達している。

調査区の土層は，上から造成土（厚さ1.8～0.8m），耕土層（同20～30cm），橙黄褐色砂質土層（同50cm）が堆積し，以下礫層と粘土・シルト層の互層が続く。橙黄褐色砂質土層以下での遺物の出土は確認できなかった。耕土層の堆積は調査区西半部に限られる。遺構は橙黄褐色砂質土層上面で検出した。

図31　第240次調査位置図　1：5000

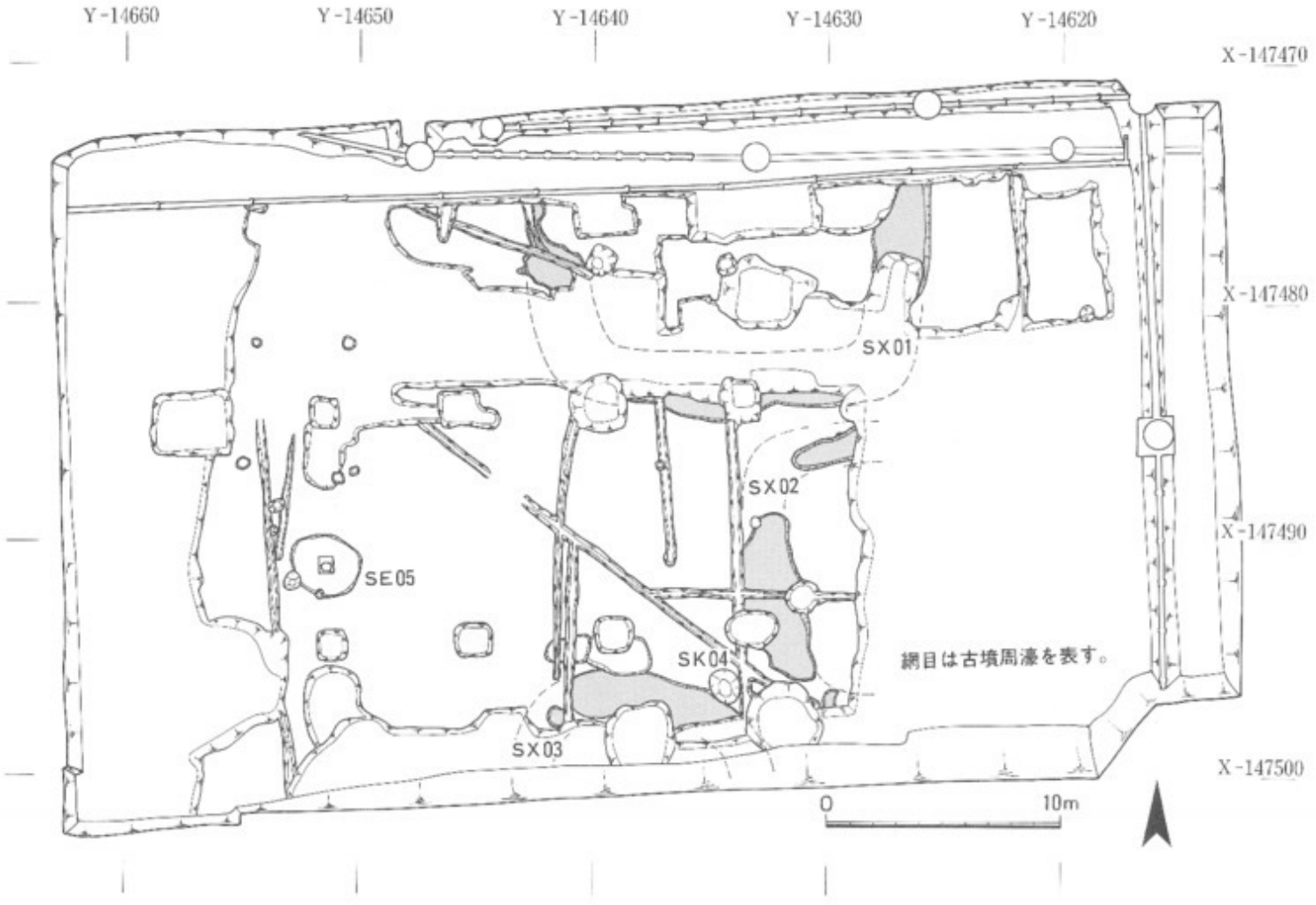

図32　第240次調査遺構図　1：300

2　遺　　構

遺構の残りは非常に悪く，残存部分は調査区中央部に限られている。主な遺構には，古墳３基（SX01～03），土坑１基（SK04），井戸１基（SE05），柱穴などがある。これらの遺構も，上半部はかなりの削平を受けている。柱穴は明確に建物としてまとまるものは確認できなかった。

SX01～03　古墳は削平・攪乱により寸断されており，全形を窺うことのできるも

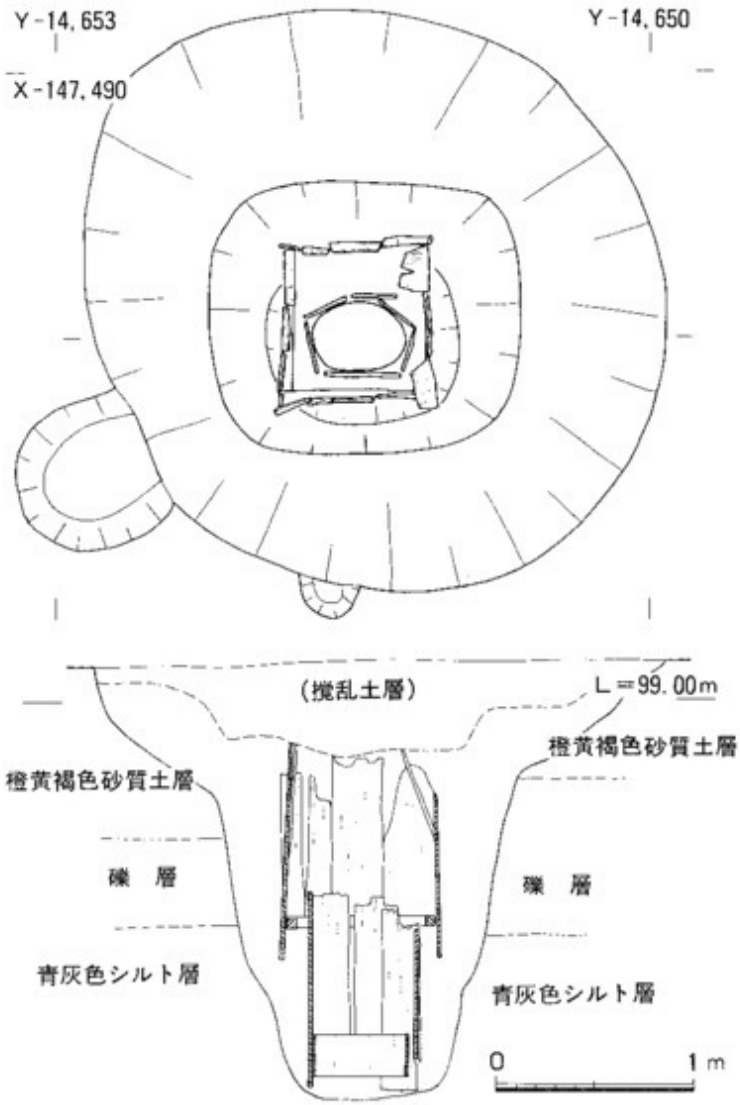

図33　井戸SE05平・断面図　1：40

のはない。周濠底部が僅かに残るのみであり，その深さは20cm前後，幅は1.5～2mである。SX01は内法で一辺12m前後の方墳になろうか。いずれも周濠内には黒褐色の粘質土混じり砂質土ないし粘質土が堆積しており，堆積土の色調，土質は共通していた。SX01の堆積土中から埴輪小片，土師器高杯が出土した。埴輪，土師器は風化が著しく，詳しい時期は不詳。

SK04　SX03の北東部で検出した。直径1.2m，深さ30cmの円形を呈する。9世紀前半の須恵器，土師器などが出土した。

SE05　井戸枠は上半部が方形縦板組横桟留め，下半部が六角形縦板組，底部に円形曲物を据え付けている。井戸枠上半部は一辺が約90cm，高さ1m以上，六角形の枠は一辺が20～40cm，高さ約1m，曲物は直径が40～50cm，高さ20cm。現状での深さは約2.2mである。井戸掘形は階段掘りで，検出面では直径3mの円形，検出面から50cm下で段がつき一辺1.5m程度の隅丸方形に狭まり，さらに1.7m下で段がつき直径1m内外の円形坑となる。井戸枠内の埋土には9世紀前半の須恵器，土師器等が含まれており，そのころに井戸が廃絶したと考えられる。また，井戸掘形西辺部の埋土から土馬の胴部が出土したが，今回の出土状況からは井戸枠設置時の祭祀に伴うものとは断定できない。

3　遺　　物

今回の調査では，調査区内の削平が著しく，古代～中世・近世の遺物包含層は皆無であり，また遺構も少ないため，遺物の出土量は非常に少ない。主な遺物には，古墳時代の埴輪・土師器高杯，9世紀前半の土師器皿・須恵器甕（平城宮編年第Ⅶ期），緑釉陶器などがある。大和型の土馬胴部片が井戸掘形および土坑ＳＫ04から各1点ずつ出土したが，時期はいずれも9世紀までは下らない。この他，縄文中期土器小片1点（攪乱土出土），軒平瓦１点（6732F），平瓦数点，銅銭（銭文不明）などが出土した。

なお，この調査については別途報告書を刊行する予定であり，詳細はそれによられたい。

（小池伸彦）

8　平城宮北方の調査　　第234－6次

奈良市山陵町の八幡神社境内の建物改築に伴い，1992年６月25日から６月29日まで発掘調査を実施した。調査地は，佐紀盾列古墳群の日葉酢媛陵古墳の南。神社の本殿は古墳の周濠外堤斜面に建てられ，改築部分は本殿の南側，外堤斜面を下りた平坦面にある。改築部分に12㎡のトレンチを設定し，調査を行った。

調査地の層序は上から黄褐粘質土（盛土・厚約40cm），明黄色粘土（厚約10cm），礫混り黄色粘土（地山）である。掘り下げは地山上面まで行なった。遺構は調査区南壁にかかる形で浅い皿状土坑１基を検出したにとどまる。しかし，主として調査区東半部から埴輪片が多量に出土した。すべての破片が層中に無秩序に堆積し，関連する遺構は検出できなかった。神社建造時の外堤破壊の際に出土した埴輪片を盛土中に混入し，埋めたものであろう。

図34　第234－6次調査位置図　1：5000

出土した埴輪は，現在接合・復原作業中であるが，盾形埴輪１個体以上，朝顔形埴輪数個体が存在することが判明している。盾形埴輪は盾面が日字形に分割される文様構成をとる。区画の厚みに差は無く，平板な盾面に沈線で区画を設ける。外周区画には平行沈線文が放射状に配され，内側の区画は無文である。朝顔形円筒埴輪は１個体が復原実測可能であった。現存長69.8cm，口縁部復原径70cm。底部を欠く。口縁より５段目に方形透孔，６段目に楕円形透孔が各２個ずつ配されている。朝顔部分の器面調整は，外面がナナメハケ，内面は断続的なヨコハケ（A種ヨコハケ）で口縁付近はその後ヨコナデを施す。円筒部の器面調整は，１次調整がナナメハケ，２次調整が継続的

なヨコハケ（B種ヨコハケ）である。焼成は良好で，淡黄褐色を呈する。黒斑が見られず，窯による焼成の可能性がある。

日葉酢媛陵古墳は副葬品の一部が知られ，埴輪編年においても標識遺跡の一つとなっている。今回の出土埴輪では，盾形埴輪は装飾が簡略化されているものの，紋様構成はこれまで知られている例と共通し，時期的にも大差ないと考えられる。しかし，朝顔形円筒埴輪には，B種ヨコハケの存在，黒斑が無い点など従来の編年観ではより後出的な要素が見られる。今後の検討を要しよう。　　（臼杵　勲）

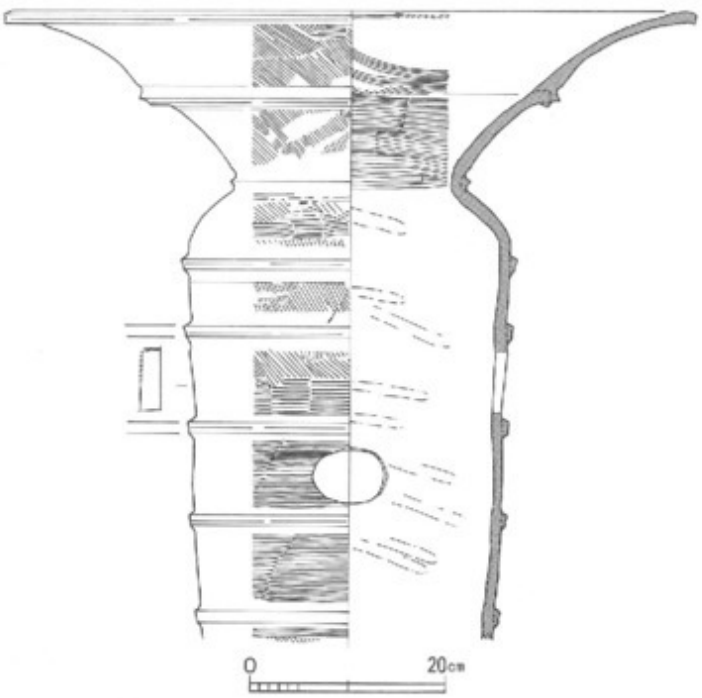

図35　八幡神社境内出土朝顔円筒埴輪　1：8

9　東一坊大路西側溝の調査　　第234-9次調査

駐車場造成にともなう調査。当該地は東一坊大路西側溝の推定地であり，同側溝の検出を目的に，5m×20mの東西トレンチを設定した。

調査地全面に厚さ約1mの盛土があり，その下に耕作土・床土があり，床土直下で灰褐色粗砂の遺構検出面となる。検出した主な遺構は，南北溝3条である。

SD3935　東一坊大路西側溝。検出面で幅６ｍ，底で４ｍ，深さ1.6ｍの断面逆台形の溝で，西岸に40-50cm大の河原石による護岸を持つ。護岸は溝肩中位から底にかけて，本来３ないし４段の石積みがあったものと思われる。ほとんど崩落するが，最上段の5個のみが原位置を保っている。埋土は上から暗灰褐色砂質土層・暗灰色粘質土層・暗褐色粘質土層・暗灰色バラス土層の４層に大きく分かれる。出土遺物では，木簡8点（内削りくず3点）をはじめ，金製飾金具断片，和同開珎６点，神功開宝１点，帯金具４点，海老錠１点・鉄釘２点など，金属器にみるべき遺物が多い。また護岸石列の南端で，籌木と思われる木製品がまとまって出土している。

SD01　幅約40cmの素掘溝で，左京三条一坊十六坪の東を限る閉塞施設の東側溝の可能性がある。また，SD02は中世の瓦器や火鉢を含む溝。

今回の調査によって，東一坊大路西側溝に，部分的にではあるが護岸の施されていたことが明らかになった。出土遺物では，上流で行われた平城宮第32次調査と似た様相を示す。最下層からも奈良時代後半の土器が出土していることから，奈良時代をつうじて溝としての機能を保っていたものと考えられる。（杉山　洋）

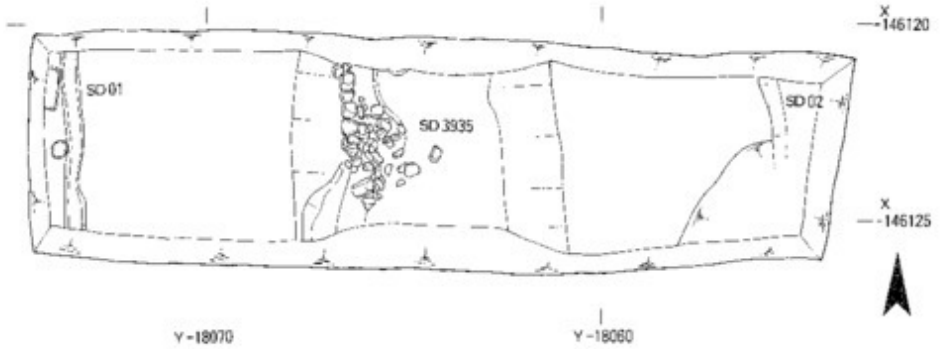

図36　第234－９次調査遺構図　1：200

10　左京三条一坊十坪の調査　　第234－10次

本発掘は駐車場造成に先立つ事前の発掘調査で，調査面積は90㎡である。位置は，平城京左京三条一坊十坪の西南部。

発掘区東半で蛇行する流路SD01を検出した。SD01は，幅4～6m，深さ2mで，西北から東南方向へ流れる。堆積土は，流水時に徐々に堆積した下層（灰色砂質土）と人為的に埋めた上層（灰褐粘質土）とに分かれる。下層からは内面に放射暗文とラセン暗文をつける土師器杯Aが出土しており，平城Ⅱから平城Ⅲの古い段階まで流路として使用されていたようである。上層からは土師器椀Aが出土しており，平城Ⅲの中段階以降のある時点で流路は埋め立てられている。さらに，流路SD01に重複した位置で井戸SE02を検出した。井戸掘形は95cmの方形。内側の井戸枠には四隅に径7cmの角柱を据えて横板を一辺に一枚はめ込み，横板の外側に8枚前後の薄い縦板を立て並べている。井戸底から須恵器横瓶，広口壺と籠状の編物及び「西嶋」「西」などと書かれた木簡7点が出土した。SE02は遺物からは細かい年代を限定できないが，SD01下層の堆積のある時点で作られ，SD01上層の埋めたてと同時に埋められたものと考えられる。

位置的には平安京の神泉苑に相当する本遺跡で，奈良時代の蛇行流路を検出し，池の存在を示唆する「西嶋」の木簡が出土したことは注目に値する。（山崎信二）

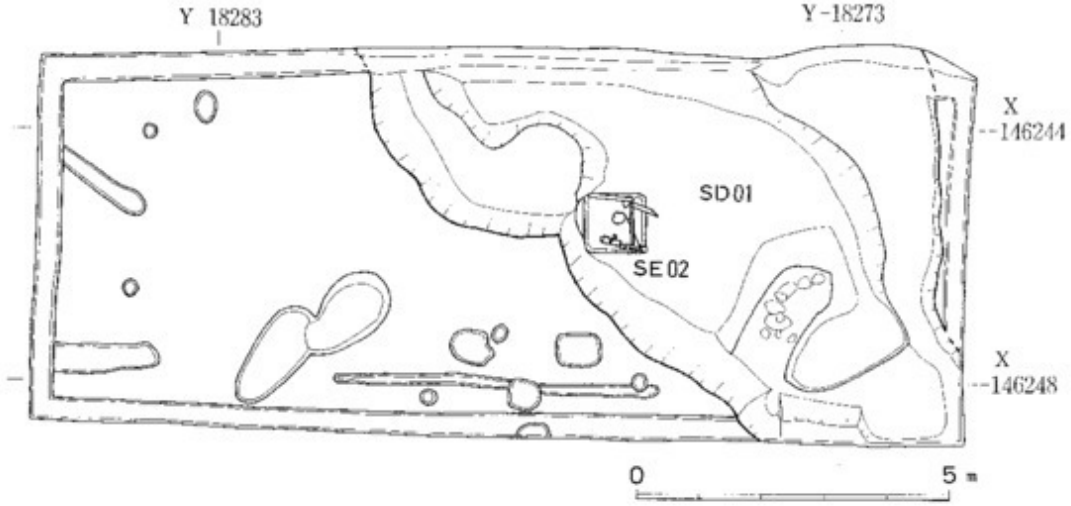

図37　第234－10次調査遺構図　1：125

11　薬師寺講堂・北面回廊の調査　　第233次

伽藍復興のための事前調査として行っている，薬師寺境内の一連の発掘調査で，今年度の調査区は，1990年度の講堂東端及び北面回廊の調査区と，伽藍中軸線をはさんで東西対称の位置にあたる。調査区は現講堂の基壇の一部に及び，面積は700m²である。7月1日に開始し，9月4日に終了した。なお，回廊基壇断面に観察された噴砂の所見について，通産省工業技術院地質調査所主任研究官の寒川旭氏より寄稿を頂いており，あわせて掲載した。

1　遺　構

a．講堂　　当初の基壇土である精良な橙色粘質土が全面に残存し，北面には化粧の凝灰岩切石，南西面には雨落溝の一部を遺存している。基壇上面は削平を受けているが，礎石跡は堀形ないし抜取穴を十二箇所で検出し得た。掘形は一辺1.4～1.8mの方形で，抜取穴は不整形だが，根石を留めるものがある。これらから復原される当初の講堂の柱間寸法は，身舎桁行4.5m（15尺），梁行5.1m（17尺），廂の出3.0m（10尺）と，1990年度調査の知見と一致する。ただし今次の調査では裳階の痕跡は全く見出されなかった。

北側に残る凝灰岩地覆石の幅は25～35cmで，長さも60～140cmと一定しない。いずれも外側は風化が進んでいる。地覆石は現状の外端から約6cmほどの所で一段くり込みを入れて内側を1.5cm低くし，羽目石との仕口としている。羽目石は全く残されていない。基壇の周囲は一帯が瓦片を含んだ整地層となっているが，この部分では断割調査は行っておらず，築成の状況や回廊との取り付き状況の解明等については講堂全体の調査にゆだねたい。

基壇西南部では雨落溝の側石である二条の玉石列ないしはその抜取跡が断続的に残る。雨落溝の内法幅は35～40cmほどに復原される。

b．回廊　　北面回廊は講堂基壇の西端から西へ32mに亘って，これまでの知見と同様，単廊・複廊の二時期の礎石据付穴を重複して検出した。基壇土は地山の上に一層積むのみで，基壇の高さに応じて東端が最も厚く，発掘区西端では削平もあっ

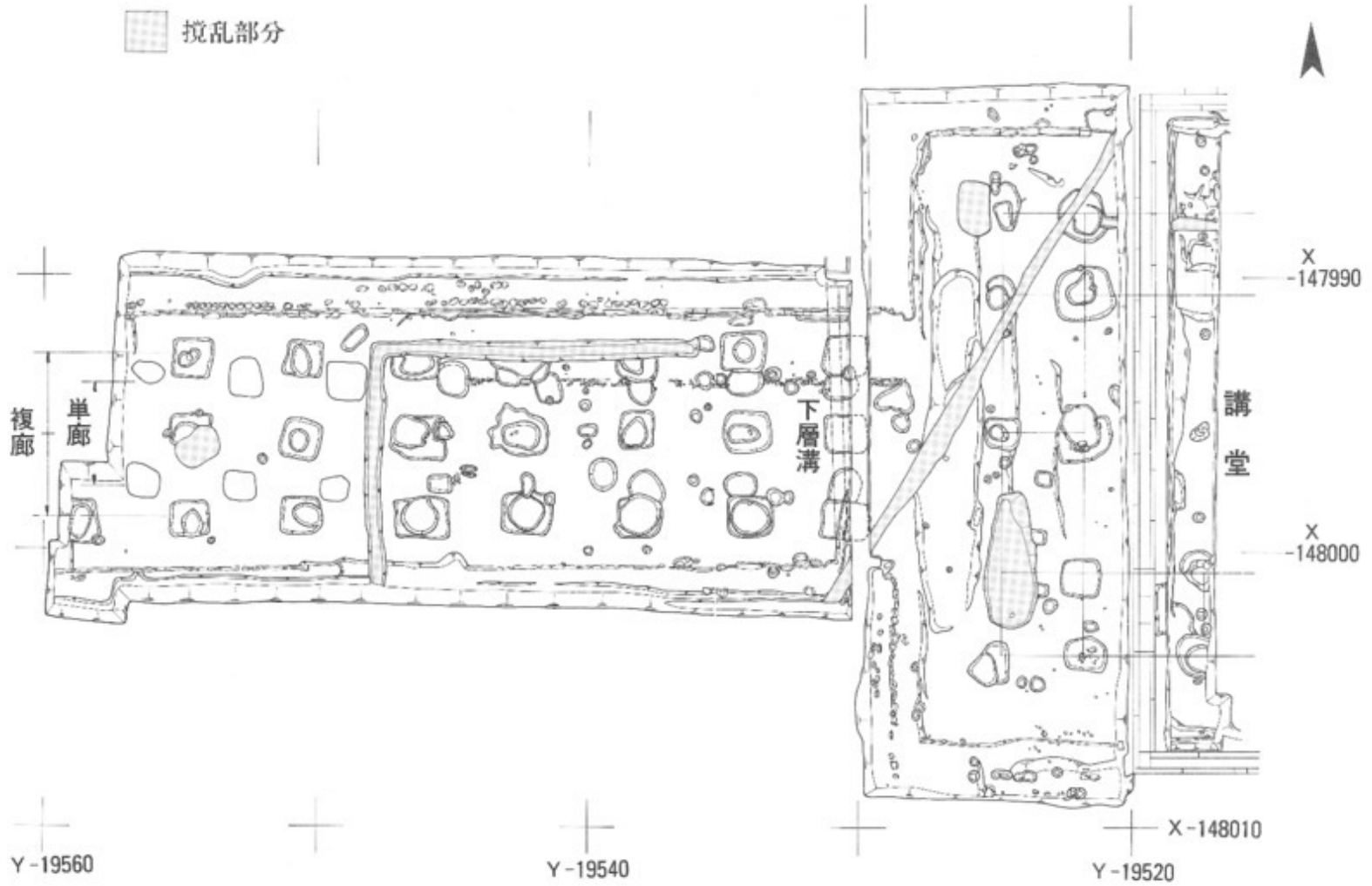

図38　第233次調査遺構図　1 :250

てほとんど残らない。

単廊　単廊は桁行・梁間共に3.7m（12.5尺）に復原され，講堂取付部を含めて8間分を確認した。最も残りのよい東端部，特にとりつきから2間目周辺では，上面の化粧ないしその下地と思われるしっくいの層が残存しており，またとりつきを含め東から5間目までの，北すなわち外側の柱筋上に，瓦片を並べた，連子窓腰壁の壁持地覆を検出したことが特記される。これは単廊についての，これまでの調査を通じて初めての知見であり，単廊がある程度建ち上がっていた可能性を明らかにしたといえよう。また，単廊の南北両側は，複廊への改修時に付加された基壇上が一層覆うが，その北側下層で，当初の単廊基壇を整形した端部を確認しており，柱筋からの出は1.3mである。従ってこれにさらに化粧の側石が加わると想定すれば，単廊の基壇の出は5尺，基壇の総幅は22.5尺の計画であったと推定できる。

複廊　礎石据付穴及びそのほとんどの抜取穴を回廊取付を含め7間，さらに発掘区を拡張して南側柱のみもう1間，計8間分検出した。拡張部分で南側の化粧石はなお入隅に達せず，西面回廊までは少なくともう1間以上あることとなる。基壇北面の地覆石は風化を受けて上外角を失いながらもほぼ完存しており，最東部では羽目石の残欠も残されていた。地覆石の幅は21～33cm，高さは約24cmで一定である。一方，羽目石は厚さ約15cm，高さについては，北側へ転落した一枚が全高を留めており，38cmという値を得た。これは基壇高を復原するに際しての有効な根拠となる。

これに対して，南面の化粧石は羽目石状の板石であるが，足元で幅を広めており，地覆石と羽目石を一体とした形式というべく，北面とははっきりと様相を異にしていて，回廊内外の意匠のちがいを示している。

柱間寸法は，今回の調査では桁行4.05m（13.7尺），梁行2.95m（10尺）という計測値を得た。基壇幅は9.6m（32尺）であり，基壇の出が6尺に復原されることを合わせて，梁行は明らかに尺の完数となるが，桁行についてはなお検討を必要とする。このことについては，後にあらためて述べる。

北雨落溝　地覆石外側に玉石を並べ，約40cmの間隔を置いてもう一列の玉石列が

ある。この間が雨落溝となるが，底石はない。雨落溝の心は地覆石外面より60cm（2尺），従って複廊の軒の出は8尺に復原される。

下層溝　発掘区東寄りに南北に設定した断面観察用の畔際を掘り下げた所，ちょうどそのトレンチにほぼ一致する位置に，基壇下層の南北溝を検出した。幅は40cm，残存深さは約10cmである。方向は回廊の梁行より北でやや西へ振れ，埋土には遺物を一切含まない。粘土でていねいに埋め戻されており，回廊基壇造成に先立つ仮設の排水溝ないしは地割りの溝と考えられる。

その他の遺構　回廊東端部の基壇上部で，径50～60cmの径6個の柱穴を検出した。柱筋が東西・南北に通っており，東西2間（柱間2.4m），南北1間（柱間4.3m）の平面を考えることができる。北中央の柱穴中には上面の平坦な自然石が残り，中近世の建物ないしその一部と推定される。

2　遺　　物

土器類はわずかで，ほとんどが瓦で占められる。内訳は表12のようであり，境内他地区と同様奈良時代の軒丸瓦では6276形式，軒平瓦では6841G形式が卓越している。また軒丸瓦では天禄火災後のものと考えられる39形式が特に多くを占めるのが注目されよう。この他に中・近世の瓦の量も多い。

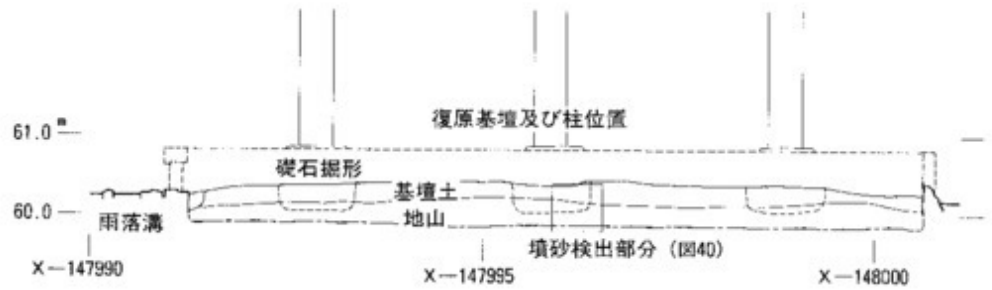

図39　回廊基壇断面図及び複廊復原図　1：100

3　まとめ

本調査の新知見と問題点を再録して，まとめとする。

a．北面回廊の規模　2次に亘った北面回廊の調査では，いずれも隅の検出には至っておらず，その東西規模は確定していない。1990年度の調査では，講堂には『縁起』に記すごとく裳階があったと考え，その出を6.25尺とし，講堂の桁行総長を137.5尺（裳階を除き125尺）と復原しているが，今回の成果も基本的にはこれに矛盾しない。今回検出した単廊東端の推定柱位置から講堂側柱までの距離5.6mを，18.75尺と考えると，裳階への取付の柱間は12.5尺となって柱間と等しく，さらに単廊の距離を，隅の間を含めてこれまでの推定通り片側各11間とすると，総長412.5尺，すなわち東西回廊の心々で400尺という完数を得る。そもそも講堂の桁行総長137.5尺という数値自体が，12.5尺の11倍に他ならず，単廊の東西規模400尺と，それを32等分した12.5尺というひとつの基準寸法が，講堂の規模設定とも密接な関係を持っていたことが明らかであろう。

これに対して複廊の柱間寸法については，梁行の10尺は動かず，桁行は東半での推定（13.5尺）とは異なって13.7尺が妥当と考えられた。また，東半では複廊西端，すなわち講堂への取付の柱の礎石跡を未検出であったが，今回取付部分の寸法が講堂側柱まで5.4mであり，単廊よりやや短いことを確認した。これを仮に18尺と考え、複廊の規模を隅の間を含めずに片側8間と仮定すると，東西規模は心々で400.5尺となって，ほぼ単廊と等しい値となるのが注目されよう。むしろ講堂への取付寸法の考えかた次第では，複廊の東西規模も単廊を踏襲していると復原され得る。

b．単廊造立と移築の可能性　すでに述べた通り，講堂に近い部分で単廊地覆の瓦列をはじめて検出し，これまでの「単廊の礎石を据えた程度の段階での複廊への計画変更」と言う推定の段階から，単廊自体がある程度建ち上がっていた可能性，さらには本薬師寺からの回廊の移築の可能性をも検討する必要が生ずるに至ったといえよう。しかし本薬師寺の回廊の調査は未着手であって，この点の解明は今後の重要な課題である。　（松本修自）

4　薬師寺の発掘調査で検出された地震の液状化跡

近年，地震の痕跡が各地の遺跡発掘現場で検出されるようになった。[1]地震の痕跡の中で最もよく検出されるのが液状化現象の跡である。この現象は気象庁の震度階Ⅵ（特に液状化し易い条件下ではのⅤ上位）以上で顕著に見られる。液状化現象は，地下にゆる詰まりの砂（礫）層などが存在し，地下水で満たされた状態で激しい地震動を受け発生する。まず，震動によって，砂（礫）の粒子はお互いの支えがはずれて移動する。この際，粒子間のすき間を小さくしてより安定する方向へと動く。一方，すき間を満たしている地下水の側では，急に圧迫されるので水圧が急上昇する。やがて，水圧の上昇した地下水が逆に砂粒や周囲からの土圧を支えるようになり地層が液体の性質をもち，液状化の状態になる。さらに，上位の地層を引き裂きながら，水・砂が地表に流出することになる（噴砂現象）。

今回の薬師寺跡の発掘調査においても，過去に激しい地震動が存在したことを示す液状化現象の痕跡が検出された。これは，図40のように，現地表面下140cm以深にある砂層の上端が液状化して，噴砂が発生したものである。砂層から上昇する噴砂の通り道（砂脈）は下部では最大幅9cmで，上に行くにつれて分岐し，幅1～1.5cmの複数の細長い砂脈になる。薬師寺回廊の創建基壇を引き裂いているこ

表12　第233次調査出土瓦集計表

軒丸瓦			軒平瓦			軒平瓦			道具瓦	
型式	種	点数	型式	種	点数	型式	種	点数	種類	点数
6276	A	18	6641	G	16	298		4	熨斗瓦	1
	?	1		H	4	300		3	面戸瓦	1
6307	C	1		I	4	305		3	隅切平瓦	1
37		1		K	1	317		1	鳥衾	1
38		1		O	1	345		1		
39		21	6647	F	1	351		1		
40		1		?	1	359		2		
42		3	6663	?	1	361		3		
43		3	6664	O	5	366		1	凝灰岩	
60		1	6665	B	1	368		1	点数	2
76		1	236		5	新型式		1		
82		1	237		1	型式不明		20		
90		1	238		2					
菊花文		1	241		6					
巴文		31	245		4					
型式不明		36	246		5					
			253		1				丸瓦	
			254		1				重量	540.9kg
			256		1				点数	3,754
			263		1				平瓦	
			269		1					
			278		1				重量	1,539.6kg
			285		1					
			294		3				点数	12,864
軒丸瓦計		122	軒平瓦計		110					

とから，8世紀以降に発生した地震の痕跡と考えられる。[2)]

図41は液状化した砂層の粒度組成を篩分け法によって分析したもので，径0.25mm（中粒砂）～径1mm（粗粒砂）の粒子が卓越している。また，この曲線から図学的に求めた砂の平径粒径は0.47mm（中粒砂），分級度は0.99（普通）となり，粒度組成から考えて，きわめて液状化し易い砂層と考えられる。

薬師寺には過去の地震によって被害をうけた記録がある。まず，『大乗院寺社雑事記』には「明応三年五月七日（1494年6月19日），午刻大地震，以外事也，東大寺，興福寺，薬師寺，法花寺，西大寺，矢田庄在々所々，破損損亡，珍事，大略及転倒了」とある。[3)] これは，奈良県北西部に震源をもつマグニチュード6.0程度の内陸直下型地震によるもので，被害もさほど大きくはない。また『中右記』には「十一月二十四日（1096年12月17日），辰時許地大震（中略）後聞，地震の間，近江国勢多橋破了，纔東西片返残也，東大寺鐘落地者，薬師寺廻廊顛倒，東寺塔九輪落，法成寺東西塔立成金物落損，法勝寺御佛等光多損，凡所々塔多損云々」とある。[3)] これは，日本列島の南の海底にのびるプレート境界（南海トラフ）で発生した巨大地震（永長東海地震）によるものでMは8.0～8.5の間に推定されている。

図42のように，南海トラフの東半部で東海地震，西半部で南海地震が概ね100～150年の周期で，ほぼ同時又は二年以内に発生している。[1)]

当遺跡において認められた液状化跡は，奈良盆地でははじめて検出されたもの

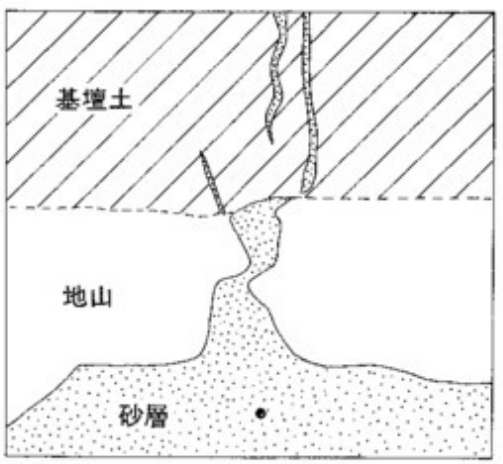

図40　液状化跡の断面図　1：10

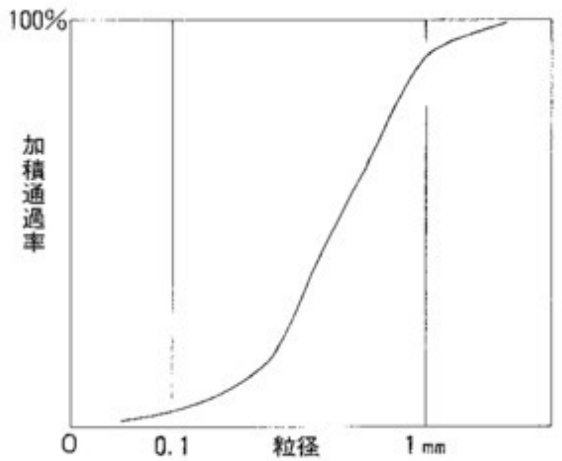

図41　液状化層の粒度組成

である。しかし，規模は小さく，震度Ⅴの上位程度の地震動でも生ずる可能性がある。時代は8世紀以降に限定されており，奈良盆地周辺の内陸地震，又は，くり返し発生している東海，南海地震のいずれかによるものと考えられる。今後，周辺地域の遺跡においても，地震の痕跡が検出される可能性があり，発掘調査の際留意して頂けるよう願っている。

（寒川　旭）

注

1)寒川旭(1992)『地震考古学—遺跡が語る地震の歴史—』中公新書，251Pなど。

2)奈良国立文化財研究所の金子裕之氏に地層の年代について御教示頂いた。

3)文部省震災予防評議会編(1941)『増訂　大日本地震史料・第一巻』鳴鳳社，945Pに収録。宇佐美龍夫(1987)『新編日本被害地震総覧』東京大学出版会，434Pにも紹介されている。

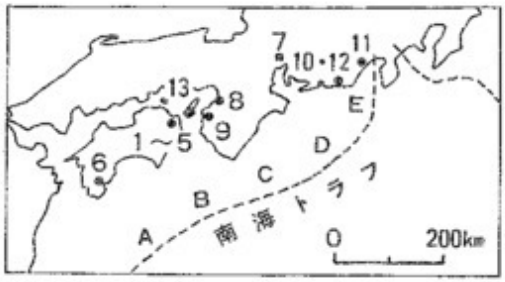

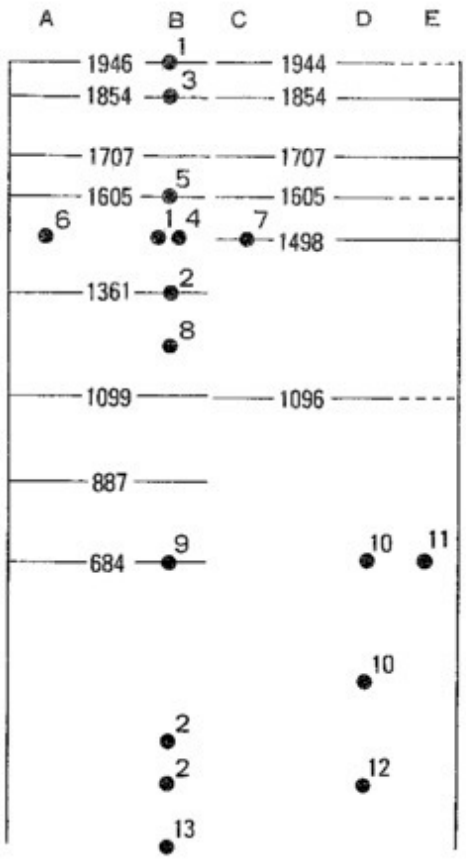

1　宮ノ前遺跡　2　黒谷川宮ノ前遺跡　3　神宅遺跡　4　古城遺跡　5　黒谷川古城遺跡　6　アゾノ遺跡　7　尾張国府跡　8　石津太神社遺跡　9　川辺遺跡　10　坂尻遺跡　11　川合遺跡　12　鶴松遺跡　13　下内膳遺跡

（●は遺跡で地震跡で地震跡が見つかったもの）

図42　南海地震と東海地震の発生時期

12　頭塔の調査　　第237次

1　はじめに

奈良県教育委員会が行なう頭塔の復原整備に伴う調査である。県の委託を受けた奈文研は1987年の第181次調査(頭塔の北東部),1989年の第199次調査(頭塔の北西部),1990年の第232次調査(東面中央トレンチ)を行ない,頭塔の規模,構造,変遷等を明らかにした。

図43　第237次調査位置図　1：5000

今年度は昨年設定した東面中央トレンチをさらに掘り下げ（A調査区),積土内部の築成手法等を明らかにするとともに土層断面のはぎ取りを行ない,断面の記録保存と将来の活用に備える調査を行なった。また,今年度は県が策定した復原整備基本計画に基づき,東面北半部の基壇及び塔本体の石積を修理,復原することになり,これに伴い石積の解体工事を行なった。最下段の積石は基本的に解体しない方針であったが,樹木の根に押されるなどして傾いている部分が2ヶ所あり,ここの石を一旦取り外し据え直すこととなった。その際,この部分にトレンチを設定し（B・C調査区）内部の状況を調査した。調査の目的は第一段石積の下にもぐり込んでいる礫層および石敷の拡がり,現存する石積との関係などを明らかにすることである。

2　遺　　構

下層石積　A調査区では現存する石積内部でもう一つ別の階段状の石積及び仏龕状の石積を検出した。ここでは以前から確認している七段の塔本体石積を上層石積,今回発見した積土内部の石積を下層石積と呼ぶ。下層石積の平面位置は上層第二段石積から第四段石積の間で上層第一段石積前面から約1.7mのところである。下層石積は基底部が2段の階段状を呈しており,その上に径30～50cmの石を

図44　頭塔北東部遺構図（朱線は第237次）　1：150

5～6段に積む。残存する石積の高さは約1.8mである。下層石積の上半部はトレンチ北壁から約30cm南のところで西へ折れ，約1.7m延びて再び南に折れる。一方，下層石積の下半部はまっすぐ南に続く。つまり，石積上半部が「コ」字形に入り込んだ形を想わせる。入り込み部の上面にはほぼ全面にわたって石が敷かれてお

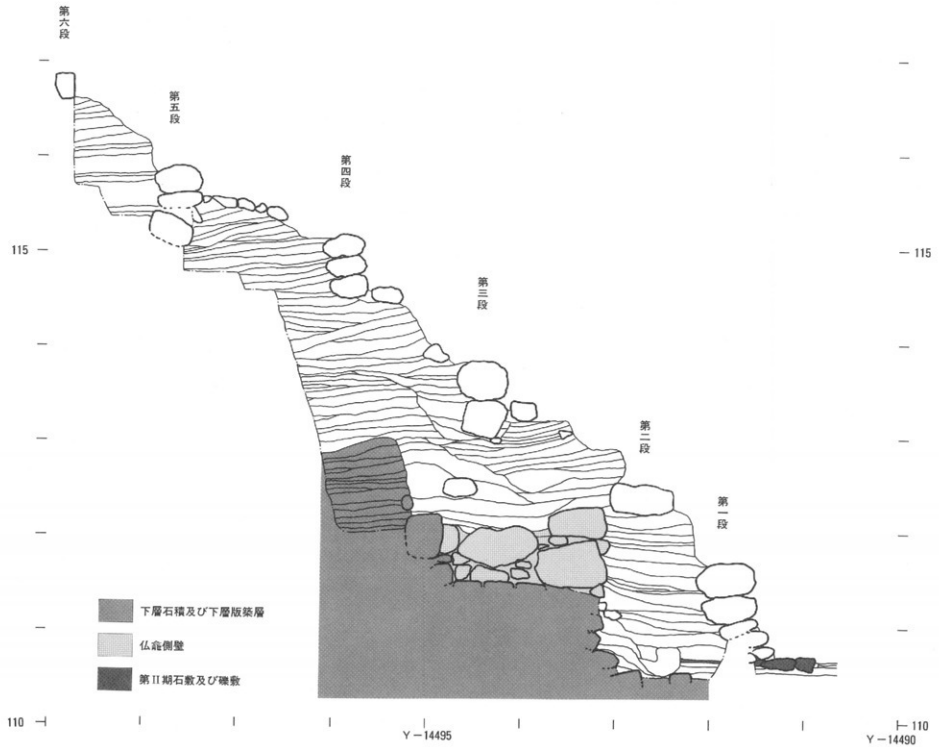

図45　A調査区北壁土層図　1：40

り，石敷の高さは約1.1mである。さらに，この入り込み部の奥壁石の前面には石敷を約30cm埋めた上に板状の石が敷かれた時期がある。さて，この入り込み部が仏龕をなし，かつ，上層と下層の東西中軸線が一致していたと仮定するとこの仏龕は幅約1.6m，奥行き1.7mとなる。なお，奥壁裏込部には下層石積に伴う版築層が標高約113mまで残る。残存する奥壁石の上に上層石積東面第1段中央石仏（高さ約1.1m）がのっていたとすると石仏天端の標高は約113.3mとなり，下層第一段石積の高さは約2.8mに復原できる（ただし，石積上のテラスは平坦なものとする）。

A調査区で下層石積を発見したことから，この石積の北延長部をB，C調査区でも確認すべく調査を進めた。その結果，B調査区では同様の形状をもつ石積を検出できたが，C調査区では検出できず北端を確認することはできなかった。石積の高さは不揃いで高いところでも約1.3m残すのみである。下層石積は後述する理由から第Ⅰ期の遺構と考えられ，その方位は第Ⅰ期基壇上面石敷と同様，ほぼ国土方眼座標系の方位に一致する。

基壇上面石敷　前回までの調査で基壇上面には3時期の変遷がみられ，上層石積は第Ⅲ期の基壇上面舗装を伴うことが確認されていたが，第Ⅰ期基壇上面石敷および第Ⅱ期基壇上面礫敷（一部石敷を伴う）は上層第1段石積みの内側に入り込むためその幅は不明であった。この第Ⅰ期石敷はB調査区で下層石積の階段状の基底石に接続し，その幅が約2.3mであることを確認した。なお，この石敷はB調査区では内側が約2%の勾配で低くなっているが，C調査区で確認した石敷は外側へ傾斜している。傾斜方向の違いは永年の不等沈下によるものか，施工の差を示すものかは不明である。

礫敷　第Ⅱ期の基壇上面舗装は第Ⅰ期の石敷を約10cm埋めた上面に径数cmの礫を敷く。この礫は上層第1段石積の内側へ潜り込むが，B調査区では第1段石積前面から約1.6m奥で，A調査区では約1m奥で消滅する。これは攪乱あるいは削平によるものである。一方，C調査区ではトレンチ全面にわたって礫敷が確認された。礫敷は内側が高くなっており，その延長は下層階段状基底石2段目上面付近にあたる。

3　遺　　物

土師器(皿C)1点がB調査区上層石積に伴う版築層から出土した。また,丸瓦73点平瓦368点が上層石積に伴う版築層から出土した。なお,A調査区の下層石積に伴う土層からは遺物は見つからなかった。

4　ま と め

今回の調査で塔本体の七段石積造営以前に造られた下層石積があることを発見し,下層石積の一部は仏龕と考えられる遺構をもつことがわかった。また,下層石積は基壇上面で既に検出されている第Ⅰ期石敷を伴うことが明らかになった。ところが,下層石積全体の規模,構造は不明であり,神護景雲元年(767年)に東大寺の僧実忠が築造したという「土塔」は上層遺構をさすのか,新たに検出した下層の遺構をさすものかは現段階では断定できない。今後の調査では下層石積の規模,構造,築造時期等を明らかにするとともに,下層石積と第Ⅱ期基壇上面舗装の礫敷のつながりについても調査する必要がある。　　(内田和伸)

図46　A調査区(下層石積,仏龕)

図47　B調査区(下層石積,第Ⅰ期石敷)

13　東大寺南大門の調査　　第234-2次

1　はじめに

東大寺南大門阿形像解体修理とともに，再安置の際の基壇上面の整備のために掘り下げを行うこととなり，そのための地下調査を4月2日からのべ6日間行った。今回の調査は吽形像側の地下調査の所見に基ずく整備が目的であるので，対象を制限し，原位置を保っている台石は現状のままとどめ，掘り下げも吽形側で確認された鎌倉時代の面を目安として，10cm程度行うこととした。調査面積は約13 m^2である。

2　調　　査

阿形像を支える台石は調査区の北側と南側つまり像の左右の足下に2カ所設置されていた。それぞれ礎石を転用した径70cm程度の円形石2個と礫石により構成されていた。いずれも遺存状況が良好であったので，そのままにして周囲のみを掘り下げることとした。

今回掘り下げた部分には，上から1層・三和土，2層・明褐色砂質土，3層・暗黄褐色土，4層・褐色土という層序が認められた。三和土は台石の周辺と調査区西側ではよく遺存していたが東側では痕跡が残るのみであった。2層は厚さ約2～4cmで調査区全体に見られた。層中に小礫，漆喰片，瓦片を含む。3層は固く締められているが，調査区東側ではほとんど堆積していなかった。

掘り下げは調査区東側から開始したため，2層除去後すぐに4層が露出した。そこで全体を4層上面まで掘り下げることとし，調査区西側でも3層までの除去を開始した。掘り下げを進めていくと，それぞれの台石の周囲で3層が4層に落ち込み，台石据え付け掘形と判断できた。そこで，掘形の外形を確認して掘り下げを終了し，その後南側の掘形に幅約30cm，深さ約40cmの試掘坑をあけて断割調査を行った。

検出した遺構は以下のとおりである。（図48）

SX512　阿形像右足元の東西に並ぶ2石の台石。ともに礎石を転用したもので，

上面に径70cmほどの円形の作り出しを持つ。西側の台石作り出しは耳状の作り出しを持つ。それぞれの台石の中央には，本来あった突起を削り，平らにした痕跡がある。据え付けのための掘形は第4層を掘り込み，長約250cm，幅約180cm，の不整隅丸方形を呈する。断割の断面から見ると，掘形内に褐色砂を埋めた後，3層の暗黄褐色土を充填しながら台石を固定している。台石保持のため，掘形底部まで掘り下げていないので根石は確認していない。

SX513　阿形像左足下の東西に並ぶ2石の台石。ともに礫石を転用したもので，上面に径70cmほどの円形の作り出しを持つ。それぞれの上面には突起を削った痕跡が見られる。掘形は南側部分のみを確認した。長約200cmである。一部掘形内部の3層を除去した結果では，掘形埋土はSX512と同様と考えられる。

SX514　SX512北側に据えられた3石の上面の平らな自然石。上面の高さはSX512と一致する。SX512の掘形内に3層によって固定されている。

SX515　SX513南側に据えられた2石の自然石。石の上面の高さはSX513とほぼ一致する。SX513の掘形内に3層によって固定されている。

SX516　SX513西側の礫敷。長20～30cm程度の自然石を用いる。礫上面の高さはSX513より3～5cm程度低い。ここでは掘り下げを行っていないが，東側では石は4層上面に3層により固定されていた。掘形内部でも同様であろう。

SS517～522　台石周囲の6個の足場穴。平面形はすべて径約40cm程度の円形である。ただし，SX521のみは，抜き取りによるものか上端が南側に伸びる不整楕円形を呈する。埋土は明褐色砂。昭和5年の解体修理の際の足場穴と思われる。

SS523　調査区南側に位置する浅い皿状土坑。埋土は明褐色砂。やはり解体修理の際のものと思われる。

また，調査区西南部で，4層上面に炭化物・焼土が広がっているのを確認した。ただし，堆積は非常に薄く，炭化物・焼土ともに粒子状にまばらに分布しており，火災などによるものとは考えられない。また，この広がりは台石掘形に切られ，台石設置以前の堆積である。

遺物は，足場穴と2層中から近世の陶器片・瓦片，覚永通寶などの貨幣，石片，鉄

片，4層上面でかわらけの小片が出土した。

3　まとめ

今回の調査で阿形像基底部について，一定の知見を得ることができた。まず，SX512・513の掘形は4層から掘り込まれ，3層を敷き固めて台石を固定し，同時にSX514～SX516を固定したことが確認できた。基底部の形成は吽形像側でも同一である。また前回の調査では4層以下が創建当時の基壇と推定された。今回はそれを裏付けることはできなかったが，4層上面の炭化物・焼土の広がりは，ある時期にそこが基壇上面であった可能性を示している。また，今回の調査でも火災の痕跡を検出できず，南大門焼失の可能性はさらに弱まったといえる。（臼杵　勲）

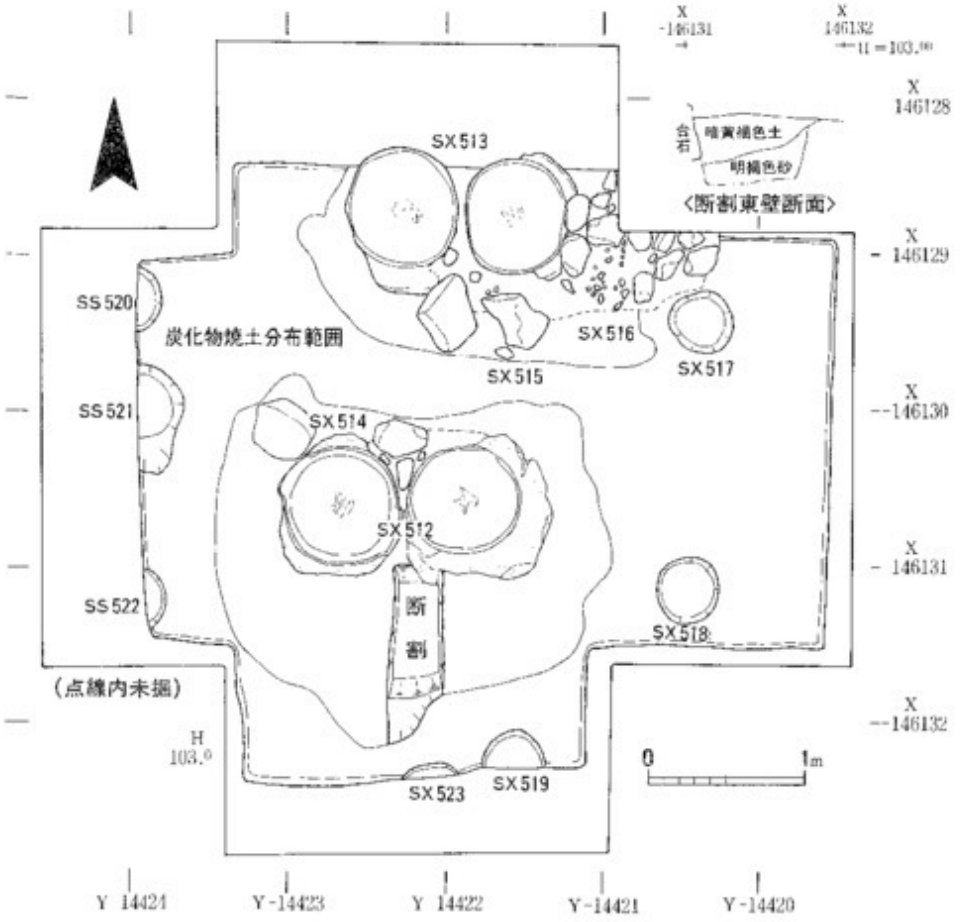

図48　第234－2次調査遺構図　1：50

14　法華寺旧境内の調査　　第234－3，15次

1　はじめに

第234－3次調査は住宅建設予定地の事前調査，第234－15次調査は市の下水道工事の事前調査である。双方とも推定金堂位置に近く，遺構が関連するため一括して報告する。法華寺金堂については，第82－6次および第98－21次調査で，前身の掘立柱の抜取穴に凝灰岩の根巻き石を投棄し，その上に礎石を置いたと思われる柱穴一個を含む，4間分の柱列を検出している。また今回の調査区北にあたる講堂推定位置では，第95－8次調査および昭和62年度の奈良市による調査で[1]，3期にわたる遺構，それぞれ法華寺造営以前の10尺等間の掘立柱建物，14尺柱間で根巻き石をもつ掘立柱建物，凝灰岩の基壇をもつ法華寺講堂と思われる建物を検出している。また昨年，かつて福山敏男氏が復原・研究した「造金堂所解」が，法華寺阿弥陀浄土院の金堂ではなく，法華寺金堂そのものの史料であるという研究が発表されている[2]。以上を勘案しながら今回の遺構を検討する。

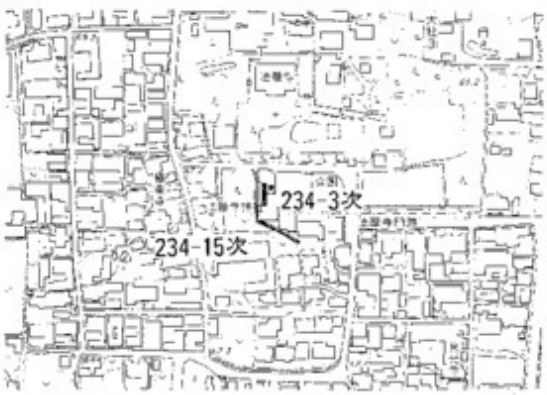

図49　第234－3，15次調査位置図　1：5000

2　遺　　構

第234－3次調査

調査区は全体に後世の削平が著しい。基本的な層序は置土，近世の暗灰色褐土，その下に黄茶褐色粘土などの薄い層を挟んで地山の黄灰色粘土にいたる。

検出した主な遺構は，掘立柱建物SB02と，それに切られたより古い掘立柱遺構SB03，そして礎石建て建物SB04である。SB02は，後述する第234－15次調査で関連する遺構を検出し，両者を合わせると10尺等間で東西方向と南北方向に3間づつを検出した。この北方には先述の講堂関連の調査区があるが連続する遺構がないので，この建物は北方にあと1間しか延びる余地はない。したがって梁行3～4間の東西

図50　第234－15次調査出土軒平瓦　1：4

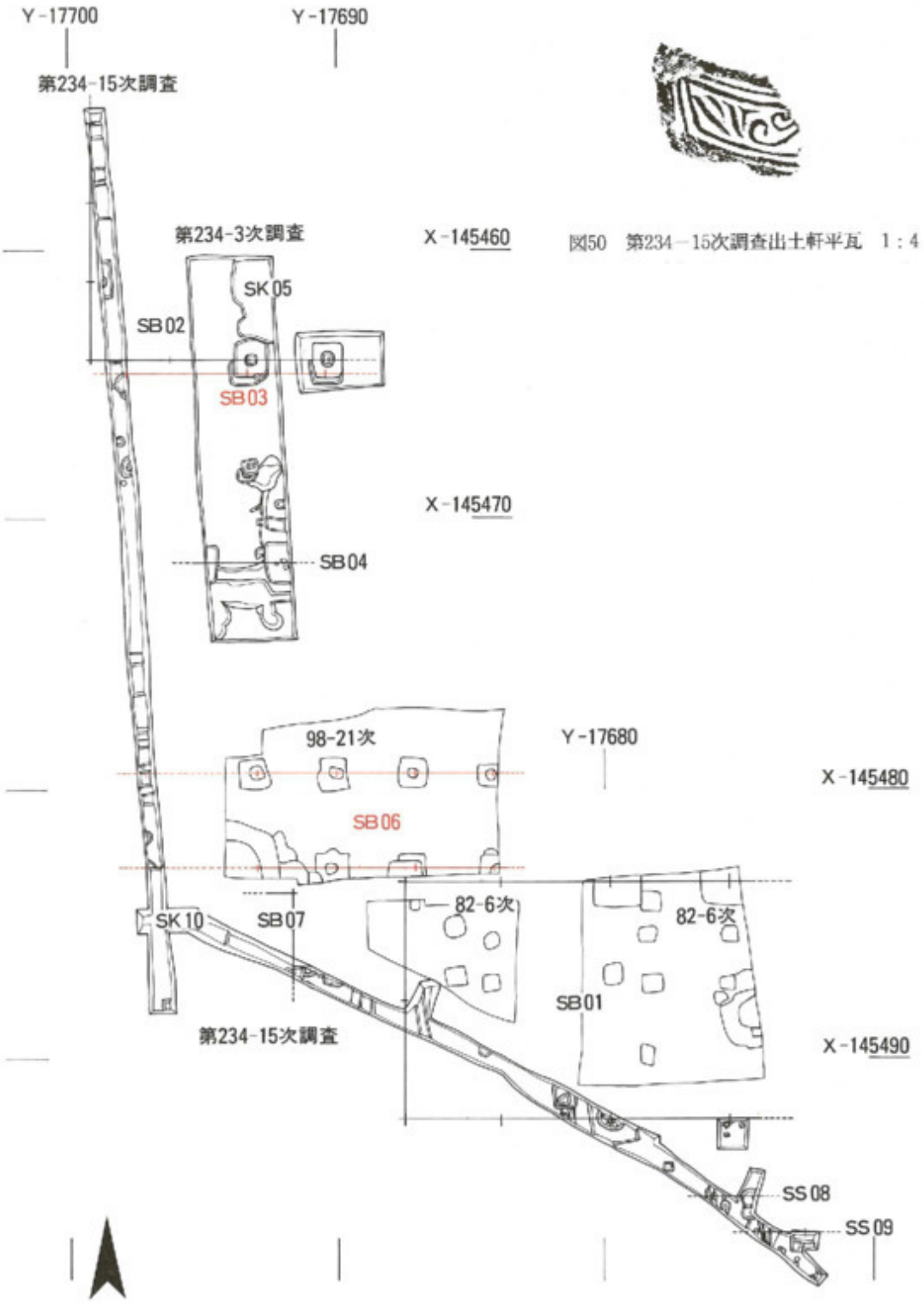

図51　第234－3，15次調査遺構図　1：250

棟建物と推定される。SB03は，第234－3次調査区内では10尺柱間であるが，第234－15次で西方15尺の位置に柱穴1個を検出しており，これも連続するか，あるいは無関係に等間で延びるのかは不明である。SB04は，後述する推定金堂建物SB01のように掘立柱の前身遺構を持っておらず，礎石建で新造されているが，検出範囲が少なく現時点では性格不明である。

第234－15次調査

調査区は道路に沿って南北方向と，北西から南東にむかう斜め方向の2本のトレンチからなる。

南北トレンチの北では，先述のごとく第234－3次調査の建物SB02，03と一体の柱穴を検出した。またSB03の南には，柱筋を揃えた小規模な掘立柱柱穴があり，また第98－21次で検出しているSB06の西への延長においても，等間ではないが柱穴を検出した。南端の2本のトレンチの交点部分は，鎌倉時代の遺物を含む大きな土坑SK10が占める。

斜めのトレンチの南では，明白な根石をもつ礎石柱穴を2ケ所検出し，1ケ所では約1.8mの方形掘形を埋め戻し，その上に根石が据えられていることを確認した。これはすぐ北の第82－6次調査で検出した柱穴と性格が類似しており，その南北間距離も約30尺と適当であるため，このSB01を金堂身舎と推定した。東西方向の柱間は14～15尺である。この場合問題となる庇柱については後述する。

その南では5尺間の掘立柱SS08と6尺間の掘立柱SS09を検出した。柱間が小さいので柵列かと思われるが，建物の一部である可能性もある。周辺ではより古い小柱穴5個を検出している。両者ともに，SB01の礎石掘形底よりも高い位置まで掘形が確認されたので，SB01の基壇が地山削りだしで造成されたので残ったと思われる。西北でも大規模な掘立柱掘形の一部を検出し，第98－21次のものと合わせSB07になると思われる。

3　遺　　物

第234－3次では，近世の土坑SK05から多量の瓦，凝灰岩，緑釉の碗，土器類が出土した。軒丸瓦は6138A，軒平瓦は6667A・C，6713A，6714Aを含む。また凝灰岩は

近辺のものが投棄されたのであろうから，この辺りに凝灰岩基壇が存在したと思われる。土器などは少なく特記すべきものもない。

第234－15次では，SB01の礎石根石中から，奈良時代の新種の軒平瓦が出土した（図50参照）。他には奈良時代の平瓦1個と，SK10から鎌倉時代の瓦が数点出土した。土器類は点数も少なく特記すべきことはない。

4　ま と め

今回の調査で最も注目すべき成果は，金堂のものとみられる礎石根石を2ヶ所で検出したことである。しかしながら問題は庇柱が検出されていないことである。身舎柱から庇柱までの出は，11尺から14尺までの可能性があるが[3]，第98－21次調査でその範囲に礎石掘形を検出していない。したがって可能性としては，SB01は，前身建物の位置・規模をそのまま踏襲したものではなく，庇柱位置では礎石を新たに据え，その掘形が浅かったために削平された場合が考え得る。庇柱の位置での遺構面の海抜高度は65.6～66.0m，身舎の礎石掘形の底は65.5～7mであり，可能性はあろう。しかしながらこれまで伽藍中軸とされていたY＝－17,686付近が，SB01の西端になることや，第174－22次調査で検出した東西方向の雨落溝が回廊のものとすれば，SB01の北庇に接続し，これまで知られる伽藍配置とは異なることなど，不審な点も多く，今後の調査で庇柱および妻柱の検出を待たなくては結論が出ない。SB02，03は，法華寺が礎石建で整備される以前の建物であろう。法華寺の前身建物か，それ以前のものかは不明である。

1）奈良市教育委員会『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書・昭和62年度』昭和63年。

2）福山敏男「奈良時代に於ける法華寺の造営」（『日本建築史の研究』桑名文星堂）昭和18年。黒田洋子「正倉院文書の一研究－天平宝字年間の表裏関係から見た伝来の契機－」（『お茶の水史学』第36号）1992.11。

3）福山が推定したのは，桁行11，14，16，17，16，14，11尺，梁行11，14，14，11尺である。これ以外に，庇天井板の長さ14尺，幅1尺，枚数262枚から，庇柱間を14尺とすれば庇総面積14×262＝14×（30×2＋14×4＋身舎桁行総長×2）より桁行総長が73尺となり，これより桁行柱間は14，14，15，15，15，14，14尺となる。　（藤田盟児）

別表　小規模調査等概要

調査次数	概　　要
234－1	平城宮内。市庭古墳前方部内。地山面を確認。土器，平瓦少量。
234－4	平城宮北方。地山面を確認。土器片，瓦片少量。
234－5	平城宮北方。近世以降の建物，溝，土坑。土器，平瓦少量。
234－7	平城宮北方。中世・現代の土坑。中世以降の丸瓦，平瓦少量。
234－8	薬師寺旧境内。龍蔵院の池（近世の絵図に描かれている）。遺物なし。
234－13	大膳職北方。近代の池によって遺構面削平。遺物なし。
234－14	平城宮北面中門西南方。奈良時代の柱穴2個。遺物僅少。
234－16	左京二条一坊七坪。地山面を確認。遺物僅少。
234－17	平城宮北方。中世末の超昇寺城の濠2条。中近世遺物あり。
234－18	平城宮北方。地山面を確認。調査区全体が溝の中か。遺物僅少。

表紙カット

第229次調査出土の平城宮Ⅰ式鬼瓦

蹲踞した鬼の全身像を表わしたもの。舌を出し顎鬚をのばす顔面，胸や腕の筋肉の盛上がりなど，その表現は写実的である。平城宮の最初の造営に当たって統一的に使われたもので，宮内各所から出土している。

1992年度

平城宮跡発掘調査部発掘調査概報

1993. 6

奈良国立文化財研究所